

ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1を上程いたします。

日程第1代表質問昨日に引き続き代表質問を行います。

質問通告に基づき順次発言を許します。

改革、無所属の会を代表して、45番大場正明議員議長 45番大場正明議員おはようございます。

改革無所属の会を代表して質問いたします。

まず、保坂区政15年を総括して伺います。

この15年間は、区民にとって果たして何が前進し、何が停滞した15年だったのか、区長の言葉で具体的に説明していただきたい。

特にこのことを考えるきっかけとなったのは、恵泉通りに関する保坂区長の姿勢です。

さて私達はこの15年を通して、区長の説明が成り立たない姿勢に疑問を持ち続けてきました。

今季だけでも具合は本来あるべき未来への議論に十分な時間を割けませんでした。

理由は明確です。

新庁舎建設の混乱と、その後始末に議会時間を取られたからです。

ではその混乱の出発点は何だったのか。

区長はそもそも新庁舎の形配置の判断を正当化する際、中庭から見える空間特性など、区民にはわかりにくい言葉を持ち、押し切りました。

さらに、区民会館を保存するという強いこだわりを重ねました。

しかしそのこだわりがなぜ必要だったのか、区民がわかる形で説明されないままで、結果として、難工事化し、その果てに工期延長や賠償などの問題の紛失に繋がりました。

新庁舎建設は理念やこだわりそのものでなされるものではありません。

こだわりを政策判断として貫くなら根拠比較責任を区民がわかる形で合理的に説明しなければなりません。

ところがその説明が、最後までなされなかった。

ここに区長の説明不能の姿勢が、症状的に現れています。

区民参加については後から述べますが、新庁舎建設については、区民参加のもと、専門家も交えた経過をたどっているように見えますが、だからみんなで決めた結果だよ。

このような事態になったということではありません。

最終責任決断の責任は、区長にあります。

そこで区長に伺います。

庁舎建設について、中庭から見える空間特性とは具体的に何を指すのか、なぜそれを優先したのか、さらになぜ区民会館保存のこだわりを採用したのか。

区民の理解が及ぶ形で答えてください。

次に公約と政治姿勢について伺います。

区長は、区庁退職金の即刻廃止や大型開発優先からの転換を掲げて初当選されました。

ところが退職金は2期目に想像以上に激務という理由で復活させました。

想像以上の激務。

はてなここで退職金そのもののぜひを論じているのではありません。

ここで通るのは政治家としての基本である公約と説明です。

激務であることは就任前から予測できたはずです。

それを見誤ったのか、それとも当選目的で公約に入れたのか、どちらかなのか、区長は明確に教えてください。

ここに保坂区長の政治的本質が見えるからであります。

大型開発からの転換についても同様です。

千歳烏山では140mのタワーマンション建設を区長は認めています。

私はタワーマンションについて、駅前広場との関係があるので、そのものを否定しようとは思いません。

大型開発優先からの転換で当選した区長がいつどこでどのような理屈で再び転換したのか。その説明が区民にないまま進んでいる点です。

未だに保坂区長は退職金をもらっていない。

大型開発には反対というイメージが区民の間に残っていないでしょうか。

政治姿勢が変わったのなら、変わった理由を、区長の言葉で、区民に説明すべきです越なぜ変わったのか、答弁を求めます。

次に、決算委員会で取り上げた私の質問がアクセスノイズ1月号でジャーナリストの山岡俊介氏に取り上げられています。

その記事の末尾に次のように書かれています。

引用ですが、ありていに言えば、建築基準法が厳格されていないこともあり、違法建築は現在も非常に多く、保坂氏が特別というわけではない。

だが、繰り返すが、保坂氏は現在100万人近い区民を抱える東京都世田谷区の区長法人だ。

その口調は最も遵法精神がなければならない。

まして今回の疑惑の違法建築は、火災などの緊急時の緊急車両、避難民の多く通行を妨げるもので、その結果人命が失われる可能性さえあるのだ。

違法建築は昔の違法建築疑惑は昔のことながら、これだけ怪しいのに、自己を正当化し、真相を明らかにしないのだから昔のことを今更で済む話ではないだろう。

その責任は重大だし、区長の資質を疑わざるを得ない。

今後の行方が大いに注目される。

以上が引用です。

この指摘は極めて正当なものだともう思います。

昔のことを今更ではなく、責任ある立場なのだからちゃんと説明しろという指摘です。

区内には福音視察同幅員 4m 未満の宅地が多く残っています。

建築基準法では建築や増改築の際、敷地は原則として、幅員 4m 以上の道路に 2m 以上接する必要があります。

区民には、区民は、そのため引っ越しや敷地の切り詰めまで含めいやでも、ルールを守って立て替えてきました。

その区民から見れば、建築道路行政のトップである区長の自宅に雪像の疑義があるのに、説明が尽くされないなら、怒りが生じるのも当然です。

保坂邸の海での写真をアップしてください。

次にこれは空調ダクト、左側の駐車場との間に段差があり、それを埋めるように階段が設置されている様子です。

決算委員会で指摘し、指摘して以降、この階段は接道義務に関する指導が入り、是正のための工事として行われた可能性があるという情報提供がありました。

それがこの写真です。

そこで区長に伺います。

区長は以前、敷地や接道に問題はない。

継続して建ぺい率容積率は半以内、多摩建築事務所建築指導事務所に報告建築当時も今も適法との認識な御答弁されました。

しかしもし行政の指導や是正があったのなら、これまでの答弁は、区民に誤解を与えたことになります。

区長は資料に基づく区民の理解が得られる形で次の 3 点を明確に説明してください。

①自宅敷地の接道の適法性とその根拠②行政からの指導、是正の有無とその内容、いつ何を求められ、何を行ったのか。

③階段設置の目的、これは是正工事なのか否か。

その上でこれまでに区庁が行ってきた説明や答弁が不正確であったが、訂正と謝罪を求めなければなりません。

決算委員会での答弁を思い起こしてほしい。

接道しているかのと質問に幅の広い道路に面して繋がっていますとの区長答弁の繰り返し。

このような説明不能な区長の姿勢を改め真摯に答弁していただきたいと思います。

次に、都市整備方針道作りプランについて伺います。

道作りプラン 2025 素案は、防災の観点に加えてかぶるなどの観点を追加し、複数の軸で道路を説明する構成になっています。

かぶるとは歩きやすさや滞在のシャツさ重視する考え方です。

道路、ただの通過空間ではなく、人がとどまり、回遊する場として捉え直す発想です。

この視点を加えること自体は、時代に合った方法だと思います。

ただ、区民が一番気になる気になるのはここです。

言葉は新しくなったでは危ない場所が安全になったのか。

この不安が残ります。

道作りプランの中にも防災上の深刻な課題が今も残っていることが明記されています。

延焼遮断帯の形成が不十分であること緊急輸送道路は区内で約 130 km 位置づけられている一方、福音派ば幅員不足があれば、災害に道路閉塞道がふさがること起きる恐れがあること木造住宅密集地域を中心に消防活動が困難な区域が多く残っていることそして、これは今に始まった話ではありません。

10年前の手背都市整備方針 2014 の段階で既に課題として指摘されていました。

例えば延焼遮断帯となる都市計画道路の整備率は当時の資料で腫瘍が 49.8%、一般が 28.1%という低い水準が示されています。

ここでいう仕様とは仕様延焼遮断帯ですカンパチや甲州街道といった骨格防災塾に囲まれた区域内で特に整備の重要度が高い区分です。

一般とは、一般延焼遮断帯です。

それ以外の防災生活圏を構成する区分です。

さらに、道作りプラン 2025 素案自身が進んでいない実態を数字で示しています。

10年前の 2014 年道作りプランで選定した優先整備路線について、事業に着手できたのは 4 区間延長にして 0.8km 800m にとどまるとされています。

防災上重要と位置づけた路線でも進捗が限られているという意味です。

そして、新しくつくるだけではありません。

今ある道路を保つことも重要です。

公共施設等総合管理計画では、舗装工費が 2018 年から 2022 年の 5 年間で約 23 万平方メートルにとどまり、計画目標の 3分の2程度に未達とされています。

道路が傷む速度に更新が追いつきにくい状況にあるという意味です。

加えてこの 10 年間半事業環境は悪化しています。

物価、人件費、資材価格が上がりました。

時間が経つほど工事費が上がっていく。

判断が午後遅れるほど、事業化がやりにくくなるという状況です。

にも関わらず、危険度の高い地域から先に決める判断が十分なされなかった。

具体的には、検討中という先送りが継続しています。

その結果都市整備の遅れを拡大させたのではないかと。

そう考えます。

ここで私が申し上げたいのは住民参加を否定することではありません。

問題は決め方です。

どこがどれほどの危険なのかを具体的に示す行政と住民がその危険性を強要する旧共有する。

危険度に基づく優先順位をつける。

いつまでに判断するか期限を切る。

決定したいと手順を明確にする。

保坂区政において、この決め方が弱かったのではないかという点です。

ここでいう優先順位とは、優先整備路線の中の順番ではありません。

危険度に照らして、どこから着手するのかを区として明確にすることを含みます。

またホームページで危険箇所を公開していても、それだけではありません。

危険箇所に住む人が自分事として理解できなければ危険は共有されたことになりません。

区民の側からすれば見れば、知らないうちに話が進み、ある日突然計画だけが示される。

これが一番怖いのです。

そして当該区民を遅らせる原因でもあります。

ここで申し上げている決定とは難しい話ではありません。

行政が責任を持って危険な場所を住民と共有する。

その上で、ここを先にある、いつまでに判断するをはっきりさせる。

これだけです。

決して住民に判断を押しつけるという意味ではありません。

例えば台風が近づいているのに、避難情報を各自で考えてくださいとだけ言って避難指示、つまり決定を出さない。

現在の保坂区政における道作りは、これと同じです。

危険度の度合いを見て行政が今何をするかを決める常務住民に伝え、動ける状態にする。

これが必要です。

つまり危険を残したまま、検討協議を続け、肝心の判断決定が先に延びることを避けるべきだということです。

その上で申し上げたいのは、道作りプランでは、主要生活道路主要生活道路について、幅員や線形といった重要な内容を事業に着手できる段階で具体化するとしています。

重要性は示されています。

しかし、肝心の姿が最後まで見えにくい。

それでは区民は安心して合意できません。

まず合意して、後で形が決まる受け取られれば進まないのは当然です。

以上申し上げてきたのは、防災に加えてかぶるという新たな視点を加えることが問題なのではなく、問題は危険の可視化と共有が不十分なままかぶるという説明の軸だけが増えることです。

街作りがいかにも進んでいるように見えても、最も危険な地域の安全が置き去りになってしまいます。

この10年間危険を基準にどこを先にやるか、いつ判断するかを決める仕組みが弱く、その結果判断が後回しになり続けたことがおくれの大きな原因ではないかと考えます。

会議や検討が悪いのではありません。

最後にやるやらない、いつやるを決める場面で決めきれず、次の検討を植えます。

この状態が続いたということです。

以上を踏まえ区長に伺います。

防災の核心である延焼遮断帯緊急輸送道路の閉塞リスク、消防活動困難区域について、この10年間で何が改善し何が改善していかないのか。

未達を含めてその根本原因についてお考えをお答えください。

罫線道路の問題を考えると答えは一つだと考えますがその上で危険の共有を決定に繋げる仕組みを今後どう立て直すのか、認識を示してください。

最後に区民参加と協働の道について伺います。

国民参加や協働は、区民の意思を行政の判断に反映させるために不可欠です。

しかし最終的な判断と責任は行政が引き受けるべきです。

この認識に区長は立っているでしょうか。

また区民参加や協働が結果として最終的な決断を先送りするための免罪符のように使われているという。

声があります。

区長はこの点をどう受け止めていますか。

意見がわかれ対立が生じる課題ほど決定者が必要です。

何をいつまでに誰が判断するのか、これを明確にする責任は区町にある、この認識はあるでしょうか。

そして参加を重視するなら、最後はここです。

再参加の先に何が決まったのか。

安全や課題解決がどう進んだのか、区民に見える形で示す仕組みを今後どう強化するのか、区長の考えを伺います。

以上で壇上からの御質問を終わります。

保坂区長うん大場議員にお答えをいたします。

まずあの庁舎建設に関してでございます。

本庁舎整備については平成16年ごろから議会での議論や区の検討が重ねられてきましたがリーマン・ショックの影響において改築に関する具体的な方針の決定の前にですね立ち止まったという経緯がございます。

しかしながら私が就任する直前の東日本大震災を受け、平成23年ですが災害対応の強化が不可欠であるとの認識から、平成25年度には、専管組織を設置しまして、整備方針の再検討を開始いたしました。

そして区民参加による検討会や議会での熟議を経て平成28年12月、基本構想を策定しております。

その基本構想では、長年区民に親しまれた本庁舎、区民会館広場については、保存可否かは、前提条件とせず、それらの空間特質をできるだけ継承しこれからも区民自治交流の拠点として区民に愛される庁舎を目指していくと明記しております。

中から見える空間特性へとおっしゃったんですが、私ちょっと記憶をたどってみました、私自身その中にはから見える空間特性ということは言ったことがなくあくまでもその空間特質の継承ということが、この検討会の中で示されたということは繰り返し述べてきました。

その後基本構想を前提として行いました。

設計者選定は大変高い関心がありまして旧庁舎は全面保存そして全面改築案まで幅広く 6案が寄せられ、成城ホールにて会場いっぱい位の区民が見守る中、公開プレゼンテーションが行われ、その直後7名の学識経験者による。

厳正な審査を経て区民会館ホールを保存する現状の案を提案した。

設計者が選定されました。

よく覚えてますわた C がその審査会のときにですね会場の建物に鋭意ないようにということでわざわざですねその時間は会場を離れて待機したということもよく覚えており私はこの審査会のを選定結果を会長から受けておりましてこれを尊重しこれまでの区民意見や議会の議論を踏まえて本庁舎整備に関する方針を決定したものであります。

いつか彼の話ですがこの審査会で全面改築案、これがあの選定される可能性もあったわけでそれが選定されたらどうしたかということ区民会館は保存されていないということになります。

あくまでもそうしたルールに則って公開審査審査会を尊重した結果、現状の結論にたどり着いているということでございます。

現在工事現場では庁舎区民会館に囲まれた広場の姿が現れ始めており、本年11月には新たな区民利用交流拠点とともにオープンをしていきます。

区民自治と協働交流の大拠点の実現に向けて中庭の広場も含めて整備等を進めてまいります。

次に公約について退職金の問題についてお尋ねがございました。

2011年の区長選の立候補に際しまして退職金はいらないという公約を掲げまして、就任後早々に条例を提案し、私自身退職金を受け取らないという手続きをとり、1期目の退職金を受け取っておりません。

その後区長としての区政運営に全力を挙げ、区民の暮らしを支える重責を果たす中で、公平公正に職務を果たすために激務と負担に鑑みて2014年の2期日以降の選挙においては退職金を受け取らないということを公約して公約として掲げておりません。

私自身特権的な立場に鞍上して区民との乖離を生じたならないと自戒しつつ、この15年間変わらず口運営に当たってきたつもりでございます。

次に政治姿勢の展開についての説明はお尋ねです。

政治姿勢とは区政運営に対する基本的な考え方や行動規範にあると認識しています。

私の政治姿勢の柱の一つは区の基本計画の理念に掲げました区民の参加と協働を基盤にした政策の推進です。

このことを基本にしまして、これまでも区民事業者行政のアイデアやノウハウ等を組み合わせて新たな価値を創出し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷の実現に向けて取り組んでまいりました。

とりわけ下北沢の街作りに関しては賛否両論厳しい対立があった中で、区民と熟議の機械を重ねまして参加と協働による合意形成型のまち作りを進めてきたところであります。

現在もこうした私の政治姿勢については何ら変わっておりません。

大規模開発に関して政治姿勢を転換したということもございません。

次に私の自宅に関してご質問のございました。

ご質問の中にですね疑惑の違法建築などというフリーライターの方の文章のご紹介がありましたが、一連のネット記事などまだ残っておりますが、事実関係を錯誤されて勘違いされてりめん氏のようなとか、他人の土地を自分の土地のように見せかけて、いつ会って家を建てたなどのご発言ご指摘を撤回も訂正もされてない昨年内の議論の延長線上にあるものと改めてここは間違っていたんなら取り消していただきたいと求めたいと思います。

また、本日も写真に乗ってき提供されました。

私の自宅の敷地内を撮影したものですよね。

私の私生活に踏み込むことだというふうに受け止めます。

実はこの写真はですねつまりここに階段があるということをおの議員は会議したかったと思われませんが、公道からはですね、全く見えない。

マリク本だ。

ダンサーを繋いでいる。

会談ですが見えないね。

公道から全く見えない。

従って私有地に入らなければ撮影できないものでこのたちの許可を取ってしっかり捉えたものであるのかどうかからしなければ無断方で取得されたものという疑いも生じるわけです。

ということはないとは思いますがけれどもその点についても指摘をしておきたいと思いましたがこうした議場で公開されるときに、私自身これ公開していいですかということについて、求められたらこれを許可するものではありません。

区長は公人だからそういうことは言えないんだということが先ほどのフリーライターの方にも言われています。

つまり、違法建築云々の話でございます。

以下ご答弁をしていきたいと思っておりますが道路に接するという要件についてですが、建設当時の建築確認申請は、この段差段差がそもそもあるという図面をきっちり数字も出してですねこれがそのまま通っています。

もちろんその当時の土地の形と現在の形これは大きく違いますがしかし段差自体は変わらないわけでございます。

現状においてもこの道路2m以上接しているので問題はないということでございます。

し、次に所管する建築指導事務所からは是正指導を受けたのではないかとほんでて指導を受けたんであればというようなお尋ねがございましたが、これまで是正指導を受けたことはございません。

ただし建築指導事務所からは何度かのやり取りの中で建築確認申請の当時から、建物の形。建築敷地と建築物の形状に変更があったため、現状はどうなっているのか確認をしてほしいというお話を受けております。

この状況確認の進め方については、建築中を通して建築事務所に変更箇所を既に伝えていきます。

今後の進め方については、相談をしております。

段差部分の階段写真の示されて、是正指導。

この事実はございません。

これまでもこの駐車場と敷地の間の行き来をしておりましたが、より円滑に移動することができるように改善をするために設置したものでございますしそもそも、あの接道要件自身がこれがあってもなくてもですね、が確保されていたということでございます。

次に、多摩建築事務所に対して建ぺい率容積率については建築基準法の基準内であっても問題はないということをお伝えしているということをお既に昨年申し上げておりますが、さらに詳細な調査を尽くして、この重要核骨格上の建築条件はクリアを押ししてですね、適用に立っているということをお既に伝えてお伝えしているところでございます。

次に道路の問題について、道作りプランについてのお尋ねをいただいております。

防災上の総括として現在の道作りプランを策定した平成26年以降、延焼遮断帯となる都市計画道路のうち完成した区間は区施工の補助1号4号線や都施工の補助26号線合わせて2路線の0.9kmです。

区は、区は、都市計画道路や主要生活道路の他地先道路事業や研究所、道路沿道の耐震化にも鋭意取り組んでおり、その結果緊急輸送道路の閉塞リスクの低減や眺望確保困難区域の解消に繋がっている箇所があります。

依然として、区内の道路基盤十分とは言えず、防災上の課題はまだ多いと認識しております。またこの間、主要生活道路も含む4路線で、新たに事業着手し、現時点では計23路線の道路事業を進めている一方で用地取得にかかる時間が長期化する傾向にあり、完成に至らない路線が蓄積する中で、当初計画した通りの事業着手に至っていないという路線もございます。

機器の共有を決定に繋げる仕組みについてでございますが久場道作りプランの策定にあたり、これらの状況を踏まえて検討を行い公表した素案では延焼遮断帯や消防活動困難区域の状況等を課題として挙げた上で、優先整備路線の考え方や選定結果、道路整備を進めるもののための方策等も示しし広く周知を図りながらパブリックコメント等を実施いたしました。

また今回の優先整備路線は、災害から区民の命と街を守る道作りなど今後の道路整備に当たって重視すべき方針に合致した。

いずれも計画期間内に着手が必要な路線です今後これらの路線については防災の視点のみならず広域的な道路ネットワークとしての観点や歩行者の安全性確保など様々な整備効果や関連する事業の進捗状況などを総合的に勘案しながら、ジュンジュン事業化して参ります。道路事業着手に当たっては、防災 1000 円を交付初めまして様々なまちの課題や事業の必要性について地域や関係する地権者に対し丁寧な説明を重ねるとともに、区長として随時適切な判断を行い、計画期間内の着手を目指してまいります。

次に区民参加についての副長の判断についてでございます。

さきに答弁した通り、区民の参加協働による政策の推進は私の政治姿勢の土台です。

参加と協働に当たっては、区や区民、区民同士が意見の違いを乗り越え、共通の課題認識を共有して信頼関係をもとに、熟議と呼べるプロセスを減っていきます。

時間を惜しまずにこのプロセスを重ねていくことが民主的な合意形成には不可欠なものと考えています。

区は実務の進展や合意形成の状況を見極めた上で参加と協働の結果を形にして区民に示し、最終的な責任者として私が判断することはもちろん必要です。

これまでも下北沢の街作りや野毛町パークらぼ子供の権利条例など参加と協働を基本とした様々な分野の施策を具体的な形にしてまいりました。

今後も参加と協働を基盤にすることで地域への愛着を育み、世田谷誇る地域人材や広域資源などの連携強化により、目に見える形で地域課題を解決に導き、あらゆる世代が安心して住み続けられる。

世田谷を私が先頭に立って作ってまいる決意でございます以上です。

大場正明議員いろいろ答弁なさいましたけれども、まず論点のすり替え問題を全然違う方向に持っていく。

ましてやその写真のことにに関してなんてここで議論できる話じゃありませんし、あなたにその権利は言う権利はありません。

それ接道をしていないというふうには自分で言ってるだけであって、客観的な証拠を行ってくださいと自分の主観だけを述べているだけですよ。

区長は、今の答弁ですけども、是正指導は受けていないと答弁する一方で、建築確認時から敷地と建築物の形状に変更があったため、現況を確認するよう求められ、建築指導事務所とも相談してるってことじゃないですか。

これ矛盾してるでしょこれを是正指導っていうんじゃないんですか。

それで相談してるんでしょそれで決算委員会の後に、あの階段が作られたわけですよ。

何よりもその証拠じゃないですか。

矛盾した答弁ですよ。

自分が接道してるって言えばそれで通るんですか。

通らないから言ってるんですよ。

だから疑義が生じるということを行っているんです。

それから気空間特質の問題に空間特性の問題については選定委員に刷り込まれてるんですよ。

空間特質が大事だということが、それでゼンマイ全面改築のプランもありましたけれども、あれ全面改築のプランの中に全部潰しちゃうと空間特質というのがなくなっちゃうことは明らかなんですよ。

だから選ばれないということに繋がるんです間接的にそのことを問うているわけですよ。

な空間特質という言葉というのはあれは区民会館を残せもしくは、第1庁舎を残せというような意味合いが含まれていたということで質問してるんです。

もう1もう一点、尋ねますけども私は烏山の140mのマンションについて例を挙げて、これを区長が認めたという。

これ認めてるんですよこの建築を200%の容積率をプラスしているわけです。

本来500%のところをそのことをが、大型開発の転換を求めるといふことと矛盾していないかということを行っているわけです。

端的に言うと140mのタワーマンションというのはもちろん216補助20216号線と池間広場な関係があるわけですが、大型開発ではないんですか。

その2. 五代てくださいよ。

だから、是正指導は受けていないと言っているながら、是正指導を受けてるじゃないですか。

しかも相談してるじゃないですか、ないですか。

一発でこれをやれとは言わないわけですよ住んでる人と向かって相談しながら、ここを直していきましょうね。

ここを是正してくださいねっていう話を今やってるって自分で答弁してるじゃないですか。

それを是正指導っていうんですよ。

その結果としてあの階段ができてるんですよとりあえず。

でもあれでもいいかどうかっていうのは、まだ結果と結論が出ていないから相談が継続してるってのは答弁しているわけですよ。

だからまだまだ是正指導のプロセスじゃないですか。

だからあなたの答弁は間違っているしかも2名との接道はできているというようなことはまだ決まってないはずですよ。

お答えください。

保坂区長はい再質問にお答えをいたします。

接道していないと私は一度も言っておりません接道していると先ほども申し上げましたこのあの指導これですね、建築指導事務所は建築基準法に基づく指導権限は当然持っているわけでやり取りの中で、その是正指導か否かっていうのはお尋ねしています。

その結果是正指導ではないということも確認をしております。

従って現状ですね先ほど申し上げたように、その階段がないとしても、その接道していないということではないわけである階段がない状態で建築確認申請が通ってるわけですけどしかし、その通行の安全性とか潤滑性みたいなことのために改善した方がいいだろうと私は判断をして設置したものであります。

現在、現在その接道していないという見解はどこからも出ておりません E 委員以外はですねそういう見解があるならその論拠を示して欲しいというふうに思います。

またもう一つお尋ねがありましたよね。

例えば建物の計上形ですね。

建物が実際の建築確認申請より小さくなっているというのを以前に申し上げたかと思いますがこういうこともありますのでまた隣地の状況も変わっているということで現状を報告してくださいねというのはこれで是正指導ではないんですね。

それも確認しています。

やり取りの中で行っているものであって正指導というのはここにこういう不適合があるから正せとそういう性格のものを受け取ったことはございません。

また、空間特質についておっしゃいました先ほど紹介したようにですね、必ずしもその保存すると、区民会館ホールや、その中にあの形状やそういったものを保存するというのではなく、空間特質の継承というのはこれ言葉なんです。

空間としての特徴や記憶やいわば以前訪れた感じの場所だというようなところを継承してほしいという意味だと私は返していますいわゆるそこで出されたのは言葉ですので、物理的な保存を前提とするのではなく、空間特質の継承ということをあの確かにその検討委員会では出されております。

それはあくまで参考であって全面改築案が出てくるのも当然だと思います。

烏山の都市計画都市計画決定の前に今マンションの規模、高さについてもいろいろご議論がございます。

京王線連続立体交差事業の中でいわばその生活の拠点、あるいは事業が大きく影響を受ける地権者の生活再建を支援するという観点のもと私なり、からず山総合支所でいわばサポートしている経過はあるものの、大型開発ということで始めているものではありません。

ただ、規模が大きいということについては確かに 140m という規模は小さくはないと思っておりますしかしそれが根本的ないわゆる終始外だということではございません。

大場正明議員あのね、実務的にいくと、現況確認を求められるというのは、行政指導の入口なんです。

これは始まったばかりなんです。

だからいきなり最初にそれでね韓国とか是正勧告とかなんかしませんよ。

今プロセスに入ってるんでしょ。

その結果韓国が出るかもしれないわけですよ。

少なくとも建築指導事務所から指導っていうか話し合いしましょうみたいな形で来てるわ

けですから、問題がないという問題がなかったら来るわけじゃないじゃないですか。

それから最初のね敷地と違うわけですよ。

最初の式は 30 坪隣の大地主から借りてたその土地を返した後に、今度は 10 坪の土地を買ったわけですから、全然言ってることが違うじゃないですか。

話を度ずらしてますよ。

だから問題がないということ言うんであれば、ちゃんとした客観的な証拠を出してください。

自分がこう思うじゃなくて、自分の認識を語るんじゃないで、キヤンカー客観的な資料を出してください。

教えてください。

保坂区長是正指導を追うはありませんというの申し上げた通りです重要なのは疑惑という 3 文字加入すると 2 文字ですがございますがそれは建ぺい率容積率接道義務等の基本的国籍要件を逸脱しているのではないかという遠いですよ。

それに対しては、詳細な調査のもとに全てそこは適法であるということを既に伝えているところですさらに詳細な肉づけの調査も続けております。

以上です。

以上で大場正明議員の質問は終わりました。

次に、日本共産党を代表して、44 番たかじょう邦子議員議長 44 番高沢邦子議員日本共産党世田谷区議団を代表し質問いたします。

初めに総選挙結果についてです。

2 月 8 日投開票が行われた総選挙で自民党が 316 議席を獲得し、戦後初めて単独で 3 分の 2 を超えました。

憲法 9 条改悪を始め、戦争国家作りを進めるという点で 9 戦 5 勝でない危険な状況が生まれています。

自民党の比例得票は、得票した有権者の 36.7%にも関わらず、3 分の 2 を超える議席を占めることになったのは、小選挙区制によるものであり、虚構の多数です。

今回の選挙は、高市首相が、予算審議もせず、衆院を解散し、解散から投開票まで戦後最短の 16 日間で有権者に各党の政策などを考える時間すら与えない。

異常な選挙でございました。

会見が争点ではなかった選挙で改憲勢力は 9 割を占めてしまった。

9 日の会見で高市首相は改憲への意欲を示し、少しでも早く会見憲法改正の賛否を問う国民投票が行われるよう、環境を作っていくと述べました。

しかしこの選挙では、高市政権の政策が評価されたわけでもましてや、会計を認める民意が示されたものではありません。

高橋将は選挙中の憲法改正もやらせてほしいとの発言や SNS 上のときに国を守るために命を投げ出してなどの過去の発言が拡散される中、戦争国家作りへの危機感から、X 旧 Twitter

上上でハッシュタグ戦争止めてくるわがトレンドワードになり、一気に拡散されました。きっかけとなる投稿したエッセイストの紀由真由子さんは今この瞬間にも、みんなが戦争をし、戦争はしない。

戦争は嫌だって叫んでいる 1 人 1 人の 1 人 1 人が戦争を止めようとしている私達には声がある。

と投稿し、共感が広がりました。

自民党 1 強の選挙の一方で、戦争へと向かう今の日本の政治をみんなで止めようとする世論が広がった選挙だったと思います。

私自身、これからの子供たちが生きていく日本が戦争に巻き込まれたり、戦場になるような未来は絶対に止める。

憲法 9 条を守る、これが今を生きる大人の責任だと思っています。

日本共産党世田谷区議団は、区民の皆さんと力を合わせて、高市政権の強権政治を許さず、憲法 9 条を守り、平和人権暮らし民主主義を守るために戦う決意です。

今回の選挙結果結果について、特に会計へは憲法改悪の危険について区長の見解を伺います。

次に、来年度予算についてです。

日本共産党世田谷区議団は年明けから 15 万世帯を対象に、区民アンケートに取り組み、現在までに約 1600 件の回答が寄せられました。

これまでの集計結果を見ると、以前に比べて暮らしが苦しくなった。

以前と変わらず苦しいとの回答を合わせると 77.1%になります。

コロナ禍の最中に行った同様のアンケート調査では、約 5 割でした。

倉重は暮らしが苦しい原因として、物価高騰による食費や光熱費等の出費の増と答えた人が 9 割を超えます。

予算案は、次世代を育む暮らし応援予算として編成されました。

予算概要には、区民生活においては引き続き、先行きが不透明な状況となることが見込まれるとの認識が示されていますが、区民アンケートから見えてくる状況はより深刻なものです。

現政権が軍事費をどんどん上げようとするれば、医療費の 44 兆円削減などに見られるように、国民の暮らしや医療、福祉、教育費の削減が余儀なくされます。

高柴氏。

こうしたもとの、住民に最も身近な自治体として国の悪政から、区民の暮らしを守る取り組みがますます重要となっています。

まず、区民の暮らしをどのように守っていくかについて伺います。

区は、来年度予算で生保、住民税非課税世帯へのエアコン購入、設置費助成、就学援助における小中学校新入学用品費の増額ほっとスクールにおける就職支援などを行うとしています。

こうした低所得者への配慮は重要であり、最も求められている支援であると思います。

世田谷区基本計画では、区民生活において、区民の生命と健康を守るために、日常的日常生活における必要な支援を初め、既に確保されたベーシックサービスを堅持することを最優先とする。

必要があると述べています。

物価高騰が続く中、国は生活保護基準を引き上げるのではなく、さらに引き下げようとしており、ベーシックサービスを堅持するだけでは十分でないことが明らかです。

阿部安倍政権下の 2013 年から 15 年の生活保護の基準引き下げを違法として取り消した。

最高裁判決を受け、政府は生活保護利用者への補償を決めましたが、高市政権は補償を一部に限り、裁判を起こした原告とそうでない日、原告で大きな差をつけました。

1 月 21 日付の東京新聞では、原告になることを断念した生活保護を利用している脳性麻痺の男性が原告と非言語区で補償に佐賀格差がつけられたことに対し、声を上げるかどうかで命の値段に差がついていいのか。

頭が良くないとお金はあげないってことですかと訴えた記事が出ましたこの方は世田谷在住の方です。

障害など理由があっても働けない方の命の砦である生活保護が命の価値を軽んじる違法状態が続いています。

このままでは、区民の生命と健康を守る区の責任も果たすことができません。

第 5 次補正予算での住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金物価子育て応援手当など、低所得者対策として評価していますが、給付は一時的なものであり十分ではありません。

区民アンケート調査から、結果から、区民が望んでいる物価高騰対策は、保険料等の負担軽減や家賃助成など、固定費への支援でした。

区として、医療、保育、教育、住宅保険料や税金納付など全ての分野における更なる低所得者への配慮が必要と考えます。

区長の認識を伺います。

次に教育分野での定食豆腐者対策、子供の貧困対策についてです。

区民アンケートで拡充してほしい。

子育て支援は何かについての回答は衝撃的です。

238%、虐待防止の取り組み、3 位 31.4%で、保育の保育園の待機児解消を抑えて 1 位が子供の貧困対策で 51%でした。

これはアンケートに答えてくださった方が本人が生活困難である場合だけでなく、周囲で見聞きして、子供の貧困対策の必要性を感じておられる方が一定数いるということの表れだと思います。

これまで我が党は、義務教育は無償を定めた憲法 26 条に即して、学校給食や教材費の無償化を国の責任で進めることを求めてきました。

今、国による公共高校授業料の無償化、小学校給食の無償化など教育の無償化に向けた前向きな動きがある中で、既に品川区を初め、港区台東区、墨田区など9区で来年度から中野区も給食費以外の教育の無償化に踏み出しています。

これまで子どもは学校で保護者が徴収している費用保護者から徴収している費用全てを無償とする教育の無償化などを求めてきました。

これらがすぐにできないのであれば、まずは低所得者への支援の拡充をすぐにでも行うべきです。

現状区は、就学援助の準要保護部分は生活保護基準の1.4倍の世帯まで対象としています。対象をさらに広げていただきたい。

また、物価高騰分を、学用品費に反映されさせることを求めます。

見解を伺います。

次に、高すぎる本国民健康保険料介護保険料についてです。

区民アンケート調査結果では、社会保険料の引き下げを求める声が多数ありました。

総選挙でも社会保険料の引き下げが一つの焦点になりました。

区ができることは、国民健康保険料や介護保険料の引き下げです。

国民健康保険料について厚生労働省は、子供を対象にした保険料を半分にします。

半分に軽減する措置を広げる方針を決めました。

現在は未就学児が対象ですが、子供が18歳になる年度の高校生年代まで延ばすもので、2027年4月から実施を目指しています。

そもそも国民健康保険は加入者の多くが、所得の低い非正規労働者や無職者、年金生活者で占められているのに、保険料は高いという構造的な問題を持っています。

日本共産党は人頭税のように係る均等割平等割そのものを廃止し、高すぎる国民健康保険料制を抜本的に引き下げのために公費1兆円の投入を求めてきました。

さらに子どもが求めてきたのは、区が区民の生命と健康を守るためあらゆる努力をして、保険料の大幅値上げを抑え、区独自軽減に踏み出すことです。

去る2月9日、日本共産党世田谷区議団は国民健康保険料引き下げを求め、区長に対し申し入れを行いました。

重ねて、以下の点を求めます。

来年度の国保料について、区独自に保険料の大幅引き下げを実施していただきたい。

そのための財源として独自の財政支出を求めること。

また、18歳までの子供の均等割半額措置を半減措置を再来年度ではなく、直ちに拡充し特別区長会として、子供の均等割0実施を、財源を含めて、国都に求めていただきたい、区の見解を伺います。

介護保険料については現在第9期世田谷区高齢者保健福祉計画介護保険事業計画で定めており、今年度は2年目となっています。

第9期では、区独自に非課税世帯に対し、保険料の減額を行いました。

今後区は、令和9年度からの第10期の介護保険事業計画の策定に向けた本格検討を行うと聞いています。

区独自減免の拡充を進めていただきたい、区の見解を伺います。

区営住宅についてです。

第4次住宅整備方針案が示されています。

方針の重点施策として、居住支援の推進による住宅セーフティーネットの強化が示されています。

この間私どもは、区営住宅を増やす方針を持つべきと訴えてきました。

これに対し、区は、区営住宅の再編で検討するとの答弁がありました。

区民からのニーズが高いことから、方針の中で、区営住宅を増やすことを明確に示すべきです。

見解を伺います。

次にマンション防災についてです。

マンションは構造的に耐震性が高いため震災時には多くが、在宅避難となることが見込まれています。

マンションで、在宅避難を進めるためには、マンションごとに防災組織を目指すことが求められます。

震災時のマンション特有の問題はトイレの問題や同じマンションにおられる避難行動要支援者をどう支えるかなどが考えられます。

私の住むマンションでは、自治会の役員の中で防災担当を配置し、毎年防災訓練を行っています。

地域の避難所訓練などにも参加し、避難所機能に何が必要なのかなども学んできました。

防災担当者の会議でマンションが避難所機能を担えるようにしておく必要があるということも確認をしています。

今年の防災訓練では、マンションに特化した在宅避難について防災士の方に話をさせていただきました。

発災後にはトイレを流してはいけない、汚水管が破損している場合、パイプシャフト内で物が散乱してしまい、衛生上の問題だけではなく、下水管の修理に時間がかかり、復興が遅れることになるということまた、備蓄品は普段食べているものを、ローリングストックしていく方法がおすすめで期限切れの備蓄品を廃棄することなく、合理的だということなども学びました。

参加者からは、震災で水道が止まったら風呂の水を使ってトイレを流すことを考えて、常に風呂の水を溜めていたトイレを流してはいけないことを知らなかった。

具体的な話を聞いて本当に良かったなど感想感想が寄せられました。

区が今年度取り組んだ。

マンション防災表情促進事業は、マンションでの防災組織への防災組織の形成を支援

することを目的に実施され、1945 棟のマンションから防災用品への申請があったとの報告がありました。

これを機に、目的である防災組織の形成を促す取り組みを進めていただきたい。

マンション防災促進事業の対象は 1 万頭と聞いていますが耐震化を進めてきたときのように数値目標を持って取り組むべきです。

申請のあったマンションに対し、マンションに特化した出前の防災学習会などおすす各確実に防災組織の形成に繋げていただきたい。

また、在宅避難の取り組みについても 74%が認識しているとの結果もありますが、残り 26%の区民に向け、更なる周知強化が必要です。

区の見解を伺います。

次に、保育次待機児の問題についてです。

来年度の保育待機児の劇場が見込まれる中、保育園増設計画が示されていますが、すぐにといいわけにはいきません。

認可保育園増設を増設し待機児解消を進めること保育士確保への支援に積極的に取り組み、保育の質を担保することを求めます。

また、区立保育園統廃合計画を見直すことを求めます。

見解を伺います。

次に都市計画道路についてです。

来年度からの都市計画道路整備方針では、府内での都市計画道路の廃止路線は示されませんでした。

参加と協働のまち作りを目指し、区民とともに廃止路線の検討を行っていただきたい。

既に優先整備路線となっている。

補助 52 号線は、言動もなく、協働のまちを斜めに分断する路線です。

住民の合意形成も進んでいません。

補助 228 号線以西については廃止を求めます。

また恵泉通りについての行政代執行は行うべきではありません。

今まで通り丁寧な対応を求めます。

見解を伺います。

次にくるりんバスについてです。

くるりんバスは祖師ヶ谷大蔵駅祖師谷住宅砦示唆を支所を循環するコミュニティバスです。

昨年の 4 月、くるりんバスが運転手不足を理由に減便となったことから地域住民の皆さんは便数を元に戻して欲しいとの署名 816 室を区長に届けました。

これを受け区は、コミュニティバス路線を対象に行う。

民間路線バス事業者への初の行政支援事業に踏み切りました。

これにより、便数が回復できるのかが問われています。

特に高齢者からは、病院に行くにも変えるにも、午前 10 時 11 時、午後 3 時 4 時のバスが

ないため困っている空白時間に 1 時間に 1 本ずつ増便できないかとの切実な声をいただいています。

区として事業者に対し、空白時間への増便を求めているいただきたい。

見解を伺います。

最後に区立図書館についてです。

世田谷区図書館ビジョンが目指す図書館像は学び、文化を支え、誰もが安心して過ごせる地域の拠点となる図書館であり、全ての区立図書館が目指すものと認識しています。

しかし図書館の運営のあり方に関する方針案では、直営館指定管理官は違う役割を担っていくとの方針が示されています。

直営館と指定管理官では別々の図書館を目指すことになるのか。

図書館へ世田谷区立図書館ビジョンとの整合性について区の見解を伺います。

また、図書館の本来の役割である。

社会教育の推進や居場所機能に必要となる。

ソーシャルワークを行う役割は直営でこそ担えるものですし、管理し図書館を増やす方針は改めるべきです。

見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長高城議員にお答えをします。

先の総選挙結果についてでございます。

さきの総選挙衆議院選挙を往々においては、自由民主党が衆議院の 3 分の 2 を超える議席を獲得苦笑するという結果に終わりました。

突然の解散報道が 1 月 9 日に流れ正式に首相の解散表明が 19 日そして解散から公示までがわずか 4 日という日程の制約を受けて、各党のを政策をそれぞれが討論する公開討論の回数も大変少なく、選挙の論点や争点が必ずしも明確にならないまま高橋総理でいいのかどうかという総理自らが設定したテーマに執念をやっていったように思います。

結果は結果として厳粛に受け止めた上で今後の選挙のあり方に課題を残した小選挙区制のあり方も含めてまた今後の選挙解散のあり方についても議論課題を残していると考えております。

昨年 4 月の第 4 回区議会定例会の代表質問でご答弁した通り外交や安全保障の分野でこの間の日中関係の悪化や非核 3 原則の見直しに加えて、選挙後の記者会見では改めて憲法改正についても意欲を示されていると伝えられています。

こうした論点が選挙を通して提示され議論が作られたわけではないと考えています引き続き安全保障に関する国の議論の動向を注視するとともに特に憲法 9 条改正については平和国家としての根幹に関わることで先年の戦争の惨禍を 2 度繰り返さないための国民的な議論をしっかりと巻き起こしていくことが不可欠であるというふうに考えております。

次に物価高騰から区民の暮らしを守る取り組みについてのご質問がございました。

違法とされた生活保護基準額引き下げについては原告以外には一部補償にとどまるなどいまだ十分な補償には至っておりません。

私も機会を捉えて国に要望してまいります。

長引く物価高騰の中、既存のベーシックサービスのみでは全ての区民の生活を十分に支えることが難しくなっていると認識しておりまして区では今年度の補正予算において、低所得世帯や子育て世帯へ重点的な支援を行い、この間、関係部署からなる子供の貧困を対策推進連絡会を通して庁内連携を図るなど、全庁的な子供の貧困対策に取り組んでおります。

また今年度より、債権管理重点プランに基づく新たな取り組みとして、納付したくても納付ができないといった納付義務者に寄り添い、必要に応じて、ぷらっとホーム世田谷等の支援機関にマッチング丁寧な繋ぎを行うなど、JA 保険料の再建に係る所管と福祉長官が相互に連携する仕組みを構築しております。

私はこれまでも区民の命健康暮らしを守ることを最優先と考えてきておりまして、今後もこうした庁内連携の枠組みを生かして所得者対策や子供の貧困対策を充実させ、誰 1 人取り残さない地域社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

清水副区長私からは、都市計画道路の廃止を含めた見直しについてご答弁申し上げます。東京都および区市市長は、都市計画道路が広域的な道路ネットワークとしての役割を担うことを踏まえ、都市計画道路における新たな整備方針の策定に向けては、昨年 7 月に中間のまとめにて考え方を示し、パブリックコメントを実施する等、幅広い意見の把握に努めております。

検討においては、未着手の都市計画道路を対象に、改めて必要性の検証を行い、お話の区間は、交通処理機能の確保や延焼遮断機能の向上等に資する路線として必要性が確認されており、12 月に公表した整備方針案では、計画期間内に着手すべきと施工の優先整備路線として位置づけております。

整備方針は 1 月末まで実施した方針案に対するパブリックコメントの結果を踏まえ、年度内に策定予定です。

当該路線については、現道がない場所が多いため、多様な意見があることを区も認識しております。

今後も寄せられた声は、東京都と共有するとともに、東京都が道路事業に着手する際には、地域の住民や関係権利者に丁寧な説明を行うよう求めてまいります。

以上でございます。

秋山学校教育部長私からは就学援助の所得制限の引き上げ、また物価高騰分の額、学用品費への反映についてご答弁いたします。

就学援助につきましては、生活保護基準を参照しつつ、区独自の認定基準を定めており、他区と比較しても相対的に高い水準となっております。

国が実施している子供の学習費調査における過去 5 年間の通学関係費および学用品費等の保護者負担は約 26%の増額となっておりますが、区では今年度、生活保護における入学準備金の支給額が引き上げられたことを踏まえ、新入学用品費の支給単価を増額改定しており、学用品費も含めた増額率は概ね同様の水準となっております。

ご指摘の認定基準の引き上げにつきましては、引き続き社会経済情勢が学齢期のお子さんを持つご家庭に及ぼす影響や他自治体の動向などを注視するとともに、学用品費の支給額についても、積算根拠の見直し状況を踏まえ適切に対応してまいります以上でございます。

田中保健福祉政策部長私からは、国保料についてご答弁いたします。

国民健康保険制度は国が責任を持って対応すべきものと考えています。令和 7 年 9 月には、本制度を安定的かつ持続的に運営できるよう、国庫負担の充実により、国保財政基盤を強化するとともに、低所得者層に対する一層の保険料負担軽減を図り、更なる財政支援について、特別区長会から厚生労働大臣宛要望書を提出しております。

今後も引き続き、特別区長会を通じて、国や都に粘り強く要望してまいります。

私からは以上です。

山田高齢福祉部長私からは、介護保険料についてご答弁いたします。

65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料につきましては 3 年間で 1 期とする介護保険事業計画に基づいて条例にて定めており、現在は第 9 期計画の 2 年目となっております第 9 期の保険料設定時の低所得者対策といたしましては、引き続き、国が定める制度の範囲内で非課税世帯の保険料率の引き下げを実施するとともに、区独自に非課税世帯のうち、保険料段階が第 2 段階または第 3 段階の方で要件を満たす方に対し、保険料の減額を行っております。

令和 9 年度から 11 年度計画比とした第 10 期の介護保険事業計画の策定がこれから本格的に始まりますが、介護保険料の設定に当たりましては、国の動向を注視しながら、区独自減免についても検討してまいります。

以上です。

佐々木都市整備政策部長私からは区営住宅の悪住宅についてお答えいたします。

区民生活の基盤となる住まいの確保は、昨今の物価や家賃の高騰により、特に高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の安定的な確保が困難な状況になりつつあり、区営住宅の供給の重要度は、これまでに増して高くなっていると認識しております。

区営住宅ではこれまでも住宅なく確保が困難な多様な世帯に向けた供給を図ってまいりましたが、高い募集倍率や居住ニーズに配慮した住居の供給建物の老朽化の対応など様々な課題を抱えております。

議員お話しの中区営住宅を増やすことについては来年度の改定作業を予定している世田谷区公営住宅等長寿命化計画の中で建物や居住者の現状を把握するとともに、社会情勢や、時代に即した居住ニーズを踏まえた。

供給に向け、じゅ、供給戸数も含めた公的住宅としてのあり方を検討してまいります。

また、区営住宅の建て替え等については、財政負担なども考慮しつつ世田谷区公共施設等総合管理計画一部改定第2期を踏まえながら取り組んでまいります以上でございます。

輝き管理部長マンション防災共助促進事業におけます防災区民組織化在宅避難の周知についてお答えいたします本事業をきっかけといたしまして総合支所ではマンション防災をテーマとした防災塾の実施や防災区民組織に関する周知個別の説明などを行っておりこれらの取り組みにより、新たな防災区民組織の結成が各地域で促進され始めております令和8年度には、講演会の実施やアドバイザー派遣など多様な支援策を総合支所との連携により防災区民組織の新規結成促進を図る。

てまいりますマンション内での自助共助力を高め、町会などとの連携を始め住民相互に支え合える体制の構築を目指してまいります区民意識調査では、大規模地震発生時に自宅が無事な場合、自宅にとどまると回答した組員が約75%と、在宅避難の認知が高まっておりますが今後も様々な機会に媒体を活用し、更なる在宅避難の啓発を進めてまいります。

以上です。

松本子供若者部長私からは、認可保育園の増設、保育士の確保への支援区立保育園の再整備についてご答弁いたします。

区では、この4月の入園申込者数が過去最大となったことを受け、令和9年4月以降開設の認可保育園の整備を前倒しで進めることを決定し議会へもご報告したところです。

今後施設整備を進めていくためには、保育人材の確保は不可欠であり、区ではこの間、保育人材情報ポータルサイトの運用や就職相談会の実施などに取り組むとともに、事業者からの継続の要望が特に強い宿舍借り上げ支援事業について、国が制度を縮小してきている中、東京都に対して補助制度の補足や継続を要望し、来年度も同程度の支援が継続できる見込みとなっております。

都内全体でも保育の入園申込者数が増加している状況にあり、引き続き東京都と連携しながら、保育の定員確保と人材確保を進めてまいります。

また議員ご指摘の区立保育園再整備につきましては、今後の定員確保の取り組みを進める中で、周辺地域の保育の需要量と下降量の状況を見定めながら、更なる待機児童を生じさせないよう、適切に進めてまいります。

以上です。

どのした道路交通計画部長私からは2点についてお答えいたします。

まず計算通りは行政代執行を行うべきではない、との質問にお答えいたします。

主要生活道路106号線、恵泉通りに行きましては残念ながら、土地収用法に基づき区が権利取得した土地の明渡しにはいたっておりません。

このため区では当事者の方のご親族の御協力なども得て自主的な明渡しの説得を続けて参りました。

また区長も早期の解決に向け当事者並びに道路開通による環境の悪化に懸念を抱く。

沿道の方々と直接お会いし、相手方の思いや、お話をお聞きしながら、明け渡しの説得を続

けているところです。

区では、令和 10 年 3 月の事業完了を目指しており、並行して、行政代執行に関する課題の整理を脱し好調である東京都と情報交換しながら進めておりますが区といたしましては話し合いによる自主的な明渡しが一番であるとの考えに変わりはありません。

仮に、残念ながらダッシュ請求に至ったとしても引き続き丁寧な対応に努め合意による明け渡しを目指してまいります。

次にくるりんバスの増便についての質問にお答えいたします。

世田谷区りんバスの空白時間帯への増便につきましては高齢者の通院等に不可欠な切実切実な声として重く受け止め区では事業者とダイヤ是正などについて協議を重ねてまいりましたが、事業者からは運転手不足による対応は困難であり、運航便数は現行のを減便計画から変更できないとの回答を受け、現在の運行に至っております。

運転手不足は業界の構造的な課題であり他路線も同様の危機にあるため区はこの間、区内バス事業者 4 社との協議を加速させ、運行経費への支援や事業継続、維持費の支援バス運転手魅力アップ支援などの新たな支援策を取りまとめました。

区といたしましては、こうした多角的な支援策を通じてバス事業者との連携を一層強化しバス事業者の職場環境改善と運転士の定着を後押しすることで、運転士不足への対応を図りながら、くるりんバスをはじめとして、地域交通の要であるコミュニティバスの今後のサービス水準の維持回復に向けて粘り強く取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

玉野教育政策生涯学習部長私からは図書館に関連して 2 点お答えいたしますまず今般の方針案とビジョンの整合性についてです第 3 次図書館ビジョンで掲げる栗栖図書館が目指す姿やそれに向けた事業方針については、その運営方針に関わらず、公共の図書施設として全ての図書館において等しく実現していくものであると認識しております今回の管理運営方針案で定めた各課の役割については、運営主体によって機能を限定するものではなく、新たな協働体制のもとに効果的な連携を進めていく上で、直営と指定管理それぞれが長所や特徴を踏まえて国主導的に果たすべき具体の取り組みとしてお示しをしておりますその上で地域を基本とした連携の促進や職員の確保育成など、より実効性のある取り組みを計画的に進めることで全ての区立図書館の共通理念である H と学びと文化の情報拠点の実現に繋げてまいります。

次に指定管理と所感を増やす放水は改めるべきについてです。

管理運営方針案では公共性専門性の維持や福祉的指定などの多様な地域課題への対応等について、直営館が主体となって担保していくことやそのための機能強化が必要であることを明確にいたしました。

一方で直営館等指定管理官がそれぞれの課題や好事例を共有しながら五つの地域単位でのより緊密な連携が進むことで、区全体での質の高い図書館サービスの提供に繋がるものと考えております。

指定管理への移行は単なる民営施設の像ではなく図書館サービスの地域バランスへの配慮とともに、図書館ネットワーク全体の質の向上を目指したものであり、引き続き協議会等のご意見をいただきながら、区立図書館全体で知識情報文化の拠点として役割を果たしてあります。

以上です。

高城邦子議員ご答弁ありがとうございました。

暮らしを守るという観点で再質問ではありませんけれども英検をちょっと述べたいと思います今回ですねご答弁いただいた中で債券重点プランに基づく新たな取り組みとして納付したくてもできないといった方への支援を区はねやっているということなんですけれども議会への報告ではそういったケースがまだ2軒だっていう報告がありましたこれについてはですね、あの実際どういう状況なのかっていうことは今朝世世と区の方でまた伺いたいというふうに思いますが本当に大丈夫なのか、本当に支援に繋がっているのかということが問われるなというふうに思っています。

子供の貧困対策として教育の分野で就学援助ということで、就学援助のその所得制限を広げることが求めたんですけれども、これはずっと求めていることです今、所得というか賃金が上がっても、それを上回るちん物価高騰がありますから、本当に苦しいわけですね。

ですから今まで受けられた方が受けられなくなっているという状況があります。

生保基準も上がってません。

ここにしっかりと取り組んでいただくことを求めまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

以上で、たかじょう訓子議員の質問は終わりました。

これで各会派の代表質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2を上程いたします。

日程第2一般質問。

一般質問についての発言時間は1人10分以内といたします。

質問通告に基づき順次発言を許します。

12番つるみけんご議員議長、12番鶴見健吾議員予算案は、区の区民に対する姿勢そのものです。

区が来年度どの政策に力を入れていくのか。

区民の税金をどのように配分し、区政を前に進めていくのか、その優先順位の表明が予算案です。

昨日、区長から招集挨拶がありました。

残念ながら、この中で、区がどのような決意で、どのようなビジョンを持って、来年度予算

を編成したのか、その基本的姿勢を示す言葉が語られていなかったように思います。

招集挨拶で示されるべきは、個別具体的な政策の紹介ではなく、予算編成に臨む区の基本的姿勢とその決議ではないでしょうか。

また、区が参加と協働を掲げる以上、区民の代弁者たる議会のこれまでの様々な意見や指摘は、来年度の事業を支える予算編成において最大限尊重され、反映されなければなりません。しかし、そのことが見えづらくなっている現状があります。

議会でのやり取りはどのように予算編成に活かされているのでしょうか。

その過程を区民、議会にわかりやすく見える化する必要があると考えますが、区の見解をお聞かせください。

また、こうした過程を、デジタル技術を活用しながら、可視化し、区民と共有していくことは、区政に対する区民の信頼を深め、区外言われる。

参加と協働を、実質的に支える基盤になりうるものと考えます。

DX時代にふさわしい予算編成および意思決定過程の見える化、透明化について改善の必要性と創意工夫を区としてどのように考えておられるのかお聞かせください。

続いて区民の信頼を得るための区政運営について伺います。

区が区民、議会からの信頼を得るには、議会における区の表明が区民への約束として着実に守られることは大前提であると考えます。

区はこのことをどのようにお考えでしょうか。

まずその区民に対する区の基本的な姿勢についてお考えをお聞かせください。

区長は昨年第4回定例会で、高齢者の皆さんの尊厳のある、また大切にされる場作りにしっかり取り組んでいくと言われました。

また中村副区長は、区政運営の屋台骨である地域行政制度を基盤に、区民福祉の向上に全力で取り組んでいくと言われました。

区長が言われた高齢者が大切にされれば、副区長が言われた。

屋台骨である地域行政制度を基盤にする。

区民福祉の向上残念ながら、これらが当初予算案に十分に反映されているようには見えません。

議会でのやり取りが予算編成に活かされているのか疑問を持ちます。

例えば、こうした区のリーダー層からの表明に対し、所管からの具体的な事業提案があっても、財政的な観点から、今回の予算案に反映されていないものがあるのでしょうか。

その実態をお聞かせください。

また、予算編成において、各所管から提案された内容を区民、議会はどのように知ることができるのでしょうか、伺います。

先ほど例に挙げた高齢者が大切にされる場作り、地域行政制度を基盤とする区民福祉の向上のように区長副区長の議会における表明が区政に反映されていない、あるいは区民から、その実態が見えないとするならば、その目詰まりはどこにあるのか、原因をどのように認識

されているのか、区のお考えをお聞かせください。

次に、高齢者が大切にされる地域作りについて伺います。

前述の通り、区長は、昨年の第4回定例会において、高齢者の皆さんの尊厳のある、また大切にされる場作りにしっかり取り組んでいくと言われました。

この答弁をご覧になられた区民の方々から心強い。

ぜひ実現してほしいといった期待の声が寄せられています。

しかしその一方で、区がこれまで議会で表明してきた高齢者の居場所作りの地区展開について、担当部門は、区の公共施設において、新たな場所を確保するのは難しい区の施設に限らず検討すると後ろ向きとも取れる認識を示しておられます。

さらに、企業や事業者へ協力を依頼する。

既存の社会参加促進支援事業の活用も図ると言われました。

区が担うべき役割を民間に委ね、失礼しました、区が担うべき役割を民間に委ね、既存事業の延長で対応することが果たして区長の掲げる高齢者の大切にされる場作りなのでしょうか。

本来高齢者のくつろげる居場所は、特定の活動への参加や消費行動を前提とするものではなく、ただそこにいること自体が許容される場であるべきです。

収益性や効率性といった市場的な評価軸と一線を画した人としての尊厳と安心を基盤とした緩やかな交流と休息のための公共空間を、高齢者の孤立を防ぐ最後のセーフティーネットとして確保することこそまさに公共の責務であり、区が自ら主体的に取り組むべき領域であると考えます。

安易に民間活力へ依存することで、結果として、元気な高齢者とそうでない高齢者との格差の拡大が助長されるような政策となれば、区長の考えた理念とは逆の方向に進みかねません。

心に高齢者の実態に見合った政策とするために今後どのような政策展開が必要と考えておられるのか、具体策とあわせて、この基本的姿勢をお聞かせください。

次にいじめ問題と子供の子供が安心して買える学校について伺います。

小中高等学校および特別支援学校におけるいじめの認知件数は76万件を超え、過去最多となる中で、文科省は昨年10月、いじめへの対応について通知を出しています。

この中でいじめを受けた児童生徒が安心して学習等に取り組む取り組むことができるよう、いじめを行った児童生徒に対し、別室登校や出席停止制度の活用を含め、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導対応を行い、自らの行為を反省させることが必要であるとの認識が示されています。

さらに本年1月30日付の文科省の緊急通知においても、いじめを行った児童生徒への毅然とした対応の必要性が強調されています。

一方で、世田谷の教育委員会は昨年9月の文教常任委員会でいじめ重大事態への体制強化に向け、その基本的な考え方の一つとして、人間関係の修復を掲げています。

この視点自体は一つの理想的な形ではありますが、ここで言ういじめ重大事態とは、いじめにより生命、新進党に重大な被害が生じている、あるいは被害を受けた子供が、長期間欠席に追い込まれているような、極めて深刻な状態を指しています。

投稿すら困難なほど傷ついた子供にとって、関係修復という言葉が救済ではなく加害者との対峙を迫る圧力にならないか。

結果として、被害児童生徒の不登校や転校という望まない選択を強いる要因とならないか。教育委員会として慎重な対応が必要です。

双方への教育的配慮は大前提ではありますが、いじめ重大事態等の深刻な事案において、その重大さを考慮し、いじめを行った児童生徒に対して適切に別室登校や出席停止制度を運用し、いじめを受けた子供が、安心して学べる環境を確保するための毅然とした対応が必要な場合もあると考えますが、改めて教育委員会としての基本的なお考えをお聞かせください。

さらに、いじめを受けた子供が不登校や転校という選択に追い詰められることがないように、いじめを行った児童生徒に対する別室登校や出席停止制度の適切な運用について、今後どのような対応を想定されているのか、教育委員会としてのお考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

有馬政策経営部長私からは6点について順次お答えいたします。

初めに予算編成の見える化および意思決定過程のメール見える化について2点お答えいたします。

予算編成に当たり、各部は、区の基本計画に掲げる目指すべき方向性の他、区議会での議論、区民事業者や団体からの声なども踏まえ、必要な予算を見積もっております。

これを受け、政策経営部では、各事業の必要性や効果、経費の妥当性などを確認し、予算案を補正しております。

このような予算案の調整状況は、区の政策形成過程に当たるもので公開することでその後の庁内での議論や意思決定に制限が生じたり、途中経過の情報であるために、結果として区民や事業者の混乱、混乱を招く恐れもあることから、公開することは慎重に対応すべきであると認識しております。

なお、予算概要資料に乗るような新規拡充事業の多くは、区長を中心とした政策会議で都度、実施の可否や経費を含めて議論し、結果や資料は、区ホームページに掲載している他、区議会の各委員会にも、直近の日程で都度報告しております。

区民が区の予算をご理解いただくことは重要であり、令和7年度当初予算から概要資料を作新し、新規拡充事業の紹介を中心にわかりやすくすることを重視して、写真やイラストを多用し、スライド形式に改めたところがございます。

予算編成過程の公開には慎重な考えでありますが、区民の理解度を深めるよう、今後DXの視点も含めて様々な手法を工夫検討してまいります。

次に、議会における区の表明についてお答えいたします。

議会における区の表明や答弁は、議会および区民の皆様への約束事として確実に実行されるべきものであると認識しております。

区ではこれまでも議会で答弁した方針や取り組みについて、関係部署間で情報共有を図り、進捗管理を行うなど、着実な実行に努めてまいりました。

しかしながら、議会答弁の内容が十分に反映されていない、あるいは実施が遅れているといった御指摘に対しては真摯に受け止めております。

議会答弁に関する進捗状況を確認し、国や東京都の最新の銅鏡動向や社会経済状況等の変化を踏まえ、推進していくべきものを実施を前倒しすべきもの、さらに検討を要する必要があるものなどを見極め、議会で引き続きご意見も伺いながら、お示しした方向性について適切に取り組めるよう努めてまいります。

次に、所管からの提案の予算への反映について、また、区民や議会や各所管からの提案内容を知ることができるのかの2点についてお答えいたします。

まず、予算編成の基本的な考え方として、特別区税や特別区交付金などの歳入の見込み額を基本に、各部へ予算枠として配分することとしております。

例年各部の見積額の合計が、歳入の三つ見込み額を上回り、全ての見積もり額を計上することが難しいため、政策経営部において過剰な積算となっていないか、業務委託の必要性やその範囲が適切か。

実施手法は現実的かなどの視点から、経費の精査をしております。

政策課題の解決のための提案となる新規拡充事業における経費については令和8年度当初予算案で申し上げますと、経費を精査した事業はありましたが、事業の実施自体を作を送りにするような判断をしたものはなかったと認識しております。

またご質問の所管部からの提案内容を区民や区議会が知る機会については、先ほどの答弁の通り、区の政策形成過程に当たるもので、公開していないため、現状では確認できる状況にはなっておりません。

最後に、議会における表明が区政に反映されていない。

その目詰まりはどこにあり、原因をどのように認識しているかについてお答えいたします。区長や区区長の発言議会での答弁は区政運営の重要な方針として、庁内で共有され、施策に反映されるものと考えております。

ご指摘の目詰まりとして考えられる原因でございますが各部局間の役割分担や連携の不明確さ人員体制の不足、業務量のひっ迫政策課に必要なデータ整理や制度設計が不足しているなどが挙げられます。

区としましては、役割の明確化、連携体制の強化プロジェクトチームの組成計画等に基づく優先順位付けの徹底業務見直し等による人員体制の確保、人材育成などに取り組みながら必要な施策を推進してまいります以上でございます。

渡部生活文化政策部長はい私からは、高齢者の居場所作りに対しまして今後どのような背政策展開が必要と考えているのかについてご答弁申し上げます。

高齢者の身近な居場所作りにつきましては、令和 8 年度に玉川地域に 5 ヶ所目を設置する予定としてございます。

また現在、高齢者社会促進、社会参加促進支援事業におきまして団体が行う高齢者を対象とした居場所作り活動への助成などを行っているところでございます。今後も新たな居場所を整備するためには、まずは既存の公共施設を有効活用していく必要があると考えております。すけれども、高齢者の安全面から人員の配置なども課題になってまいります。

そこで、公共施設に限らず、民間事業者などの協力も視野に現在検討しております。第 10 期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画の策定におきまして、専門家の委員のご意見を伺いながら、引き続き参加と協働の地域作りに向けまして、多様な高齢者の居場所作りについて取り組んでまいります。

以上でございます。

秋山学校教育部長私より 2 点ご答弁いたします。いじめに関して教育委員会としての基本的な考えについてご答弁いたします。

教育委員会として、いじめの対応に当たっては、子供の心の傷のケアおよび修復に向けて最大限寄り添い、引き続きその子供が学校という場で楽しく、そして安全に生活していけることが最も重要であると考えております。

子供たちの状況や、どうしたいかという声を第 1 に考え、子供の思いに沿った対応をとっていくことが必要であり、その中でいじめの内容やいじめを受けた子供の状況等に鑑み、関係する子供との距離感や精神的な状況により、学校生活を送る上で最適な手法を教育委員会と学校とで連携して実施し、強い意志のもと進めていくことが必要であると考えております。

次に、別室登校や出席停止制度の適切な運用についてご答弁いたします。

別室登校はいじめを受けた児童生徒が安心して学べる環境を確保するために、いじめ防止対策推進法で認められた措置であり、加害児童生徒本人や保護者の協力のもと、最終的に双方が通常の調理室で学べるようにすることを見据えて対応しております。また、出席停止は本人への懲戒ではなく、学校の秩序維持と他の児童生徒の権利保障のための制度であり、区教育委員会では、令和 5 年度にその手続きにおける必要事項を定めて学校へ周知し、運営運用体制を整えております。

教育委員会といたしましても、今後、当該いじめ行為の重大性を総合的に踏まえて各制度や措置を適切に運用できるよう条例の制定に向けた議論の中で検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

つるみけんご議員。

今ご答弁の中で政策形成過程や予算編成過程は区民議会に公開できないという趣旨のご答弁がありました。

これは参加と協働を掲げる保坂区政として本当にあるべき姿なのか疑問を感じます。

私は区民議会との信頼関係こそ、区政運営の基盤であると考えております。

また答弁の中で予算の編成過程において財政的観点から事業の実施自体を先送りしたものはなかったという趣旨のご答弁がありました。

区では日々、現場の職員の皆様が区民の方々と接し、多くの課題を感じておられるものと思います。

それらが様々な形で事業として提案され、優先順位を決めて区政を前に進めていく。

これが予算編成のあるべき姿ではないでしょうか。

もし今おっしゃられたように先送りするものが一つもない。

つまり、現場からの提案がほとんど上がってこない。

このような実態が区役所内部にあるとすれば、私はこれこそ区の工場ぞ、構造上の欠陥、いわゆる目詰まりではないかと考えております。

最後に高齢者が大切にされるば、この問題については、残念ながら十分なお答えをいただけませんでした。

今後も、区内の高齢者の生活実態を踏まえて、高齢者に温かい地域作り高齢者に優しいまち作り、このことにしっかりと向き合っていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

以上でつるみけんご議員の質問は終わりました。

次に、21番河野俊宏議員議長、21番権田俊宏議員本日は、区民の暮らしを守り、未来の教育を支えるための重要な作品制作について3項目にわたり質問いたしますいずれも制度があるだけでは成果が出るわけではありません。

現場で迷いなく動けること、区民にわかりやすく届くこと。

結果が見える形で改善に回ることを予定と考え通告通り質問いたします。

初めに、学校施設包括管理について伺います。

学校施設は子供たちが安心して学び成長できる環境の土台として、災害時には地域の防災拠点にもなる重要なインフラであります。

修繕や保守においては、品質を安定させること、緊急時に迅速に対応できる体制を整えることが教育の質と地域の安心安全の両面から最優先であると考えます。

一方で管理の一本化や効率化にはメリットがある反面、現場が見えにくくなりブラックボックス化するリスクも否めません。

区内事業者である地元の職員の皆様が積み重ねてきた技術とネットワークが生かされず、その結果として、学校現場の負担増や対応の遅れが生じることは決して避けなければなりません。

そこで伺います。

区として一本化の意義と明確に一本化の意義と目的を明確にした上で、何を改善し、何を守るのかを先に示すべきです。

管理の安定化と効率化を進めながらも、地域の技術とネットワークを適切に活用し続けること下、学校現場での負担を軽減し子供たちの学びの環境を最優先に守ること、こうした原

則を具体的に定める方針があるのでしょうか。

あわせて、教員や学校運営に関わる職員の皆様、困ったときに前へず連絡でき、判断や調整の手間が増えない運用とする。

ため、連絡の基準、学校が判断する範囲、初期対応と本体用の切り分けをわかりやすい運用ルールとして整備し全校で共通運用することを求めますこの見解を伺います。

次に区内事業者の活用と第三者点検について伺います。

区内事業者の強みの一つとして学校施設の立地、建物のクセ地域特性を理解し、緊急時にも迅速に動ける力を持っています。

こうした地域の力を最大限生かすことは、施設管理を育て、質を支えるだけでなく、子供たちの安心安全に直結します。

にも関わらず、1本化や効率化を進める中で、地域の知見とネットワークが細り、結果として子供たちや学校に不利益が生じることは看過できません。

そこで伺いますが、区内事業者への仕事の割り当てを努力目標と止めず、目標管理としての位置づけ、達成状況を管理し評価できる仕組みにすることが必要であると考えます。

目標に届かない場合の例外条件の是正手順まで運用に組み込む。

そして常に改善と最善かを図る考えがあるのでしょうか。

また、第三者による点検は重要ですが、必要なデータが見えず、指摘が改善に結びつかなければ実効性はありません。

再委託の状況や価格等支払の状況対応の早さや再発の状況など透明性を担保するために必要な情報を区として継続的に把握し、点検結果を改善に結び付ける手順と期限を明確にすることを求めます区の見解を伺います。

次に不登校支援と学びの多様化について伺います。

不登校は近年より複雑かつ不透明になり、様々な原因や背景で起きており、増加の一等をたどっています。

子供たちの状況も回復の過程ももちろん1人1人異なります。

学校復帰だけをゴールとするのではなく、子供たちの学びと育ちを継続的に保証し、多様な支援の選択肢を整えることが何より重要です。

教育委員会としての役割はどのような状況であっても学べる機会を奪わず、支援が途切れない仕組みを作ることになります。

保護者が孤立し、途方に暮れることなく安心して支援を受けられる環境を整えることも責務であります。

そのため伺います。

不登校支援の考え方を、現場の教職員と保護者が共通理解として持ち、共有できるようにするため、どのような具体的な主張でわかりやすく整理し、周知そして学校現場で徹底をしていくのか、区の見解を伺います。

そして次に支援の総合設計についてです。

相談から始まり、校内外の支援機関が専門家オンライン支援など選択肢が増えても、誰が責任を持って繋ぐのかが明確でなければ、家庭このまま良い不安を抱えたままになります。相談を受けた段階から、次の支援に繋ぐまでの役割分担と手順を明確に標準化し、引き継ぎが途切れない運用ルールを整備することを求めますさらに、学校間の格差の解消と公平性についても伺います。

不登校の増加により支援の受け皿が追いつかず、必要な支援を希望しても十分に利用できない状況があるなら、行政として最優先に是正すべき課題であります。

どの学校でも最低限確保すべき支援水準を明確に定め、その内容を前広に周知し、運用が学校ごとに異ならないような標準化、そして実施状況の把握と評価を含めて格差を縮めることを求めます。

家庭の情報力や経済状況に左右されず、誰もが必要な支援を受けられる仕組みをどう作っていくのか、具体的な方針等実施計画を示すことについて区の見解を伺います。

最後に従い編について伺います。

したがって枠内の子店や商店街を支え、地域でお金が回る循環をつくる取り組みや物価高の時代だからこそ重要であります。

区民の毎日の買い物が地域の店を守り、まちの賑わいを支えるこの好循環が作れる可能性があるこそあるからこそ、せたがや Pay まだまだ伸びると思います。

一方で区民の声として使える、使えるお店が近くにいない。

まだまだスマートフォンの操作が不安である仕組みが難しく感じるという声が未だにまだまだあります。

私はこれを事業の弱点として片づけるのではなく、伸びしろだと捉えます。

わかりやすさと支え方を整え、使える場面を広げれば、利用者や加盟店も増え、区民の納得と事業の成果に大きく繋がるはずで。

区民の暮らしを支える世田谷 Pay の様々な活用について、そして未来に向けたせたがや Pay の活用方針をどのように捉えているのか、区の見解を伺いますさらに今回新たに報告されたマイナンバーカードとの連携における安全性と説明責任について伺います。

新しい認証の仕組みを導入する際は、区民が安心して使えることが第1です。

専門用語ではなく、区民の目線で、どの情報を扱い、何を扱わないのか、困ったときにはどこに相談すればいいのか、トラブルの対応はどうなるのか、一族でわかる形で整理をし、よくある質問も含めて丁寧に周知することが必要であると考えます。

区の見解を伺います。

そして誰1人置き去りにしない従ってのあり方についても伺います。

したがって平和を伸ばす鍵として使える人だけの制度にしないことです。

スマートフォンの操作が苦手な方、そして手続きが不安な方、安心して最初の一步を踏み出せるよう、窓口の支援や出張サポートなど、具体的な素材型を用意することが必要であるのではないのでしょうか。

また、近くで使えるお店が少ない地域の課題について、加盟店を増やす努力とあわせて、生活動線の視点で対策を強めることは国に区民の納得に繋がると考えます。

誰 1 人取り残さず使える場面を増やすことが、そのまま事業の成長に繋がると考えますが区の見解を伺いまして、以上で壇上からの質問を終わります。

玉野教育政策生涯学習部長私からは学校法施設包括管理について 2 点ご答弁申し上げますまずわかりやすい運用ルールの整備と共有についてです。

教育委員会では子供たちの良好な学びの環境の整備を第 1 の目的として、年 3 校の改築や改修老朽化した施設の適切な維持管理等の業務の急増を見据え包括管理業務委託の実施に向けて取り組んでおります。

包括管理業務委託では、委託事業者により 24 時間 365 日連絡可能なコールセンターや区内の活動拠点を設置するとともに管理システムの整備を進めさらに月 2 回の巡回点検や対応可能な修繕等はその場で対処するなど、窓口の一元化により、学校の負担軽減にも繋がる仕組みでございますまた不具合通報により現地拠点の包括管理事業者が現地に赴き、移植対応した上で現地の写真や修繕業務の概算などの情報をシステム上で発信し区内事業者が受託の可否を判断するなど区内事業者の業務の効率化が期待できます。

本業務の実施に当たっては管理マニュアルや業務マニュアルを整備し、全校で共有するなど運用ルールの理解促進に取り組んでまいります。

次に区内事業者への再委託の状況などを点検結果を受け改善に結び付ける手順と期限についてです。

包括管理業務委託につきましては区内事業者への採択を前提としており、議員ご指摘の区内事業者が有する地域力を最大限生かしながら実施できるよう仕組み作りに取り組んでおります。

現在区内事業者や教職員向けの説明会やヒアリング等を実施するとともに包括管理業務に従事予定の担当者が順次学校施設の確認に回るなど区内事業者や学校等顔の見える関係作りを進めております。

また実施後も月齢の定例会議を設置し、区が区内事業者への再委託の件数や価格支払い状況など業務の達成状況を確認し、意見交換や協議を重ねるなどを常に改善しながら、適正な業務となるように取り組んでまいります。

さらに年 1 回の税理士や弁護士による第三者モニタリングにより再委託先や価格等に強い面がないか客観的な評価を受けるなどを実効性のある仕組み作りを進め、令和 8 年度からの円滑な業務実施に向け取り組んでまいります。

以上です。

宇都宮教育総合センター長はい私からは不登校支援と学びの多様化について 2 点ご答弁申し上げます教育委員会では、令和 5 年度に不登校支援ガイドラインを定め不登校支援は、学校に登校する。

という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的

に自立することを目指す必要があるといたしました。

そして、不登校の時期は休養や自分を見つめ直す機会としての意味もあること、学校以外での教育の機会を確保することが重要であるいたしました。

上記の考え方のもと、教育委員会では、不登校児童生徒に向け、教育相談から始まり、学校内外で居場所やオンライン支援など、切れ目のない支援を行う体制を目指し取り組んでおります。

しかしながら、この数年間、不登校児童生徒が急増したため格好でのほっとルームの設置やほっとスクールの拡充が追いつかず、全ての申し込みを受け入れることができていない状況です。

令和 8 年度に向けては、ほっとルームの全校設置ほっとスクール北側の新設オンライン事業の拡充、北沢学園中学校の開校とあらゆる面で事業を拡充し、不登校児童生徒の状況に即した支援に繋げるよう取り組んでまいります。

また、支援相談機関が多数あることから、教育相談課では、各支援相談機関の役割と連絡方法をまとめた不登校の相談先と支援のご案内というパンフレットを毎年作成し、配付するとともに、ホームページで公開しております。

合わせて卓の新しいチャンネル繋がる教育（不登校支援で、では、不登校支援に特化した情報を配信しております。

現在登録者が 550 名余りございます。

一層の周知に努め、不登校の当事者、保護者に情報が届くように努めてまいります。

以上です。

五十嵐経済産業部長私からはせたがや Pay について 3 点ご答弁申し上げます。

まず未来に向けたせたがや Pay の活用方針についてです。せたがや Pay は、事業開始から 6 年目を迎え今般の物価高騰対策への活用を始め区民の生活を下支えし区内経済活性化を推進するデジタルプラットフォーム拡大成長しております。

一方でアプリのわかりやすさや利便性の向上加盟店や使える場面の拡大といった課題もあり区といたしましてもせたがや Pay が区民生活に根ざし、地域経済循環をより推進できる伸びしろは十分にあると認識しております。

今後のせたがや Pay の活用方針としましてはポイント還元による消費者や中小個店への支援といった経済的発展に係る取り組みとともに地域コミュニティの担い手作りや区内定住住み替え応援など、区民の行動変容を促すインセンティブとして、分野横断的な利活用を推進することで非経済的、非経済的価値の更なる向上にも努めてまいります。

次にせたがや Pay の区民認証における安全性と説明責任についてです。

今般予定しているせたがや Pay の区民認証はマイナンバーカードによる公的個人認証サービスを活用するものであくまで本人確認の手段としてのみ利用するものであり、ECMO、商店街振興組合連合会も氏名、生年月日、住所などの個人を特定する情報は一切保有管理いたしません。

本人確認はマイナンバーカードに搭載された電子証明書を利用し高度なセキュリティ技術と多数の民間企業の採用実績を有した外部の認証事業者を通じて行われたがや Pay の運営におきましては区民か否かの結果のみを受け取る仕組みとなっております。

区民認証の安全性につきましては区民を始めとする利用者に対して丁寧な説明を行う必要があると認識しております操作方法、操作方法に係る動画の作成や FAQ の整理、アプリのプッシュ通知を始めとする多様な広報ツールを活用し、利用者にとってわかりやすい周知を図ってまいります。

最後にせたがや Pay を使うことができない人や近隣に利用可能な店舗が少ない人取り残さない支援体制世田谷ページを使える場面を増やすことについてです。

新たに開始する区民認証を始めせたがや Pay を利用したくても利用できない方を支援し加盟店舗数を増やしていくことは商店街振興組合連合会と連携して取り組むべき課題であると認識しております特に高齢者のデジタルデバインドについて区ではスマートフォン教室の実施やスマートフォン購入費用に係る最大 3 万円の助成など情報格差解消のための取り組みを進めておりますせたがや Pay につきましても支援の処方を広げられるよう区内関係所管とも協議し検討を続けてまいりますまた、従前より実施しているアプリからの Web アンケートの他せたがや Pay 利用の有無に関わらない区民意識調査や区政モニターを活用しせたがや Pay を利用しない要因をより明確にした上で、新規利用者や加盟店増加に資する効果的な施策の展開に努めてまいります。

以上でございます。

河野俊宏議員はいます今ご答弁いただいたせたがや Pay ですけれども今、様々本当に台北が始まってからの状況等を今、愛鷹 PA がやろうとしている今回の事業は経済産業部の所管からさらにもっと飛躍をしていかなければいけないなというふうにも思いますし今回、世田谷 Pay がやろうとしている経済産業としてその地域にも資するような取り組みというところが今後どのような未来図を描いていくのかというのは区全体で考えなければいけない話になってくるなというふうにも思っております。

H クミンがやはり得をするというところだけにとどまらずですね、やはり区民全員が享受できるという体制をどのように考えていくのかというのは私もともにこれから練り上げて考えていきたいというふうにも思っております一点再質問として不登校支援について伺いたいと思います。

区民が今一番困っているのは子供自身が学校に行けなくなったときにどこに相談し、次に何ができてどのような支援に繋がるかっていうのが今現状見えにくいことです。

学校によって案内が違えば情報の差で支援の差っていうのが異なってきてしまいますし教育委員会として相談先の支援の流れとそれ 1 本道としてその 1 枚にまとめて目全ての学校で共通の案内として配布、掲示ができるような形を整備し制度やメニューの変更時にも、速やかに更新をして全国に徹底する仕組みまでどのように実施するのか、区の見解を伺います。

宇都宮教育総合兼センター長再質問にご答弁をいたします不登校支援ガイドラインでは、全校で不登校の兆候を早期に捉え、早期に対策に取り組むこととしておりますまた、書く方に、不登校の相談と支援のご案内を配布し、支援相談に繋ぐ一助としております。

各校で、こうしたツールを活用することを徹底し全ての不登校児童生徒の学習機会の確保と社会的自立に向け、各校とともに取り組んでまいります。

以上です。

河野俊宏議員今の宇都宮センター長がおっしゃっていただいたこの支援のご案内のこの紙ありますけれどもやっぱり手元に届いているのかどうかっていうのはやっぱりすごく数として僕少ないと思いますよ。

やっぱり案内をしっかりと届けていくことももちろんなんですけど、やはり小学校に上がってそういった不登校の傾向になる前の段階やはり幼児期からそういった取り組みのものというのは保護者を含めて、やっぱりしっかりと取り組んでいくっていうのが私非常に大事だと思いますし教育委員会として幼児教育にも今踏み込んで規定長きにわたりますけれどもそういったところからですねぜひちょっと着手していただきたいというふうにも思いますやはり喪失やっぱり学校によって先ほど言ったように説明が違ってしまったりとか。

あるいはその担当が変わってしまうと話が変わってしまったりとか、様々な相談機関でこうした部分の不審の目っていうのが実際放置されてしまうとやっぱり家庭というのは非常に効率をしてしまいますし、子供ももっともっと苦しくなってしまうというふうにも思います。

実際にこの先ほど言ったように、複雑かつ不透明な状況であるからこそ全ての学校でやはり同じ基準での案内というのはしっかり区の責任を持って必ず達成していただきたいと思えますし先ほど言ったように、幼児期からの支援っていうのもしっかりと明確に今後示していただきますようお願いをさせていただきますして一般質問この後、予算特別委員会でも質疑をさせていただきます。

以上で河野俊宏議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

33番板井仁議員議長、33番いたいひとし議員を初めに、高次機能障害者の通所場の確保について伺います高次脳機能障害は見た目にはわかりにくく、記憶障害や感情コントロールの困難さなどにより日常生活や社会参加に大きな支障を及ぼします。

加えて、医療機関でのリハビリを終えた後の生活費において通所先や居場所が見つからず、自宅に閉じこもる状況となり、家族負担が増大する課題は、全国的に繰り返し指摘されています。

こうした背景を受け、4月より施行される。

高次脳機能障害者支援法は、切れ目のない地域支援体制の構築を理念に掲げており、当区に

においても、相談や連携はもちろん、社会生活への復帰、自立した日常生活の場が実現そして、介護者の負担軽減に重要な役割を持つ通所施設前の専門的な支援が必要であります。

障害者手帳を持つ高次脳機能障害者が通所できる施設としてケアセンターフラットがあり、また泉の家や岡本福祉作業ホーム玉堤分譲などにも少人数の方が通っています。

介護保険制度の施設としては、ケアセンターwithがありますがいずれにせよ、この20年間、新規開設は1ヶ所もありません。

65歳以下の高次機能障害者の中には、適切な通所先が見つからず、やむを得ず介護施設を利用している方もいます。

高次脳機能障害者が安心して通える施設は、本人の生活の安定と社会参加を支えるだけでなく、家族負担を軽減し、生活を支える重要な基盤であります。

実際にか通える場を保障するという責任を区が明確にしなければいけば不足の解決は困難です。

行き場を作る増やす仕組みについて、整備時期や施設数の目安を含む具体的な計画等、数値目標を示すべきですが、見解をお伺いいたします。

次に、教育、福祉、子育て施設等の浸水対策について伺います。

近年、線状降水帯やゲリラ豪雨の頻発により、都市部でも短時間で深刻な浸水被害が発生しています。

とりわけ自力で避難が難しい子供、障害者、高齢者が利用する要配慮者利用施設は被害が生じた場合の影響は極めて甚大です。

水防法の改正により、当該施設には、避難確保計画の作成および避難訓練の実施報告が義務付けられました。

これは重要な前進ですが、計画や訓練だけでは命は守れません。

施設整備においては止水板の設置電源設備のかき上げ、排水対策など、物理的な浸水対策が不可欠であり、その整備には相当の費用が伴います。

しかし多くの施設は、財源に余裕がなく必要性を理解し、いつも十分な対策ができていません。

結果として法的義務は施設に貸しながら環境整備を施設任せにするだけでは、利用者の安全を十分に確保することはできません。

こうした実態を踏まえると、命に直結する課題を施設任せにせず、行政の関与を強化すべき段階に来ています。

そこで提案します。

切りら5号による浸水リスクから施設対象施設の利用者を守るため、止水板や防水設備の導入電源設備のかき上げ、排水機能の強化、排水時の安全確保、改修を対象とする浸水対策費を助成制度を創設すべきです。

この制度は単なる補助金ではなく、施設の立地リスク評価技術的助言、接尾語の確認までを含む包括的な支援とすることで実効性を担保できます。

制度設計の前提としてまず浸水想定区域にある施設数と対応状況を把握し、その結果を踏まえ、施設の負担軽減を図る助成制度の創設について、具体的な具体的な検討を開始すべきと考えますが、見解を伺います。

また要配慮者利用施設における浸水対策とあわせて避難情報が確実かつ即時に届く体制整備も必要です。

昨年 9 月のゲリラ豪雨は進行が早く、浸水した保育園の関係者から浸水の恐怖と、停電の中、子供の安全を確保するだけで精一杯だったと伺いました。

テレビやスマホといった限られた情報源だけでは適切な避難判断が難しく、現場から気づかなかった判断が遅れたとの声をいただきました情報伝達の遅れが重大な被害に繋がります。

そこで区はこれらの施設に対し、リアルタイムで確実に避難情報を受信できる専用の即時通知体制を導入すべきと考えますが見解を伺います。

次に玉川旧玉川高校跡地利用について伺います。

旧玉川高校跡地は地域で必要とする図書館青少年交流センター児童館を玉施設、多様化する学びの受け皿などを一体的に整備できる。

区にとって戦略的価値の高い公共資材で資源であります。

高齢化や不登校、子供若者の居場所不足といった課題が複合化するこの日、単独施設では対応しきれない課題に対し、世代や分断を横断して、昨日を重ね合わせることで相乗効果が生まれ、新たな支援や交流が広がる活動拠点としての期待が広がります。

加えて重要なのは、防災の地域拠点としての視点です。

令和元年度地域で発生した豪雨被害にを踏まえれば、避難者支援や要配慮者対応に加え、雨水貯留などの治水機能を備えることで、日常の地域活動の充実と、非常時の安全確保の双方が高められます。

本用地はこうした必要な地域の課題を解決できる数少ない資源です。

しかしこの土地は所有地であり、活用を前進させるためには、区がまず実現すべき機能の方向性や整備の優先順位工程を明確に示し、主体的に東京都と交渉を進めることが必要です。方向性が定まらなければ協議は停滞し、貴重な時間と機会を失うこととなります。

仮に等が継続利用する場合であっても、地域全体の防災力向上という観点から、牛貯留機能など公益性の高い設備整備を働きかけることなど、現実に即した柔軟な交渉も必要です。

本庁舎整備と公共施設再編が進む今こそ教育子育て、防災を統合した地域拠点としての将来構想ビジョンと整備工程を焼き競技を前進させるべきですが、見解をお伺いいたします。最後に障害者のグループホームについての質の確保について伺います。

区内には株式会社が運営するグループホームは 22 ヶ所あり知的障害者グループホームは 8 ヶ所あります。

利用者の選択肢が広がる一方で、知的障害者が入居する施設の保護者や元職員から支援の質に不安を抱える委託声が寄せられています。

株式会社は会社法に基づく営利法人で、主な目的は利益の追求であり、事業活動を通じた通じて得た利益を株主に還元することが求められます。

そうした意味で日常生活の実態が外部から見えにくいと指摘があります。

声を出す。

声が寄せられている施設では、記録や書類は整っていても、個別支援計画が職員間で共有されておらず、職員のスキルにばらつきがあるため、利用者の意向にそぐわない支援になっているそうです。

また家族が課題を感じても、それが具体的に改善に結びついていない実態があります。このような状況は利用者や家族の不安に繋がる可能性があるため、早期に対応を検討すべき課題であります。

指定監督権限は東京都にあります。利用者に最も近い自治体として紹介した施設の質の確保は、区が主体的に家族から相談や苦情に受け止めて実態把握に繋げる窓口機能の強化関係機関との情報共有サービス管理者や現場職員の質向上を後押しする研修など、実効性のある支援体制の整備が必要ではないでしょうか。

5 としてグループホームにおける日常支援の質やサービス管理者の専門性に繋げて指導助言や改善要望に繋がる実効的な仕組みを構築すべきと考えますが見解を伺います。

また令和 7 年度から障害者グループホームにおいて地域連携推進会議の開催が義務付けられました。

この会議は事業者だけでなく地域や関係者が関わることで施設運営や支援の透明性を高め、課題を改善に繋げる仕組みになっています。

制度の趣旨を十分に生かすには、制度の周知と丁寧な運用が不可欠です。

世田谷区として同会議が課題の把握や処遇改善に繋がるよう、会議録の確認や練馬区や足立区などのように、区職員も積極的に同会議に参加するなど、関与が必要と考えますが、区の見解を求めて壇上からの質問いたします。

杉中障害福祉部長、私からは3点ご答弁いたします。

まず、高次脳機能障害者の通所の場の確保についてです。

高次脳機能障害者支援法では、障害当事者の特性に応じた日常生活および社会生活を営むための支援が求められており、機能回復や社会参加の促進等に繋がる当事者の日中活動の機会の確保は重要です。

特に 40 歳から 64 歳の高次脳機能障害者が通所する日中活動の機会の確保は、本人の生活リズムの構築機能回復や意欲向上、家族の就労維持を図る上で有効であると認識しています。

高次脳機能障害者を支援する自立訓練事業所等は数も限られていることから、区としては、まず支援拠点である保健センターとも連携をして、障害福祉サービス事業所や関係機関等の既存の社会資源における受け入れの拡充を図ってまいります。

あわせて、今後こういう値等を活用した施設整備において、高次脳機能障害者の受け入れを

公募要件とするなど、新たな通所先の確保に取り組むとともに次期インクルージョンプラン策定の中で、数値目標等を含めた今後の施設整備の考え方についても検討してまいり次にグループホームにおける質の確保に向けた指導助言等についてです。

障害福祉サービスに関する黒苦情窓口は、利用者のケースワークを担う支所保健福祉課となっており、内容に応じて、障害福祉部も連携して、現場確認や聞き取り調査等を行い、対応しているところです。

特に障害者の生活の場であるグループホームの運営については、区としても利用者や家族の方の声をより真摯に受け止め、サービスの質の維持向上に繋げていくことが重要であると考えております。

利用者がグループホームで安心安全に生活できるように今後、虐待や不適切な運営が疑われる場合には、事業者指定の権限を持つ東京都とも連携を深めながら、適切なサービス提供が行われるための必要な指導助言に取り組んでいくとともに、補助事業における事業報告等に基づき運営実態の把握にも鋭意努めてまいります。

次に、グループホームにおける地域連携推進会議についてです。

地域連携推進会議は、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることで事業運営の透明性を高め、サービスの質の確保に繋げるため、今年度より、施設ごとに実施することが義務化されました。

地域連携推進会議では、住まいや生活の場であるグループホームにおける職員と利用者の関係性や設備環境等の確認を行う施設訪問必須としており、サービス向上に繋がる有効な手段であると期待しているところです。

今後、区としては、各施設に対して、当会議の重要性を周知し、構成員のか選定も含めた助言を行うなど、効果的な運用となるよう働きかけていくとともに開催後に公表された議事録を確認して、運営の質向上に資する措置を講じるなど当会議の目的が十分に達成されるよう取り組んでまいります。

以上です。

長池危機管理監私からは、福祉、教育、子育て施設などの浸水対策についてお答えいたします。

区では、水防法に基づき、香水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設で世田谷区地域防災計画に施設名などが記載されている施設に対し、各施設の避難確保計画の作成状況などについて、年 2 回調査を行っています新たな浸水対策費用助成制度については、まずは来年度から止水板間止水板設置の助成、そして防災用品のあっせんとして水中ポンプ水のう袋など拡充を始めることから、各施設におきましては、制度を活用していただけるよう、避難計画避難確保計画の作成状況の調査に合わせまして新たな補助制度などを周知してまいります。

また、避難情報の伝達につきましては、対象施設に、区の災害防犯情報メール配信サービスへの事前登録をお願いしているところではありますが、各施設へ確実に情報が届くよう、次回

調査を行う際、改めまして、サービスへの登録をお願いするとともに、避難情報発信の際には、具体的な避難行動に繋がるよう、わかりやすい内容にしていまいります。

引き続き、議員ご指摘の観点も踏まえ、各施設において、水害時の対応が円滑にできるよう、関係所管とも連携して取り組んでまいります。

以上です。

有馬政策経営部長私から旧玉川高校の跡地利用についてお答えいたします。

区内の大規模未利用地の一つである旧都立玉川高校跡地につきましては、これまでも議会から様々なご提案をいただいております、平時災害時において幅広い世代の方々が利用できる施設機能の確保は将来的に必要なと考えております。

当該地域地区の課題として、本地区が児童館未整備地区であることや、本跡地の近くにある野毛青少年交流センターが土砂災害警戒区域内で築60年が経過し老朽化が進んでいることから、児童館機能と青少年交流センター機能の一体化も視野にほん跡地を移転候補地の一つとして検討しているところでございます。

また、議員お話しのお話の豪雨対策など、地域地区の課題に加えまして、周辺の公共施設の状況や、全区的な視点も踏まえた。

様々な課題の整理も進めているところでございます。

令和8年度には都市整備領域所管等の本庁舎への移転を予定していることから、こうした課題等も踏まえ、区のお考えを取りまとめ、時期を逸することなく、東京都へ要望し協議してまいります以上でございます。

いたいひと議員答弁いただきましたけれどもこの高次脳機能障害者の日中活動の機会の確保が重要だと答弁いただきましたけれどもこの20年間新しいこの新規の施設ができなかったことについて深く受け止めていただき、整備を進めていただきたいと要望します。

一点再質問ですが現在使用しているハザードマップは東京都が作成したのですが、しかし実際に浸水した地域が反映されていないなど、現地実態との乖離が指摘されていますワーク等に確認しますと、くんに対する対してこの微調整を認めています、そうしたことをしっかりとこの国としても独自のハザードマップに反映してこの浸水対策に資するそうしたマップにすべきと考えますがそのについての見解を伺います。

長池危機管理監再質問についてお答えいたします。

洪水内水氾濫ハザードマップは、国や東京都で作成したソーセイ想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を表示した洪水浸水想定区域図のもとに作成しております。

過去の浸水状況については、現在、区ホームページで浸水被害の発生日や原因、被害区分などを記録した浸水確認箇所一覧と浸水確認箇所図を公開しており、ハザードマップ上で重ねての記載は相当の情報量となりまして、表示が厳しいことから、来年度、ハザードマップを更新する際にはアップホームページで公開しております浸水確認箇所一覧と浸水確認箇所図の案内を城方面に2次元コードで掲載するなど予定しております。

引き続きまして、ハザードマップなどを活用して、区民の適時適切な避難行動に繋がるよう、周知徹底、啓発を取り組んでまいります。

以上です。

いたいひとし議員以上で質問を終わります。

以上でいたいひとし議員の質問は終わりました。

次に、19 番山口裕久議員議長 19 番山口裕久議員質問通告に基づき順次質問してまいります。まずは昨日他会派の代表質問でも触れ、触れられましたが、子供の権利条例に基づく一時保護所の環境整備についてです。23 区の中でもいち早く児童相談所そして、一時保護所の設置が実行されました。

まだ若くは子供条例から子供の権利条例として新たに子供の権利についての整備が行われました。そうした経緯の中で世田谷区の一時的保護所がまずは早く設置されたことはその方向性取り組み方として賛同するところであります。

しかしながら現在の一時保護所の建築建物は築 50 年を経過している施設であり、一時保護所として作られたものではなく他の空いた公共施設を一時保護所として使用しているものであり定員数やスペースの狭隘、老朽化等をその機能に関しては子供たちの心身の回復に繋げるのに適した施設とは言いがたいのではないかと感じております。虐待や養育困難などにより、家庭から離れざるを得ない子供たちが一時的に安心安全に生活し、心身を休めるための施設であり子供の権利と最善の利益を最優先に補償する。

環境でなければならないと思います。児童相談所一時保護所の設置立ち上げから設置への時間がタイトであったことは十分に理解をしておりますが、こうした子供たちに対しての最善の配慮、一時保護所としての本来あるべき機能を有しだ。

安心できる生活環境の確保や心理的支援、学習機会の保障やプライバシーの確保が十分に発揮されていないと思います。そうした観点からも現在の一時保護所から新たな整備改善というものが必要と考えますし、設置が実現しそして時間も経過を追うしました。

一時保護所は次の新たな施設のあり方のステップに入る段階になったのではないかと感じております。現在の老朽化している施設環境について、まず区はどのようにどのような考えをお持ちか。

まだ本来の機能を十分に発揮できる機能を備えた新たな整備に対する考え方はあるのかをお伺いいたします。子供の権利条例が制定されている世田谷区においてこそ自ら声を上げにくい立場の子供たちに、行政は主体的に環境改善に取り組む責務があると思いますがその点も踏まえまたさらにこうした子供たちの精神的支援や生活環境にも携わられる現場の職員の方々、そうした職場の働きやすさや動線といった職場環境の視点からも、今後の整備に向けての動きは大切なことと思います。

併せてお伺いいたします。

次に水害対策と公共施設整備の考え方についてお伺いします。昨今の気候変動に伴い台風、

ゲリラ豪雨等、想定を上回る国による水害の被害がここ数年間で多数発生している状況にあります。

地域によっては既存の排水能力や雨水処理能力だけでは対応が困難となる事態が発生し、またさらにこうした水害が繰り返し発生する地域もあり今後の対応が懸念されております。このような中で、我が区においては、こうした気候変動を前提とした治水対策については新たな取り組みの転換も検討していく必要があるのではないかと考えております。例えば今後の公共施設の改築や建て替えの機会にはこうした水害が想定される箇所においては、施設に地下貯留スペースの設置などの整備を検討するなど、排水処理だけでは限界がある中で、雨水を流すだけの大作から雨水をためる遅らせるといった考え方を合わせた対策の展開も必要だと思っておりますがその点に関して区の見解をまずお伺いします。

そして私の地元の山大では、台風またゲリラ豪雨による床下床上浸水の水害が数回にわたり発生している地域があります。

またその地域においては、過去の豪雨時に地下の駐車場が水没し、地上部分まで水がたまり、まさにプールのような状態になり、水を抜くのに数日のお時間を要した甚大な被害が発生した事例もありました。

また今年の豪雨に豪雨では止水板を出したけれどもその止水板を超えてしまったとの話も耳にしております。そんな被害が発生するその通り沿いには偶然にも公共施設である小山台中学校があります。

数年前の水害の発生時には、その後の水害対策として中学校の脇にあった古い水路を活用し貯水スペースを作り、また新たに得る事項の設置も行うなどの対策を行っていただきました。これで何とかなるとなるのではないかなという希望もありましたがその希望もむなしく、今年の集中豪雨では、その対策では歯が立たない雨量となり、また多くの被害を、が発生をしてしまいました。

発生してしまいました。

下水道による治水対策は基本であります。一体いつになるのかまたその対策を待つだけの時間の経過を費やすだけではなく、区としても抜本的にできること公共施設である小山田中学校を活用した長さから遅らせる治水対策その他の地域においても、こうした水害が数回にわたり発生している地域に公共施設がある場合には水害対策としてその整備の検討に考慮する視点も組み入れることも必要だと思っております。

築年数、老朽化だけでなく、地域の安全、災害に対する考慮も含めた検討対応という先生も組み入れるべきだと考えますが、区の見解をお伺いします。最後に東部の未然防止について区の見解をお伺いします。

みどり33を目標に、緑の存在は私達の生活環境において欠かすことのできない試算であります。ただし、住宅が密集する都市生活においてはその樹木の倒木による事故というものも発生し、国土交通省の調査では公園や道路で、過去3年半で1732件の登録事項があり、うち110件が人身事故との報告があります。

我が区においても決して他人事ではなく近年では等々力溪谷における倒木を始め上成城地区においても倒木事故が発生し、常任委員会で報告がされたと記憶しております。

台風の大型化や豪雨トップなどの異常気象が発生する中で老木化や内部普及など進行した樹木においては倒木や卵子を引き起こし区民の御生命財産を脅かす危険性もはらんでおります。

そのような中で倒木が発生し、安全の確保から遊歩道が立ち入り禁止となった等々力溪谷では当初4年の時間を要するとされていた対応も多くのお御努力がありその工期も2年半に短縮され、いよいよ今年の3月には開通されるとの話も聞いております。

まずはこの等々力溪谷で、この間行われた作業、また今後行われていく予定の作業内容、そして安全を確保していくためにどのような対応を考えているのかをお聞きします倒木発生以前のように、極力自然のまま手を入れない自然がなすままの姿も魅力的なことだったかもしれませんがこうした倒木を目の当たりにしますとやはり都会の緑に対しては適切な維持管理というものが必要であり、倒木事故の未然防止には必須のものであると感じておりますロボ化が進んだ街路樹などについては現在どのような対応を行っているのか。

また先般鉾物まちづくりセンター前の樹木を伐採したとの話を聞きました大きな内部空洞があり、いつ倒れてもおかしくない危険な状況であったそうで錠真司の山道で人通りもあり、そしてその近くには子供の遊び場の講演も設置されており区の判断。

早い対応については評価をするものであります。

この判断に至った樹木に対する対応、また定期点検とどのようなことが実施されているのか、またこうした倒木の未然防止に対し、樹木医など専門家の関与やその手法や予防に対する対応についてもお伺いします。

緑は貴重な都市史さん。

その視点からも重要な取り組みと思っています。

さらに、伐採後の応力に対する考え方、その点についての見解もお伺いし、以上で壇上からの質問を終わります。

はい川島児童相談所長はい私からは一時保護所について2点ご答弁申し上げます。

区の一時的保護所では、開設時に人権の尊重や意見表明権の尊重など五つの基本理念を定め、運営しているところです。

この間、家庭的な雰囲気重視しながら、子供の話を丁寧に聞き、個別対応にも配慮し、子供の安全安心な生活の確保に努めてまいりました。

しかしながら、一時保護所の特性上、スマートフォンを持ってない、自由に外出ができないなど、子供の生活に一定の制限をかけざるを得ない状況があります。

加えて、家庭に帰れない場合に、里親や児童養護施設等とのマッチングに時間を要し、一時保護が長期化する傾向もあり、そのため一時保護所の入所人数が定員を超える事態も発生し、個室対応ができず、子供のストレスになっているなど、施設環境については改善が必要であると認識しております。

今後、子供が安心して過ごせる環境について、定員に応じた個室の確保など、具体的な課題を整理しながら、一時保護が必要な子供が生活する施設として、抜本的な環境改善の方策について検討を進めてまいります。

続きまして職場環境の改善についてです。

一時保護所に入所してくる子供の中には、虐待や不適切な養育により、トラウマや愛着の課題を抱える子もおり、職員にはより丁寧かつ専門的な関わりが求められることから職員が安心して職務に取り組めることが必要と考えております。

これまで、一時保護所では、他自治体の児童相談所の福祉心理のOBを専門員として配置することや、児童指導員経験者を積極的に採用することなどにより、職員のサポート体制や専門性の向上を図ってまいりました。

また、昨年度からは、一時保護所にも、職員向けのタブレット端末を導入し、アプリケーションを活用した情報共有等を行っています。

これにより、地理的に離れている児童相談所との連携が円滑になり、職員の業務負担の軽減になっております。

今後もこれまで以上に力を入れて、人材の確保育成業務の効率化など、職務環境の改善に取り組み、職員の働きやすい職場作りに努めてまいります。

私からは以上です。

田畑ゴルフ対策推進担当参事私からは、治水対策の考え方の転換についてご答弁いたします。

公共施設を初め、民間施設におきましても、敷地内に降った雨水を極力直接下水道に流入させないように住環境条例により新設や改築などの際に、雨水流出抑制施設を設置し、利益さえ流域対策に取り組んでおります。

一方で、昨年発生した小山台などでの道路冠水は短時間に大量に降った雨水を下水道が処理し切れずに道路にあふれ、あふれたないし判断によるものでございます。

区といたしましては、議員ご指摘の公共施設を活用した雨水貯留施設の設置についても、まずは現状と課題について下水道局と協議していく必要があると認識しております。

地域の浸水に対する安全性を向上させるため、下水道局と協力し、激甚化頻発化する豪雨への対策強化を進めてまいります。

私からは以上でございます。

玉野教育政策生涯学習部長私からは水害対策と学校施設の改修改築についてご答弁申し上げます。

学校施設では主に改築に合わせて建物の基礎を活用した雨水貯留槽の設置や浸透側溝、また浸透枳の整備など一時間当たり100ミリの降雨に対応した雨水流出抑制施設を整備しております。

地域の雨水を受け入れる貯水槽となりますと、校舎の配置や基礎構造あるいは後期や工事工程など工事の難易度にも大きな影響があり慎重な検討が必要でございます引き続き会食

の機会を捉えて周辺地域へのお排水管を抑制する雨水貯留槽を設置するなど、水害対策に貢献できる学校施設作りに取り組むとともに、各校の築年数を基本として、学習環境の確保や学校プールのあり方委員ご指摘のハザードリスクの観点も考慮し流域対策の検討の進捗を注視しながら、関係所管と連携し、施設更新に着手する学校施設の制定に取り組んでまいります。

以上です。

堂園みどり 33 推進担当部長私からは 2 点ご答弁いたします。

最初に等々力溪谷公園における東北対応と今後の作業内容についてです。

等々力溪谷公園につきましては、令和 5 年 7 月に倒木が発生したことから、来園者の安全を最優先に考え、倒木発生の翌日より、園内の大部分を立ち入り禁止とし、遊歩道についても通行止めといたしました。

その後、樹木医による警告全体の樹木調査を実施した結果、多くの樹木に対策が必要との診断を受けました。

このため、樹木の剪定や伐採などの樹木対策作業に加え、道中対策を含む警告の自然環境に配慮した工法により、樹林地の土壌改良や斜面地改良などの作業を進めてまいりました。

長期間にわたり再開をお待ちいただくこととなりましたが、これらの作業が一定程度進んだことから、3 月下旬を目途に全面開放する予定でございます。

解放後も、健全な樹林地の生育環境の維持に向け、樹木対策や保全作業を継続してまいります。

引き続き、安全安心の維持管理を進めるとともに等々力溪谷保存会を始め、警告を愛する皆様が景観を楽しみながら、動植物や自然環境の大切さを共有できる空間作りに努めてまいります。

次に街路樹や公園樹木などにおける日頃の対応とやむなく伐採した後の対応についてお答えします。

樹木の維持管理につきましては、職員や委託事業者による日常管理や巡回点検により、より著巡回展期より、状態を確認し、異常が認められた場合には、必要な対応を行うことを基本としております。

また国分寺回戦の講演樹林地や大径木が色種地域で大切にされている樹木などについては、樹木の点検や樹木医による診断を行い、適切な管理や更新に努めております。

やむを得ず樹木の伐採を行う場合には、事前周知を行うとともに、抜本ができず、切り株が残る場合はその理由を説明する掲示を行うなどの対応しております。

また伐採ば今後は新たな食材を基本としておりますが、道中を含む性環境が十分でない場合には周辺樹木の健全な育成を優先し、新色を行うもの行わないこともございます。

区の公園等の樹木は、大径木や老木が増えている現状を踏まえ、これまでの保存を前提にした対応だけでなく、樹木の更新や景観の再生にも取り組み、街路樹や公園の樹木が地域の魅力を高めていけるよう努めてまいります。

私からは以上です。

山口ひろひき議員今日のお昼食べたお弁当がですね、まさしく茶色いお弁当だったんですよ。

よく料理をされるとちょっと緑を添えると、なんてね見るより遅いことによってその料理のなんて見た目もまたグレードもアップすると思いますまちのみどりというのもですね、そういう重要なところがあるんだなというふうに思っておりますので、ぜひ倒木に対する引き続きその対応そして、その植栽について今答弁を聞きまして状況は理解できましたので積極的にですね、いろんな状況あると思いますけども緑を添えていくという。

そういった方向性を示していただければありがたいと思いますそれと水害に対してですけども東京都との連携こういったものもあると思いますけども排水からそして遅らせるこういったいろんな視点を踏まえながらですねできる限りの対応をして、やはりこういった災害は待ってけませんのでぜひそういった積極的な取り組みをお願いしたいと思いますそれと一時保護所についてですけども抜本的な検討というお話がありましたよく待機児が発生すると保育園早急に対応していくわけでありましてですけどもマーシュ子育てと仕事の両立ということでそれは大切なことだと思いますけどもこうした愛情を受けられない子供もですね、やはり権利を享受するということは大切でありますんでしっかりとですね抜本的な検討という話がありましたけども巷では検討というのはやらないというような感覚もあるみたいですのでもう少し踏み込んでですね気持ち意気込みを答弁でいただきたいと思います。

川島児童相談所長再質問にお答えいたします一時保護所については様々な課題が見えてきており、議員ご指摘の通り、施設環境の改善は喫緊の課題と受け止めております。

子供の権利を守りながら一時保護が必要な子供にとってこれまで以上に安心して過ごせる環境となるよう、できることから、環境改善に取り組みまして、あわせて、抜本的な方策について早急に検討してまいります。

以上です。

山口平下議員早急に対応等がお言葉を頂戴しました前回ですね私玉川の舗装に関してやる気何%だと聞いたらですね、小菅野部長は100%だと答弁していただきました。

その通りかどうかイエスカノーで結構ですので鹿児島児童相談所長イエスです。

以上です。

以上で山口ひろひき議員の質問は終わりました。

次に、4番石原せいじ議員14番石原聖地議員まずは世田谷区における農業政策について伺います。

近年は気候の変動が極端化し、春が来たと喜んでいると、また冬に逆戻りするような寒暖差に体調を崩す方も多いと思いますが農作物もにとって、農作物にとっても同様に多大な影響を及ぼしてはいるのではないのでしょうか。

厳しい農業を巡る環境ではありますが、私の身近にも世田谷で農業をやりたいと考えている方がいます。

しかし世田谷区内の農地の情報は、外からは見えにくく、具体的な一歩を踏み出せずにいるのが、実情です。

都市農業を次世代に繋がらない繋いでいくためには、既存農家を支えると同時に、新たに農業に関わりたい人が無理なく。

関わっていける環境作りが不可欠だと考えます。

そこで伺います。

世田谷区において新たに農業を始めたい人の実情を区はどのように把握しているのか。

また、農地を巡る課題についてお聞かせください。

今後は貴重な農地を農家さんの負担ご負担だけに任せるのではなく、地域全体で生かしていくという視点も重要ではないでしょうか。

その上で新たに農業を始めたい人がいきなり独立就農を目指すのではなく、段階で既に関われる入口を設けることをまた学校法人の法人や、既存のかと連携し、学びながら一緒に取り組む形を入口とすることも有効であると考えます。

そこで伺います。

世田谷区の農地貸借の現状についてお聞かせください。

現在、区やJA 学校法人との農地の貸借事例は存在していますが、信頼関係をベースにした、誰もが安心して利用できる制度として定着させるには時間をかけた仕組み作りが必要であると感じてます。

東京都には、生産緑地バンクもあり、八王子などで何度での実例もありますが、こうした広域の仕組みを活用しながらも、世田谷区奈良では農家や地域のニーズを生かした。

貸借制度設計を検討していく余地があるのではないのでしょうか。

ぜひ関係機関とともに地域へ2に目指した農地貸借のマッチングに取り組んでください。

次、会えなくて住宅都市世田谷にはふれあい農園や体験農園などを通じて子供たちが農業に触れる機会が生まれており、食を通じた心身の安定や健康作りにも繋がっています。

農地の活用と食育を結びつける支店は今後ますます重要になると考えます。

2024 年度の国の食育白書では、農業体験が生産者への感謝を感じられるようになったなど、報道変更に繋がるのがデータで示されました。

貴重な農地を、子供たちの食育や地域作り作りにどのように繋げていこうとしているのか、区の見解をお聞かせください。

次に、1人親世帯生活支援について伺います。

先日、福岡市において親子がなくなるとい痛ましい出来事が報じられました。

個別の背景や要因について軽々に論じることはできませんがこの出来事を通して、日々の生活を1人で支え続ける子等の重さや孤立が深まったときに表面化しにくい負担について改めて考えさせられました。

生活を回し続けることもう負担や精神的。

身体的な大変さを感じている方もおられると思います。

仕事と家庭を両立するだけで、も大きな負担となる中で、特に1人親世帯においては、経済的な困難に加え、精神的な負担や孤立感を抱えやすい構造的な状況に置かれているのではないのでしょうか。

1人親世帯をを対象とした支援としては児童扶養手当や医療費助成労資格取得を支援する給付金など思うに、所得や自立を支える制度が用意されています。

一方で、日々の家事や生活そのものを直接下支えする支援については、東京都の制度活用が中心であり、区独自の取り組みは限定的であると認識しています。

また近年の物価高騰やコストの上昇により、1人親世帯の生活負担が、負担はさらに増大していると考えられますが全国一律1人親世帯を対象とした。

恒常的な給付制度や応援金といった支援は、存在製図対応は自治体ごとに委ねられているのが現状です。

日々の生活を必死に回している中で、月に一度、でも、誰かに支えてもらえる、少し肩の力を抜ける時間がある。

といった仕組みはメンタル面の安定や子育て就労の継続にとって大きな支えになるのではないのでしょうか。

世田谷区においても、こども家庭センターを窓口とした支援や、各種助成制度休養に資する事業今後開始予定のベビーシッター利用支援など制度整備は進められているとお聞きしていますか。

しかし一方で、制度が存在しているいても情報にたどり着けない方や、時間的精神的余裕がなく、新生行動に申請行動に結びつかない方が一定数存在するという現実もあるのではないのでしょうか。

その場合、申請型相談が他の支援だけでなく、一定の条件に該当する世帯に対して、区側から情報や支援が自動的に届くようなプッシュ型アップダウン方の支援構造が実効性ある生活支援として重要になると考えます。

そこで伺います。

1人親世帯が抱える生活上の負担や精神的な孤立、疲弊について空は現状どのように把握認識しているのでしょうか。

また、既存制度の整備に加え、制度を利用できる人だけでなく、利用にたどり着けない人にも確実に届く支援構造として、家事支援や生活支援、休養。

支援等を含めた定期的な生活を下支え。

肩の独自独自支援の仕組みを構築していく可能性について区の見解と今後の検討方針をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

五十嵐経済産業部長私からは農業政策について3点ご答弁いたします。

まず、新たに農業を始めた人の実情と農地を巡る課題についてです昨今の色や環境への意識の高まりさらに、区内には緑豊かな農地や直売所へ体験農園が身近にあることから区民

の農への関心は高く、区内で新たに農業を始めたいという農業未経験者からの問い合わせも年間数件区に寄せられています。

未経験の方にはJAや農家が運営している体験農園をご案内する他本格的に営農を目指す方には区事業である3年間の世田谷農業塾や公益財団法人東京都農林水産振興財団の運営する。

2年間の東京農業アカデミーをご案内しております。

一方、住宅に囲まれた市街化区域内にある区内の農地は6割以上が30アール未満の経営規模でありまた、農業従事者は70歳以上が約45%を占めている状況でございます。

農業を家族内で承継する場合がほとんどですが相続税負担が大きいいため、相続時に農地を売却せざるを得ないケースも多く一般の方への農地対策が進まない一つの要因となっていると認識しております。

次に農地対策の現状についてです区はJAと連携し、農地貸借のマッチングを行うこともありますし、ありまして現在工作を目的とした学校法人等への農地貸借が12件ございます。農家としては、JAやクエの貸借希望が強く新たに個人や農業法人が農地を借りるということは難しい状況でございます。

最近の農地対策の事例ではご自身が高齢ではあるものの農業への強い意欲のある農家が貸借先の法人の栽培指導にも関与することで農業の農業への拘りも継続し借りる側もプロの農家からの指導を受けることができるという双方にとってメリットのある事例がございました。今後はますます農家の高齢化が進むことから区内農家の事情に精通しているJAとの連絡調整を密に行うとともに、一般社団法人東京都農業会議の相談窓口とも連携し後継者のいない農家を初め将来的に農地を残す選択肢に繋がるよう農地の貸借制度について丁寧にご案内と農家の意向を踏まえたマッチングに努めてまいります。

最後に、貴重な農地を子供たちの食育や地域作りに繋げていくことについてでございます。品川さん農産物せたがや育ちは、平成29年度より区立小中学校全90校の給食で年1回以上利用されており旬の野菜など20品目の実績がありました。

各学校におきましては、せたがや育ち給食について献立表や給食だよりでの案内ホームページへの掲載を行うなどを取り組んでおり子供たちの食育に繋がっております。

またアークの下記園芸組合による花の栽培指導は令和7年度も延べ26校の小学校、小学校で約3100人の児童に対して行われ花を育てることを通じて農家と子供たちの関係作りのある地域作りに繋がっております。

世田谷の脳が子供たちの食育や地域作りに繋がっていくよう引き続き、農家やJA、小中学校と連携ししっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

松本子供若者部長私からは1人親世帯への生活支援について2点ご答弁いたします。

初めに現状把握についてです。

区では1人親家庭の実態を把握し、今後の区の1人親家庭支援等の検討を目的としたひと

り親家庭調査を実施するとともに、人や家庭に関する庁内横断的な連絡会において相談傾向や課題等の情報共有により確認をしております。

調査の結果では、1人親は家庭内で相談できる相手がおらず孤立しやすい傾向にあることや経済的な理由で子供が必要な物の所有や体験の機会が制約されている実態が明らかになっております。

こうした調査結果等を踏まえ、子供若者総合計画では、1人親とその子供への支援の充実のため、支援体制の強化や拡充を目標に定めて取り組みを進めているところです。

次に制度にたどり着けない方への情報提供等についてです。

1人親は子育てと生計を1人で担っていることから時間的・精神的な余裕がなく、情報収集が不十分になってしまうこともあるため、適切な情報提供や支援をしていくことをしていく必要があると認識しております。

離婚届を受け取りに来た方には窓口で1人親支援情報をまとめた冊子やリーフレット等の配布をするなど、1人親になる前からの早期の周知に取り組んでいるところです。

また、申請時期に応じたメールマガジンの配信をすることにより、必要なタイミングで支援情報を届けております。

合わせて、窓口での相談を通じて本閉ホームヘルパー訪問事業等の1人親家庭の生活を支える各種支援に繋げています。

こうしたプッシュ型の情報提供や相談支援により1人親家庭が支援の選択ができる仕組み作りの強化を図ることで、1人親家庭が地域で孤立することなく安定した生活基盤を築くことができるよう、引き続き支援してまいります。

以上です。

石原征爾議員答弁ありがとうございます。

世田谷に山口議員も言うように、緑と農地は残していきたいなって思うのでこれからも質問していきます以上です。

以上で石原誠司議員の質問は終わりました。

次に、8番宮香織議員、張8番宮香織議員そうです。

初めに、区立小中学校における紫外線対策について伺います。

近年、地球環境の変化等により、紫外線量への関心が高まる中、子供の健康を守る取り組みの重要性が改めて認識されています。

紫外線対策といえば、これまで皮膚への影響が中心に語られてきましたが近年では、子供の目に対する影響についても様々な指摘がされています。

子供の水晶体は大人よりも紫外線を通しやすく、幼少期の目のダメージが将来、目の疾患のリスクに繋がる可能性があります。

子供は屋外活動の機会が多く、体育や部活動校外学習など、学校生活において、長時間にわたり、日光にさらされさらされる場面があります。

区ではこれまでも熱中症対策について、予防的観点に立った施策を積極的に推進してきま

したが子供の目を紫外線から守る取り組みについても改めて整理し、検討する時期にある
あるのではないかと考えます。

Zoff ではこれまで、全国の小・中学校で出張授業を行い、学校現場に対し、目の健康の大切
さを伝えてきました。

その一環として、生徒たちの目を守るために、学校生活の中で自然にサングラスをかける文
化を作りたいという祖父の思いに賛同した女子勢学院中学校高等学校と連携し、同校の中
学校小中学生、高校生 23 名を対象に、紫外線が目を与える影響について、専門的視点から
のレクチャーを実施しました。

生徒たちは、50 種類のフレームと 7 色のレンズから学校生活にふさわしいと感じる。

サングラスの組み合わせを自ら選びました。

選ばれたサングラスは薄い色のレンズや細身のフレームなど、学校生活のも自然に馴染む
デザインが中心で、児童生徒、ファッション性の両面から検討され、最終的に 7 種類の組み
合わせがモニター用モデルとして選定されました。

今回のモニターでは、希望者約 90 名に対し、サングラスを提供し、夏休み期間中の生活の
中で着用検証を実施しとくわ。

この実証結果をもとに、2026 年には国内初となる学校指定サングラスの導入を目指してい
ます。

そこで、紫外線による子供の目に対する影響について、区としてどのような認識を持ってい
るのか。

また、紫外線による目の健康に関する相談や受診状況について、区が把握している実態につ
いて伺います。

日陰の確保や活動時間の配慮については、熱中症対策の延長とし、サングラス使用について
は、学校判断の考え方を明確にすることが必要ではないでしょうか。

帽子の着用や火葬時間への配慮、日陰の確保などについて、現在、区立小中学校ではどのよ
うな対応が行われているのでしょうか。

また、サングラスの使用を含め、各学校の判断に委ねるだけでなく、一定の考え方や心を
示すお考えはあるか、区の見解を伺います。

また、紫外線対策は、家庭での理解と行動が不可欠ですが、子供の目の健康を守るため、保
護者や子供に対し、紫外線と、目の健康に関するわかりやすい情報提供や啓発を進めるお考
えはあるのでしょうか。

学校での予防的な取り組みについて、区の見解を伺います。

次に、子供の交通安全対策について伺います。

区では通学路点検について、教育委員会を中心に、学校や関係機関と連携し、継続的に取り
組んできたことは認識しており、1 保護者としても、こうした取り組みが積み重ねられてき
たことは重要であると考えます。

通学路点検が危険箇所が把握されていることは認識していますが、重要なのは、その優先順

位がどのような基準で決定されているのかという点です。

通学路点検で把握された危険箇所について改善の優先順位はどのような基準で決められているのか、また、事故が起きていなくても、子供の通行量や見通しの悪さ、年齢や成長段階による新たなリスクなど潜在的な危険性をどのように評価し、優先順位に反映しているのか、教育委員会の見解を伺います。

通学路の改善においては、ガードレール設置や路面標示、注意喚起看板の設置など様々な対策が講じられていますが、対策後の交通状況や子供の通行状況を踏まえた検証が伴ってこそ、安全確保といえるのではないのでしょうか。

教育委員会の通学路点検で危険箇所と把握された場所について、実際に道路環境を改善する立場として、ガードレール設置、路面表示速度抑制など、安全確保の友達基準について、土木部の見解を伺います。

また、危険箇所と認識されながら、用地の制約や警察との協議、予算などの都合により改善に時間を要するケースもあると認識していますが、そのような場合、なぜすぐに改善できないのか、どのような対応を目指すのかについて、学校や保護者、地域とどのように情報共有しているのか。

さらに、通学路点検を点検で終わらせないために教育委員会と土木部の連携と説明責任についての見解を伺います。

最後に、虐待サバイバー支援について伺います。

近年、児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、その背景には、家庭内の孤立、経済的困窮、精神疾患支援のと切りなど複合的な要因があると指摘されています。

虐待は一時的な出来事ではなく、社会構造や支援体制のあり方とも深く、ある問題です。薬剤は幼少期の一過性の問題として語られることが少なくありませんが、虐待を受けた当事者にとって、それは過去の出来事ではなく、その後の人生に大きな影響を及ぼす経験です。私自身も、虐待を受けた当事者の1人として生きてきました。

外からわかりづらくとも長年にわたり心身の不調や強い不安感、人間関係の困難、生きづらさを抱え続ける現実があります。

しかし、現行制度では薬剤を主に発生している間の問題として扱われ、年齢を超えた途端に、支援の枠組みが変わります。

精神的なコーナーは、障害福祉生活の不安定さは生活困窮支援若者であれば若者施策へとそれぞれの制度の中で対応されます。

もちろん、それぞれの施策は重要ですが、虐待を受けた後の人生という視点で横断的に支援を捉える枠組みは必ずしも明確ではありません。

その結果、当事者はどこに相談すれば良いのかわからない。

自分の困難は制度の対象にならないようなのではないかと感じ、声を上げる前に諦めてしまうことがあります。

虐待を、幼少期の出来事として終わらせるのではなく、その後の人生を生きる課題としてど

う位置づけられるのかが問われていると感じます。

虐待は主に、幼少期に起こる出来事ですが、その影響は成人後も長期にわたり続くことも多く、親となり、同様に虐待を繰り返すことも少なくありません。

虐待の連鎖を断ち切るためにも、虐待を受けた後の人生の伴走支援は個人の努力や自己責任に委ねられるものではなく、社会全体で向き合うべき課題ではないでしょうか。

虐待は家庭内での孤立、貧困、精神疾患支援の途切れなど複合的な背景の中で起こりますが、虐待を経験しながらも、虐待サバイバーとして生き続ける方々にはそのような精神的影響や困難さがあると認識しているのか。

区の見解を伺います。

また、虐待サバイバーは PTSD やうつ、不安障害などの精神的影響だけではなく、人間関係の不安定さ、親になる方への恐怖など、複合的かつ長期的な生きづらさを抱えることが少なくありませんが、このような方々に対する支援についてどのように取り組むのか。

また、このような校内の支援は生涯若者生活困窮など個別の制度に分断されていますが、個別分野ごとの対応では、ご本人を抱える複合的な背景や生きづらさに対して適切な対応ができないのではないのでしょうか。

区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

玉野教育政策生涯学習部長、私からは4. 順次お答えいたしますまず紫外線による子供への影響率影響についてまた相談や受診状況などについてでございます区立小中学校では学校検診を通じて子供の視力や目の状態を把握し、疾病等の早期発見早期対応に努めるなど、目の健康の保持増進に取り組んでおります。

一方で紫外線の影響による目の健康に関する相談件数や受診状況については現時点では把握できておりませんが環境省の紫外線環境保健マニュアルによれば、紫外線が角膜炎や白内障等のがん疾患の要因の一つとなり得ると認識をしております。

次に目の健康に関するわかりやすい情報提供や啓発、また学校での予防的な取り組みについてでございます。

紫外線による目の健康への影響を軽減するには、紫外線の強い時間帯を避けて外出することや、屋外活動時に日陰を活用するなどの対策が考えられます今後養護教諭による保健指導や保健だより等を通じて、目の健康に関する周知を図る際には、これらの点もあわせて注意喚起を行うなどより効果的な啓発となるように工夫をまいります。

また予防的な取り組みにつきましても、学校生活の中で実施可能な方法やその効果について、現場の意見も踏まえながら検討をまいります。

次に通学路の潜在的な危険性をどのように評価し優先順位に反映しているのかについてでございます。

区が実施する通学路合同点検では各学校が抽出した危険箇所について学校PTA 警察道路管理者等の関係機関が合同で現地確認を行った上で事故の有無に関わらず、危険性を総合的

に判断し順次、安全対策を進めており、改善に着手する優先順位等を設けてございませんまた低学年の注意力の未熟さや視野の狭さ、中高学年の行動範囲の広がりや行動傾向の変化など、成長段階に応じて生じるリスクにも配慮しながら安全対策を実施しております。最後に危険箇所のように情報共有しているのか点検で終わらせないための説明責任等についてです。

危険箇所の改善に当たっては道路構造上の制約により新たに対策を講じることが難しい場合や既に対策を実施しており、追加措置が困難な場合、または交通管理者との調整を要する場合などもあり、速やかに対応できない場合がございます。

改善に向けた対応内容などについては、点検当日に学校やPTAの方へ現地で説明しておりますがその場で判断が難しい場合は後日情報を共有しております。

また点検の結果については区のホームページでも公表しております。

教育委員会事務局と関係所管部は点検段階から課題を共有し、改善に向けた協議や進捗状況の情報交換を行うなど連携して対応しており今後も協力して安全な登下校環境の整備に努めてまいります。

以上です。

秋山学校教育部長私より、区立小中学校における紫外線対策について教育委員会として一定の考え方や指針を示すべきではないかのご質問にご答弁いたします。

区立小中学校においては、登下校時の物資の着用や日傘日焼け止めの使用を認めたり、事業においては可能な限り日陰を活用し低活動を行ったりするなどの対策を行っております。教育委員会といたしましては、熱中症対策と同様にサングラスを含む紫外線対策グッズの使用について制限する考えはございません。

そのため、各学校において、私物の自己管理や家庭への経済的負担等を踏まえ、保護者と十分に協議しながら柔軟に対応しているところでございます。

ご指摘の件につきましては、引き続き、各学校の実態に応じて適切かつ柔軟な判断がなされるよう、校長会を通じて周知してまいります。

私からは以上でございます。

鎌田土木部長私からは通学路の安全確保の到達基準についてご答弁いたします。

通学路合同点検で抽出された駆動の危険箇所につきましては、久我道路管理者として、これまで様々な対策を実施しております。

例えば現状把握。

現状所、現場状況を確認し、設置が可能な場所では、横断抑止柵やカーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を実施しております。

加えてスピードを出し過ぎる車両への注意喚起の看板設置や交差点のカラー舗装による運転手の視覚に訴える対策を行っております。

児童の安全対策につきましては、それぞれ、それぞれの道路で状況が異なり具体的な安全確保の到達基準をお示しすることはできませんが、交通管理者である所轄の警察署や関係機

関と連携協力して、通学路の安全確保に努めてまいります。

私からは以上でございます。

向山は世田谷保健所長私からは虐待サバイバーの方の御認識および支援につきまして順次お答え申し上げます。

過去に虐待を受けた経験は、その影響や現れ方は個人差が大きいものの、長期間が経過した後も、不安や抑うつ状態が続いたり、他者への不信感、自尊感情の低下などを背景にした様々な社会生活上の影響が現れたり、複雑性 PTSD や依存症、解離性障害等といった深刻な精神的影響が応じて総じて、日常生活に使用支障が及ぶ場合もございます。

具体的には、学業や就労の困難さの他他社との信頼関係を築きながら、相談関係を持つことが困難であったり、SOS を発信しない言語化できないために実証や自殺に傾くことも傾くこともある重要であり、潜在化しやすい課題と認識をしております。

次に9の対応。

また複合的な背景や生きづらさに対する対応をという2点についてお答え申し上げます。過去に虐待を受けた方々は、複合的かつ長期的な生きづらさを抱える各可能性があり支援においては、まずは心理的な安全性に十分配慮しながら、本人の状況と受け止めを傾聴して包括的継続的、横断的な支援体制のもとで関わる必要があります。

区では、保健福祉センター、健康作り課において、保健師や精神科医による心の相談を実施しております。

相談に当たっては、本人のペースを尊重し秘密保持と安全性を確保した上で精神面や日常生活における様々な困りごとなどを把握して、現実的で具体的な対応方法ともに考える対話の中から自らの力で回復に向かったという。

エンパワーメントを意識したサポートを行っております。

また虐待経験による。

精神的影響等についても支援を行う行い、必要に応じて専門性の高い医療機関やカウンセリング等の御紹介なども行っております。

障害、若者の生活困窮などそれぞれの窓口においては同様に、虐待経験や家庭内のパワーバランスなどの問題を背景とし、複合的な課題を抱えた相談者の方がお見えになることがあり中にはご自身がその体験自体に気づいていなかったり、無意識化を図っている方もございます。

このため、相談を受ける職員が虐待による中長期的影響についての理解を深め、相互に連携を図りながら、適切に支援できるよう取り組んでいく必要があります。

区は様々な研修や専門医等からの助言機能などを活用しながら、区内の各種相談窓口の対応力が向上していくよう取り組んでまいります。

私からは以上です。

宮香織議員あのご答弁ありがとうございました虐待サバイバーって大人になったらもう大丈夫とか、安全圏だと思われがちなんですよね。

でもそして自分も、自分、自分でもそう思いたいですよ。
でも違うんですよ。
そこからが本番なんです本当にそこが地獄の入口なんですよ。
もう底なし沼みたいな車がずっと続くんですよ。
終わりが見えない子供の頃より大人の人生の方が遥かに長いのに、その長い時間を不安定なまま生き続けるんです。
私もそうです。
一度も自分は安定した人間だなんて思ったことはないんです。
でも私だけじゃない。
本当にたくさんの方がいるんですよ。
ただ気づいていないだけ。
自分がサバイバーだという自覚もない心が壊れていることにすら気付けない。
だから支援に繋がらない。
声を上げられる人はほんの一握りです。
ほとんどの人は声が上げられないんです。
専用窓口が作れないのは仕方ないにしても、せめて相談できる場所はあるよっていうことをもっとしっかりと伝えて欲しいというふうに思います。
そして、窓口の職員の皆さんには、その背景に、虐待の影響があるかもしれない。
そういった視点視点を持って接していただきたいというふうに思います。
本当に誰1人見捨てないした額であってほしい。
それだけなんです。
私が言いたいことは、どっかの支援窓口が専用が作れなくても、そういう視点で虐待サバイバーの方を見ていただいて、シーンに繋げていただきたいと心から要望いたしまして、私の質問を終わります。
以上です。
以上で宮香織議員の質問は終わりました。
ここでしばらく休憩いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。
一般質問を続けます。
6番そのべせいや議員、6番田辺聖也議員区区长を区議会議員の任期最後の1年に向けた提案をいたします2026年度予算は次世代を育む暮らし応援予算として示されました新規事業の一つにずっと世田谷対して子育て世帯現役世代のカップル向けの区内への定住支援が示されています。
東京都内の不動産価格上昇に伴って一定の広さを求める核家族世帯が区外転出せざるを得ないという課題に対して財政的な持続可能性地域経済コミュニティの大循環といった観点

で流出対策に乗り出したものであり他でもなく子供子供現役世代に住み続けていただきたいというメッセージがうかがえます。

掲げる一方で次世代に絵を育みながら暮らせるのか考えますと2026年4月入園の認可保育園への入園申込者数は過去最高の6741人を記録し申し込み時点で昨年比約550人増だったことから2020年25年と2年続いた50人前後の待機児童と比較にならない2019年以前の水準の待機児童が発生をすると見込まれています世田谷区の出生数はピークアウト後微減をしているものの特に都内の他地域と比較をしても共働き化への転換が遅れたことに加え昨年9月に始まった東京都による大土保育料無償化を始めとした東京都の手厚い子育て支援の影響で世界区に限らず俗に言う玉川格差を超え2位と県境のエリア子育て世帯の流入が増えたという選択も分析をしています保育園入園競争とは無縁の大隣地域にとっては諸手を挙げて歓迎される第一死保育料無償化もかねてより保育園が足りない世田谷区からすれば東京都による需要喚起政策により需給バランスを崩された形となります。

東京都に責任があることは論を待ちませんが一昨年昨年の4月時点で建材需要にすれば対応しきれていなかったことから、世田谷区は明らかに保育の質の議論だけしているフェーズではありませんでしたかつての世田谷区では2014年から23年度基本計画の重点政策1-1は待機児童対策であり、当時の新築計画新築計画後期には目標数値が掲げられ、いわば待機児童対策を最重要課題として位置づけられていました一方現在の2024年度を初年度とする最新の基本計画で重点政策1、重点政策に乳幼児教育保育の質の向上についてまた同様に最新の実施計画でも、保育の質には言及がありますが保育待機児童は過去の課題として扱われています。

状況が急変した今改めて子育てと仕事の両立のファーストステップが既に高い壁となっている状況について不正な重要課題として位置づけ上位計画の成果指標として設定全庁的に対応すべきです今後の取り扱いについて伺います。

そして今まさに認可保育園は認可保育施設の2次選考の結果が出て、本格的に仕事復帰の目処が立つか立たないかわかれています4月からベビーシッター利用支援事業も解消します。

ベビーしたという選択肢が増えることで偶然保育園の空きが出ない限り良い職場復帰の可能性が絶たれる状況から年度途中の空気が叶うかもしれない一連の望みになると考えます。27年度の施設整備に加え、26年度中の対策としてベビーシッター利用を推進すべきです昨年11月の委員会資料によると他自治体の実績をもとに64人の利用を想定しているようですが、対象者への案内やフルタイム型の失態育成などとして推進ができないでしょうか。また、他自治体の子育て支援を見ますとこちらです8社葛飾区松戸市、つくば市などでは、子供乗せ電動自転車の購入費用を助成をしています近隣での入園が叶わない方長距離の移動をお願いして済ませることは本来はばかられますが、遠方の保育園を利用をお願いする分の電動自転車の購入費用助成を導入し、1人でも保育園が利用できないという方を減らして行けないでしょうか。

続いて来年度の目玉事業として乳幼児向けの一時預かりの無償化が利用料無償化が示されました東京都による大土保育料無償化が掲げられて以降、一時預かりの無償化に言及をしてきましたが今回他区に先駆けた対応は大変心強く感じています。

広がって今回無償化が公表された事業は子供若者部の管轄であり未就学児にも未就学児も対象に含まれる重症心身障害児者等在宅でスタート事業の利用料について特段の御言及はありません今回の無償化の対象から外れ今回無償化の対象から外れた延長保育、病児保育についてはベースとなる通常保育が無償化なるため今回対象としなかった方針を確認をしています但し重症心身障害児向けのレスパイト事業も一時預かりと同様の趣旨であることを鑑みると部署や制度の垣根を越えて年齢は変わらない重症心身障害児について最大で1時間当たり900円となる自己負担も今後の見直しの対象とできないでしょうか。

また前回は算数セットを始め学校の教材等の自己負担について取り上げましたが保護者の負担は他にもあります。

例えば学校によってはPTAから毎年寄付を受けるケースもありその学校が唯一内申点の評価委員が低い緩い学校であったり、60万円のプール清掃ロボットを買ってもらっているというような状況には課題を感じずにはいられません。一般に学校で保護者へ教材費やPTA会費を経由した寄付等で負担をお願いするだけでなく、教職員が自腹を切る機会も珍しくありません。教材や書籍事務用品やケーブルソフトウェアアプリのライセンス今ブームになっているシールなど様々な場面で煩雑な手続きが必要な自己負担を選ぶ。また実質的に選ばざるを得なくなっているようですがそもそも一部の学校が区役所で予算要求するよりも別の財布をあてにしてしまう原因は世田谷区では学校ごとの予算が存在をせず、教育委員会事務局の各課に予算が紐づいていることで学校現場の裁量で品目を超えたゆず調整を効かせることが正自動的にはできないことにあるのではないのでしょうか。

学校現場に予算の権限を一部移譲し、評価検証といった財務マネジメント稼働させることで教職員が自腹を切ることなく保護者を当てにすることもない健全な学校運営が実現はできないでしょうか。

加えて部活動の指導について一部の趣味と大仕事を兼ねている病院の影響もあり教科指導や学級運営以上にすみ分けが難しく自己負担が多いとされています。世田谷区としても審判資格の取得費用を今年度より経費として落とせるようにしましたが現時点で上限6000円であり自己負担が残る協議もいくつかあります。

審判資格の取得は取得更新は技能の向上のためではなく中体連のいくつかの専門部では大会出場に審判員の胎動要件としており審判が手配できない場合には出場ができなくなることから顧問教員にとって審判資格の取得は成都大会に出場させるために実質的に強制されている実態があります。また、審判資格以外にも、標本やホイッスルストップウォッチといった消耗品は参考書籍消耗品と購入費用が活用されているようですが、他にも御協議に本格的に参加せずとも審判のための審判やシューズ野球部の監督員ホームグローブラケットのような個人所有の御要望購入することとなり世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討

会報告書からは、他にも大大会いい練習試合の引率に交通費が十分支給されていないという実態も報告をされています。

世田谷区でも部活動の地域移行地域展開が進む中時間的な負担については改善の方向に向かっていますが審判講習参考書籍いい日に限らず顧問教員の持ち出しに成り立っている指導いや審判のための費用についても個人の趣味ではなく業務上の経費として扱うべきではないでしょうか。

さらに視点を現役世代全体まで広げた負担軽減について伺います平日日中に在宅をしている人がいないことで困難になることを思い返すと、お役所の手続き学校の保護者会 PTA といった地方自治体ことが見直せる課題の他にも、大荷物の受け取りが挙げられますそうしたニーズに応えるように多くのマンションに宅配ボックスが設置をされていますが2022年行った世田谷区分譲マンション実態調査によると実際には区内分譲マンションのうち約半数にしか宅配ボックスが設置されていませんまた区役所としても高いボックス設置を含めたせたがや子育て支援マンション認証制度を実施していますが、設置には場所の選定やランニングコストメンテナンスに課題がありまた設置してもボックスに入らない。

ボックスが満杯といった課題で結局最初になるケースもあります一方近年ではトラックロックマンションについても Amazon Key やスマート置き配といったオートロックを解除するシステムを導入して玄関先に置き配をするケースも増えています税金で宅配ボックス設置費用を捻出するよりも運送事業者が自主的に効率化に向けて設置を進めている。

スマートロックスマートキーを導入する方が再発防止には効果的ではないでしょうか荷物の受け取りのコストを減らし、環境負荷を減らせる置き配がマンションで普及をするよう区役所としても管理組合や物件所有者管理会社へスマートキー導入への課題や課題の整理や啓発といった後押しができないでしょうか。

ここまで現役世代のために予算を投じる提案をしてきましたので最後に行政の効率化について伺います。

昨年も代表電話と問い合わせ窓口である世田谷コールの大東郷希に電話対応を極力オンラインへ誘導できないかと伺いましたが自分で調べるよりも人に聞く方が早いというという価値観に基づいて今後もかかってくるであろう電話についても、醤油、省力化が必要であると考えます既に民間では AI による電話の一時対応が服用しており十分に機能しています。また定型的な問い合わせや手続き案内であれば詳細を SMS ショートメールで送信することで省力化と同時に聞き間違いや再問い合わせの防止が可能となります。

従来の自動音声応答をプッシュトーンと比較しても選択で迷ったあげくオペレーターに繋がざるを得なくなるようなことなくなり何度もお洗濯する必要がないことから回答や担当者へたどり着くまでの経路も短縮されます電話番号がですと紐づいているというリモートワーク推進への課題や電話対応によるストレス等の課題も解決する前の ISMS 導入は今後必要ではない。

とか区民にとっても従来の営業時間制から 24 時間 365 日対応となることで、サービスレベ

ルが向上する電話窓口の AI 化を実施をしていくべきです今後の方針を伺います。

南條からは以上となります今後も現役世代の負担軽減となる提案を続けて参りますありがとうございます松本子供若者部長私からは、待機児対策に関し 3 点ご答弁いたします。

初めに、待機児対策を上位計画に位置づけるべきとのご質問についてです。

区では子供若者総合計画第 3 期に含まれる子供子育て支援事業計画に基づき、令和 11 年度までの保育需要と全員加工量を推計し、必要な対策を進めております。

また計画期間中に需要が見込み見込みを上回る場合には、追加の定員確保策を講じる方針としており、今回の入園申込者の大幅増に対応して計画の前倒しを行うなど、状況に応じた対応をしているところです。

区では待機児童対策を重要な課題として位置づけており、令和 8 年度からは、組織体制を強化し、優先的に体対策に取り組んでいくこととしております。

議員ご指摘の上位計画への位置づけにつきましては次期実施計画の策定の際に改めて関係所管とも調整しながら検討してまいります。

次に、ベビーシッターに関する情報提供についてです。

区ではこれまで保育の質の確保を前提に、施設における集団保育を基本とした待機児童対策を進めてまいりました。

今回お示した対策も同様の方針です。

一方、例年、年度途中には、保育施設の空きが少なくなることから保護者の選択に資するよう、保育に関する情報を幅広く適切にご案内することが重要であると認識しております。

令和 8 年度からは、区としてできる限りの安全対策を講じた上で、ベビーシッター利用支援事業を導入することから保護者の選択肢との一つとなるよう、認定事業者に協力を呼びかけるとともに、認可保育園の入園待機通知通知書にベビーシッター利用支援事業ベビーシッター事業者連携型のご案内をどうする納付する他、区のお知らせせたがや子育て応援ブック子供子育て情報メールマガジン、区の公式 LINE の配信などにより、広く情報提供してまいります。

次に、電動自動車の電動自転車の購入支援についてです。

区では、令和 7 年 9 月より、保育料の第一死無償化や服飾費の無償化など、保育園等を利用している保護者の負担軽減に取り組んできたところです。

議員ご指摘の遠方の保育園を利用している保護者への電動自動自転車の購入支援につきましてはその対象範囲の判断や保育園を利用していない保護者との公平性や財政負担等の課題があり、慎重に検討する必要があるものと考えております。

以上です。

佐々木都市整備政策部長。

私からはマンションでの置き配の普及についてお答えいたします。

区では今年度から子育て支援マンション認証制度の助成内容を見直し、宅配ボックス設置

助成を設け、導入に向けた支援を開始いたしました。

国におきましても環境負荷軽減やドライバー不足への対応の観点から、令和 6 年にマンション教授標準管理規約に宅配ボックスの設置に関わる改正がなされ、設置する際の合意形成が図りやすい関係は整え、整えられ、さらに、令和 7 年には、置き配の普及促進に向けた取り組みのポイントが周知されるなど既存マンションにおける沖合の活用も推進されたところと見られます。

区としては区内マンションの居住者、管理組合などで構成する世田谷区マンション交流会や区が発行するマンション通信を通じて宅配ボックスの設置や議員からお話のございました、置き配を含め、多様な受け取り方法について周知啓発を行い、現役世代などの負担軽減に繋がる環境整備を支援してまいります。

以上です。

杉中障害福祉部長、私からは、重症心身障害児者のレスファイト事業についてご答弁いたします。

重症心身障害者等在宅でスパイト事業は 18 歳未満のときに、その状態になった。

重症心身障害児者や医療的ケアが必要な 18 歳未満の障害児を対象とし、家庭や家族等の介護負担の軽減や就労支援を図るため、自宅に訪問看護ステーションから看護師を派遣する事業です。

本事業は、東京都事業であり、利用者負担額元が定めており、他の障害福祉サービスと同様、1 割負担で利用者の所得に応じた負担軽減措置を講じています。

ご指摘の通り、今年 4 月から在宅子育て家庭等の未就学児を対象とした一時預かりの利用料無償化の実施を予定していることから今後、当事業について、障害福祉に関する他のサービス事業や他区の状況との比較、都の補助事業の枠組みを超える場合の財政負担等、様々な課題を整理しながら、利用者負担の考え方を調査研究してまいります。

以上です。

玉野教育政策生涯学習部長私からは学校における財務事務のあり方についてご答弁申し上げます現状予算編成は教育委員会事務局の各課が行い例年学校の生徒数などの規模に応じた予算額を年度当初に各学校に分割し、年度には適宜学校の要請に応じ、用途や金額等を精査した上で予算を追加分割してございます。

各予算元カノ予算事業ごとに細分化されている項目を大まかに集約することで、学校現場の裁量が増え、予算執行における各学校での工夫が可能となり、学校の財務会計事務の軽減にも繋がると認識をしております。

実現のためには予算編成に向けた教育委員会事務局内および庁内調整学校への丁寧な説明や事務局の確認による一定程度の関与が必要となり、予算制度上の制約も考えられますので、学校現場の声を聞きつつ慎重に検討してまいります。

以上です。

秋山学校教育部長私からは部活に関する個人の費用負担軽減についてご答弁いたします。

区では中学校部活動の地域連携等の検討に当たり、教員の様々な負担を課題として、教員の指導の希望により部活動のを四つのパターンに整理し、負担軽減の方針をお示したところです。

費用面での負担軽減として、特に負担の大きい審判資格の取得費用を令和 7 年度より予算化し、また資格の更新費用令和 8 年度より公費負担として更なる負担軽減を行う予定でございます。

指導で必要な消耗品においても、審判用ユニフォームユニフォームなど、個人が使用する物品を公費負担としておりますが、個人所有となる物品の公費負担は課題があると認識しており、引き続き費用面、指導面の両面から、教員の負担が軽減されるよう、令和 8 年度より立ち上げる仮称世田谷区立中学校部活動の地域展開協議会で議論し取り組んでまいります。私からは以上でございます。

有馬政策経営部長私から大票田は世田谷コールの統合についてお答えいたします。

新たな行政経営への移行実現プランに基づき、令和 9 年度に代表電話と世田谷コールを統合する方向で庁内横断的に検討しております。

現在所管課への電話の取り次ぎが中心となっている代表電話は世田谷コールの機能に合わせ、問い合わせに回答できるよう見直しを図る予定です。

さらに、オペレーターの対応見直しに加え、新たに AI による自動応答システムの併用とショートメッセージの導入も検討しております。

AI 導入の課題としましては、わかりやすさや正確性の担保、ご案内を防止する対策として、所管課が持っている様々な情報や問い合わせ実態等を FAQ として充実させることが不可欠であることから全庁挙げて取り組んでまいります以上でございます。

そのべせいや議員保育待機児童についてですが世田谷区で保育が利用できなくなるできないということは現実的に良い仕事が住む場所を変えるで話すこととなりますペアローンを返せなくなり都内に住めなくなる個人の経済的な課題であるだけでなく、キャリアや子供の人数といったライフプランの変更を余儀なくされる尊厳の問題であり、望んでも仕事復帰できない人手不足の要因であり供給を生前制限せざるを得なくなる日本経済の停滞を引き起こす課題であり子育てが幸福よりもリスクとして評価される少子化の要因であり日本社会の持続可能性に大きく悪化が大きく関わる課題ですもしあと半年後に仕事を辞めるか引越すしかない。

今定常されたら皆さんはどうお感じになるでしょうか今まさにそうした状況にある方が、世田谷区の中にはたくさんいらっしゃいます 2026 年度中に子供が MICE2 歳になるタイミングで仕事を辞めなくても済む年度中の対策についてぜひ進めていただきたいということを強く要望します。

以上です。

以上でそのべせいや議員の質問は終わりました。

次に、48 番松上仁議員、48 番湯上尚史議員質問通告に従い順次質問してまいります。

初めにほっとステイの拡充について伺います。

前定例会では保育園利用者は無料となる一方で在宅子育て世帯が利用する一時保育は、ほっとステイ事業が有償であるのは公平性に欠けるとして無償化を求めましたその結果区が来年度予算に一時保育、一時預かりの無償化を盛り込んだことは高く評価します。

一方で、保育無償化による申込者等のように一時預かりにおいても無償化により、利用者の増加が見込まれ、現状でも時間帯や曜日により予約ができないケースもある中、さらに利用しづらくなることを懸念しています。

また、自宅で完結するベビーシッターではなく、お子さんや保護者の方に保育士などの専門家が関わる施設での預かりを選択しやすくするためにも、利便性の改善や子育て支援やほっとステイの拡充が必要と考えますそこで2点質問します。

1点目に、ほっとステイの予約について予約が取れない場合でも、他の施設としての施設を選択できるように、全ての施設がWeb予約に対応し、各施設の空き情報も一覧で確認できるようにすべきとさきの定例会で求め、区からは検討を進めるとの答弁がありました。

無償化が開始される4月に合わせ実施できるのか検討状況を伺います。

2点目に、ほっとステイの拡充について伺います。

ほっとステイの新規整備については、子供若者計画第3期に盛り込まれず、実施計画にも記載がありません。

計画的に整備を進めるためには、利用ニーズに基づく不足地域などの調査を行った上で子供若者計画にほっとステイの新規整備を盛り込み、拡充を図るべきと考えますが区の見解を伺います。

次に、硬式野球場の整備について伺いますこれまで軟式球が硬く重くなり、飛距離も飛距離も伸びたことで、実質的に公式球と大きな大きな差がなくなっている現状を踏まえ、既存グラウンドでの安全対策を進めるとともに、公式や少年野球が利用できる場の拡充を繰り返し求めてきました区はJSフィールドでの硬式少年野球の利用を可能とし区立公園グラウンドへのバッティングゲージの設置の提案についても前向きに検討いただきました。

しかし、現状では軟式少年野球は、区立小中学校や区立公園グラウンドなどで制限なく活動できる一方硬式少年野球が利用できるのはJSフィールド大蔵運動場、多摩川緑地広場など、わずか4面に限られています。

しかも、多摩川緑地広場を除き、専用グラウンドではないため、抽選の競争率が高く、子供や保護者が週末ごとに、他自治体へ移動せざるを得ない状況が続いていますそこで2点質問します。

1点目に、新設グラウンドについては、硬式少年野球も利用できるよう検討が進められていますが、既存グラウンドについても、軟式球変更に伴う安全対策を講じ、硬式少年野球も利用できる環境整備を進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

2点目に、2023年第3回定例会で、二子玉川緑地運動場、上流側のEFグラウンド硬式少年野球の専用グラウンドとして活用する提案を行いました区からは、整備設備改修や運用ルー

ルの見直しを検討するとの答弁がありましたが、硬式少年野球に対応するための改修や一部専用化の検討状況について伺います。

最後に三軒茶屋駅周辺の諸課題について順次伺います。

初めに三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画にもある国道 246 号線による南北分断の解消について 2 点質問します。

1 点目に、2020 年から求めてきた。

三軒茶屋三宿交差点間横断歩道の設置について伺います。

三軒茶屋三宿交差点間は約 800m ありますが、途中、横断歩道がないため、自転車やベビーカーの方などは、どちらかの交差点に迂回しなければ黄痘ができません。

また人が多く、狭い歩道を自転車も通行せざるを得なく、危険なため地元住民や地元団体、大学などからも要望が寄せられ、2021 年に国首都高速株式会社警視庁との協議が開始され、三つの設置箇所の案が示されるまでに至りましたが、結局、警視庁は交通量が多いことなどを理由に、許可せず。

検討が打ち切られました。

2022 年の 8 月、世田谷警察署と世田谷区地域住民などとの協議の場を設け、御宿大橋交差点間では、交通量は変わらないにも関わらず、信号機や横断歩道が設置されている点を指摘し、死骸を明らかにし、再検討するよう要請しましたが、設置ができた理由については競技から 3 年以上経過しましたが未だに明らかになっていません。

雪中に向けて進めていくためには、道路構造の変更など関係機関との連携が必要ですが、区としてどのように地域住民の要望に答えていくつもりなのか伺います。

2 点目にエレベーターの設置について伺います。

駅南側へのエレベーター設置は、歩道の幅員が狭い。

埋設物の移設費用が膨大である。

既にバリアフリー法で定められるエレベーターがパティオに設置されているなど、鉄道事業者がエレベーターを設置するための課題が山積しており、長年地元住民から要望されていましたが、整備は進みませんでした。

2015 年に我が会派で当時の太田国土交通大臣に要請したことをきっかけに、2019 年に地元住民が待望していたエレベーターが設置され、大変喜ばれ、利用されております。

一方で、地下から駅北側への移動は狭い階段のみで太子道側の住まいの方からは、同様にエレベーター設置を望む声は少なくありません。

また、横断歩道利用者が多く、茶沢通りからの左折する自動車渋滞が常態化し、停車中の車の中から道路を横断する歩行者も少なくなく、大変危険な状況にもなっています。

三軒茶屋駅北側へのエレベーター設置は、バリアフリーだけでなく、安全対策にも繋がると考えます。

桐生見る主に鉄道事業者にご協力いただけるよう取り組むべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に賑わいに伴う課題について2点質問します。

三軒茶屋駅周辺では商店街のイベント開催や魅力的な飲食店の増加により、賑わいが承知されています。

一方で、人の集中に伴う課題も顕在化しています。

一点目に、まちの美観の維持について伺います。

週末には特にゴミや吸殻のポイ捨てや音物などで歩道が非常に汚い状況となります。

三軒茶屋でも5月30日のゴミゼロや3ヶ月ごとのクリーン大作戦として、町会自治会や商店街の皆さんなどが清掃活動を行っています。

またボランティア団体による不定期の清掃活動や商店街の皆さんは日常的に店舗の前も載せ店舗の前の歩道も清掃し、商店街の中には、歩道の清掃を外部に委託し、綺麗にもしてくださっていますしかし商店街がないエリアなどでは、長期間ゴミが放置され、地元住民から相談も寄せられ、若林地区情報連絡会課題検討部会でも大きな課題として挙げられていますそこで質問いたします。

三軒茶屋駅周辺は、2000年より、まちの環境美化を重点的に実施する環境美化推進地区に指定されていますが、区民や事業者の取り組みはあるものの、区による直接的な清掃活動や商店街などへの財政的な支援は行われていません。

環境美化推進地区においては、商店街やボランティアなどの団体が清掃活動を継続して支援できる継続できる支援体制の創設や、空自らが主体的に清掃を行うなど、より積極的な取り組みを行うべきと考えますが、区の見解について見解を伺います。

2点目に、客引き行為への対応について伺います。

三軒茶屋駅周辺には多くの飲食店が集まり、深夜明け方まで営業するお店も少なくありません。

商業地と住宅地が隣接していることから、騒音や酔っ払いによる迷惑行為、客引きなどに対する不安の声が高まっています。

客引き行為については、東京都迷惑条例や防止条例や風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律により規制されていますが、業態や対応によって違法性の判断が異なり、住民が違法かどうかを判断することは困難ですそこで質問します区として生警察と協力して、警察官による巡回や声掛けを強化し、違法な客引きをさせない街になるよう取り組むべきと考えますが、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

松本子供若者部長私からはほっとステイの拡充について2点ご答弁いたします。

初めに、共通の空き情報Web予約システムの検討状況についてです。

ほっとステイはNewを問わない一時預かり事業として、多くの方にご利用いただき、リフレッシュできた育児の負担感が軽減できた子育て以外の趣味、仕事への視野が広がったといった声をいただいております。

一方、利便性の良い駅に近接した子育てステーション内のほっとステイについては、利用状

況から、一部の曜日や時間帯に希望が集中し予約が取りづらい状況が生じており、こうした予約の取りづらさに対する意見もいただいております。

今後、利用料の無償化に伴う需要の拡大から人気の時間帯に予約がさらに集中することも考えられることから本年 4 月をめぐりに全ての子育てステーションについて、まずは秋予約空き状況を Web で確認できるよう調整を進めているところです。

並行して、各施設の予約サイトのリンクを区のホームページに集約することで、目的ページへの導線を短縮し、利用者が各施設の空き状況を比較できるよう、段階を踏みながら改善してまいります。

次に、ほっとステイの更なる拡充についてです。

子供若者総合計画第 3 期では、一時預かり事業の需要量見込みに対して、幼稚園や保育所等における一時預かりの拡充とファミリーサポートセンター事業の充実を中心に整備をすることを定めております。

一方区では、次年度より、在宅子育て家庭等の経済的負担の軽減および地域の中での多様な支援と繋がりな繋がりや地域で支え合う子育て支援の好循環を図るため、理由を問わない一時預かり事業である。

ほっとステイについても無償化の実施を予定しており、今後、議員ご指摘の通り、特に利便性のよい施設等ではさらに予約が取りづらい状況になることも懸念されております。

計画策定時から複数の在宅子育て支援策が無償化となるなど、状況が変化していくことに鑑み、今後ほっとステイなど一時預かり事業の需要の変化をしっかりと見定め、必要に応じて拡充の検討や計画の見直しを行うなど、在宅子育て家庭のニーズにしっかりと応えていけるよう取り組んでまいります。

以上です。

長谷川スポーツ推進部長私からは硬式少年野球場の整備について 2 点のご質問につきまして、一括してご答弁いたします。

まず、既存施設の現状でございますが区の公園内の野球場はボールの飛距離にフェンスへフェンスの高さが対応しておらず今高反発バットを禁止するなどしております。

このうち、大蔵運動公園につきましては、再整備の際に打球の飛距離や硬式ボールへの対応を検討し、その他の公園につきましては公演ごとの課題を踏まえ大規模な改修の機会を捉え、その可能性を検討してまいります。

二子玉川二子玉川公園緑地運動場につきましては軟式ボールの規格変更以降の状況から、新たな設備対策や規制は不要と考えておりますが、改めて状況を注視し、必要に応じて対策を検討してまいります。

なおフェンスの新設等はコストや工作物の規制水害時の対応等の課題があり整備まで使用制限した場合の影響も大きく十分な検討が必要と考えております。

またこの間大人の軟式野球ができるならば拘置所の役員も確保するべきというご意見をいただき検討してまいりました。

現時点ではゴム製で空洞である軟式ボールより心が詰まっており、変形施設にエネルギーが一点に集中する硬式ボールの方が事故の際のダメージが大きいことを踏まえ、安全管理が必要と考えております。

年齢による力の差ではなく、道具そのものの潜在的な危険性をもとに、可否を判断する必要があり現状で硬式少年野球をカットすることは難しいと考えております。

専用の練習場につきましては硬式少年野球の他各競技団体からも多くご要望があり民間等を含めた場の確保に取り組んでまいりました今後に向けては、これらの取り組みに加え上岡公園拡張事業や和田堀給水所上部利用施設で整備をする多目的広場などで新たな整備の際に他種目の利用かとする事で硬式少年野球を始め、各種協議の場の拡大に努めてまいります。

私からは以上です。

院長先生がすごい。

三浦世田谷総合支所長私からは、三軒茶屋し、駅周辺における諸課題について 2 点ご答弁申し上げます。

最初に、横断歩道の新設についてです。

三軒茶屋から、三宿交差点までの区間における横断歩道等につきましては、交通管理者である世田谷警察署より、現状の交通量や道路構造等を総合的に考慮するとドライバーの申請低下や渋滞の悪化による交通事故の増加が懸念され、現状では設置は難しいとの見解が示されております。

区でも、これまで補助 26 号線の一部開通前後における交通量調査の実施や、新たに交通量のオープンデータによる詳細分析にも取り組みましたが、現時点で交通環境への大きな影響は確認されていない状況です。

現状、横断歩道の設置は困難な状況でございますが款交通管理者等の懸念事項の確認も含め、協議を継続し、将来的な補助 26 号線の全面開通を見据え、交通環境の変化の把握に努め、必要な研修を行うなど、実現に向け取り組んでまいります。

次に、新たなエレベーターの整備についてです。

三軒茶屋周辺には 3 三茶パティオ付近および駅南側の国道に 246 号線歩道部分の計 2 基のエレベーターが稼働しておりますが、太子堂 2 丁目側など未整備箇所もあり、バリアフリー上の課題がございます。

三茶のミライにおきましても、誰でも気軽にかけられるまちを掲げ、交通環境改善に向けたエレベーターの整備も取り組みの一つとして示しております。

一方でエレベーターの新設には航空空間確保や権利関係、技術向上上の制約など多くの課題があり、関係機関の連携と詳細な検証が不可欠と考えます。

区といたしましては、駅リニューアル事業の頭の機会を逃さず、ハード面の都市空間の課題解決を図れるよう、東急電鉄を始めとする民間事業者等々、これまで以上に連携を図り、三茶のミライ実現に向け協議を継続してまいります。

私からは以上でございます。

K先生に一応、中西環境政策部長三軒茶屋駅周辺の街の美化、とりわけポイ捨ての対策に関してお答えいたします。

三軒茶屋駅周辺は環境美化推進地区であり、街の美化を重点的に推進する地域です。

環境美化推進に向けまして本年7月に世田谷区たばこルールを改正し、タバコの吸殻や空き缶等のポイ捨て禁止に関する事項を追加する予定ですが、この改正に伴いまして、環境美化指導員による巡回指導において、これまでのポイ捨てされた吸殻の改修に加えまして空き缶等のゴミの回収を行うことで委託事業者と調整をしているところでございます。

また環境美化を地域課題として行政と町会、商店街事業者等で議論を重ね、地域住民の関心を高めることが重要であると認識しております。

清掃ボランティアの定着に向けた仕組み作りに加えまして、商店街組織がないエリアにおきましても、美化活動の充実に向け、地域団体への支援のあり方も検討してまいります。

以上でございます。

加賀谷危機管理部長脚日客引き行為等への巡回強化等についてご答弁いたします客引きについては、東京都迷惑防止条例は条例や、いわゆる風営法により執拗につきまとうなどの行為が禁止され警視庁が取り締まりを行っており、客引き行為に関する情報等が寄せられた場合は警察署へ速やかに情報共有を行うなど連携を図っておりますご指摘の三軒茶屋地区の客引き行為が地域住民に不安を与えていることを念頭に、安全安心まちづくり協議会等の各種会議での情報共有警察の連携、商店街や町会自治会への情報提供や通報を呼びかけるなど、地域一体となった防犯対策を強化してまいります。

安全安心のまちを目指して必要に応じまして警察交番へのパトロール強化も働きかけてまいります。

以上です。

津上仁志議員委員答弁ありがとうございます。

何点かお聞きしたいんですけれども一つ言って要望したいんですけどポイ捨ての関してなんですけれども商店街の中では誤字本当は道路管理者がやるべき清掃をわざわざ委託をしてお金を出して綺麗に縮小してくださっているそんな団体もございますのでぜひ答弁にはなかったですけれども財政支援というところも一つ視野に入れて検討していただきたいなと思います。

また巡回員の方がゴミを拾っていただけるということで大変心強く思いますので状況によってはまたその増員みたいなものもぜひ検討していただきたいなというふうに思いますのであわせてよろしくお願ひします一点再質問したいのが小瀬硬式少年野球場についてなんですけれども専用グラウンドの整備ではなくて他種目のスポーツの場で場が必要との答弁でしたけれども区内における新たなスポーツ施設、用地の確保が極めて吉困難な状況を踏まえると新規整備に関わらずやっぱり既存制施設でも多目的化というのはしっかり進めていかないといけないというふうに思うんですけれども世田谷区スポーツ推進計画にも、ス

スポーツ施設の機能拡充が方向性として示されていますけれども検討ではなくてですねしっかりこの木推進計画に基づいて進めていくべきだというふうに思いますけれどもそのあたり、再答弁をお願いします。

長谷川スポーツ推進部長硬式野球場の整備についても再質問にご答弁いたします。

まず既存施設の多目的利用施設への転用にあたりましてはいくつか課題がございます施設の立地。

また敷地建物の躯体等の状況によりましては特殊な構造物の設置や、また高い安全確保確保が求められる競技を想定した設備を設けるということができない場合等もあり、それぞれの状況に合わせた改修に限られることとなります。

また他種目の競技で施設を利用することになりますため、従来利用していた団体のご理解が必要となるとともに、新たな場を求める団体には、その団体の専用施設へ転用するものではないことをご理解いただく必要がございます。

このような条件がございますものの、既存施設の多目的利用かは、新規施設の整備に限られる中では、場の確保のために重要な手段であり議員ご指摘を踏まえまして機会を捉えて積極的に進めてまいります。

以上です。

津上仁志議員また質問させていただきます。

以上では質問あります。

以上で、津上仁志議員の質問は終わりました。

次に、32 番高橋明彦議員議長、32 番高橋明彦議員質問通告に従って質問してまいります。

まず、トイレ環境について質問いたします。

世田谷区の小・中学校のトイレ改修について我が党としてこれまで取り上げてまいりましたけれども昨今、トイレの環境改善に積極的に取り組む自治体が増えてまいりました。

特に豊島区では、学校トイレ緊急改善推進事業と銘打ち児童生徒用も全て洋式化と温水洗浄便座設置を行い生徒たちは大変喜んでいるとのこと。

特に体が変わってくる。

小学校を高学年から中学生にかけての女子によって、温水洗浄便座があるかないかは大きな違いです豊島区の校長は話しています。

また、府中市では、府中市のこれからの学校作りに向けたアンケート調査で汚い、臭いといった理由により多くの子供たちにとって学校で好きでない場所の 1 位となっていたことから、市では現在進めている学校施設の改築とは別に、短期間で実施すべき大規模改修の項目として、校舎のトイレ改修を進めましたということです。

そして、子供たちの学校生活。

杖の満足度に直結する校舎のトイレ改修を実施し、令和 7 年 4 月から校舎トイレ完全洋式化を実現したさらに、洋式化だけではなく、暖房便座温水洗浄機能付きのための月を設置し、座ったときにお尻がヒヤッとすることはありませんというふうになりましたとそして校舎

トイレの前洋式化かつこの水洗浄機能付きは都内で初の取り組みですと報告がありました。都内では他に、渋谷区、葛飾区、江戸川区東村山市奥多摩町が洋式化と洗浄便座を標準仕様書に定めて改築中とのこと。

さて学校でのトイレ環境改善について述べましたがトイレは全ての世代でも大切な課題ですそこで区公共施設での温水洗浄便座設置の方針についてお聞きいたします。

2点目に小中学校での様式化と温水洗浄便座替えの回収について伺います。

トイレ改善環境改善もう一つは公園などでの公衆トイレです。

誰もが使用できる公衆トイレが臭いもなく清潔な状態であるとほっとし気持ちが嬉しくなりますトイレ環境改善に特に臭いのない駅のトイレ改善 JR 東日本が実証実験結果を求めました。

それは気泡発生装置ファインバブルによって、尿石の除去が周期と関係している鳥メチルアミンを抑制する効果を確認することができたと JR の駅トイレの他、港区の公園トイレにもその装置を設置し、世田谷区においても試験的に公園に設置する市していると聞きます。そこでお聞きしますこれからの公園など公共統一公衆トイレが清潔で臭いのないトイレへの取り組みはどのように進めるのかお聞きをいたします。

次に、酷暑対策についてお聞きします。

10年前私は、学校での熱中症対策について水分補給と冷水機いわゆるウォータークーラーの設置について質問しました。

熱中症対策はぬるい水ではなく、冷えた水の補給が体の中から冷やすことで、大変有効であり必要であると訴えたわけですがそれでもそのとき、教育委員会の答弁は、現在学校に設置されている水域は、教育委員会事務局は設置したものではなく、各学校の PTA 等からの寄贈によるものだとして熱中症予防に対しては各学校に 300 ヶ所ほどある水道の水を湯が有効であると考えたと東京都も安全で美味しい水プロジェクトとして、蛇口からの水を飲むことを推奨しており、現在、東京都の補助を受けて、工程の実水飲み給水栓の水道直結化を工事を順次進めています。

ご提案の熱中症予防のための冷水機設置につきましては現時点では公式の学校に設置する予定はございません今後学校の実態をよく調査し研究を進めてまいりたいと考えておりますという答弁だったんです。

そして、この方針は何年も変わってきませんでしたさて、今この暑い夏を迎えるわけですが子ども子供たちは水筒持ってこんで投稿しています。

暑い日は水筒に水を足して水分を取っています。

昨年、猛暑の関西万博では、マイボトルへの給水する。

冷水機に多くの人々が並び熱中症対策に冷たい水の重要性が報道されていました。

さて置きます。

学校の実態を調査し研究すると言われて 10 年経ちました。

どのように研究したのでしょうか。

改めて全小中学校への冷水機設置を急ぐべきだと訴えますが教育委員会の見解をお答えください。

学校の故障対策の2点目は開始施設の改修です。

避難所ともなる体育館は急務であります。

そこで区はまず効きの悪いエアコンの改修を初め短期間で可能な改修を進めています。

鉄板の屋根構造の体育館には屋根断熱防水工事が屋内の温度上昇を抑え、エアコンの球をよくすると聞きますが鉄板屋根の50項の体育館の暑熱体回収の状況をお聞きしますまた、酷暑で常に中心になりがちなプールの年対策ですが、水泳授業のあり方を検討されていますが既存のプール利用が可能となるよう、開閉式のテントなど設置が必要だと考えます見解を伺います。

次に、8万円の通りアパートの建て替えによる創出について質問します。

大和アパートのが12年を越える長い期間の建て替え工事がようやく終了いたしましたとアパートの高層化と集約の悪化により、喪失する貴重なまとまった敷地が見えてまいりました。

私の10年前からの相談です。

八幡山創出し質問の区の答弁では、区の年齢別人口の推計も変化しており、求められる。福祉施設やその規模昨日も変わってきていますと区として必要な福祉施設をきちんと提案できるよう、区民ニーズや人口推計等を踏まえ、時期を逸することなく検出をして参りますと言われました。

検討を続けていると思いますが、世田谷区にとって必要な福祉施設、以前より質問している老朽化を迎える。

特養特別養護老人ホームの、順次建てかえのための施設。

さらに、常に需要のある障害者施設の運営や子供の施設など、明確に区的意思を示すことが必要なときと考えます。

区の見解を伺います。

最後に日消防予防について質問いたします。

認知症になっても希望を持って社会の一員としてともに暮らし続けることができる地域社会をつくるために認知症条例の制定を目指して質問し議論を重ねて令和2年10月に世田谷区認知症とともに生きる希望条例がスタートします。

今7年が経ち区民の協力も得て条例が示す区民への安心の事業が大きく提供されるようになりました。

認知症でも大丈夫と言える社会が見えてきたと思います。

先日、うめとぴあ地域交流会議に出席をいたしました。

今年度の地域交流事業の報告があり地域の町会や住民への健康や福祉などを中心に44事業が展開されており、地域の町会からはいろいろな人に合った講座イベントがあつて、うちの町会ではお年寄りが楽しんで参加していますよと好評でした。

介護予防や認知症予防への交流などを大切な事業が進んでいると感じました。

さて話は変わりますが、先日、文京区や葛飾区で、高齢者向けの健康英会話シニア向け英会話教室が好評であると聞きました。

文京区では楽しく学び、認知症予防を目的に、日頃使わない英語で外国人講師とコミュニケーションを取りながら楽しく学ぶことで、脳の活性化を図ることが狙いで事業を管轄する高齢福祉課によると鉄参加定員に対して5倍以上の応募が寄せられ、住民からニーズが高いと世田谷区にとっても高齢者が興味を持てる健康で楽しんで参加できる多くのメニューを工夫し、バージョンアップさせることが介護予防認知症予防に繋がると実感しています。認知症計画3期への検討を始めるにあたって、区のお考えをお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。

前担当部長 大きい施設 宮崎担当部長。

私からは早く区公共施設での温水洗浄便座設置の方針についてご答弁いたします。

温水洗浄便座は衛生的に使用するために、定期的な清掃やメンテナンスを要する設備であることから喰う公共施設におきましては、多機能トイレや施設所管課からの要望があった箇所に設置をしております。

一方、令和7年の内閣府消費動向調査によりますと、家庭における温水洗浄便座の普及率は80%を超えており設置が一般的な環境となりつつあります。

こうした社会的な普及状況や利用者ニーズの変化を踏まえ今後は衛生的な運用に十分留意しつつ新築される施設におきましては標準仕様書に記載し、施設所管課と調整の上、温水洗浄便座の設置を進めてまいります。

また、既存施設につきましても、トイレ改修の際には既存の電源容量などの設備状況を勘案しながら設置を検討してまいります。

以上です。

玉野教育政策生涯学習部長 私からは10時3点お答えいたします。まず小中学校トイレの洋式化の現状と温水洗浄便座かについてです。小中学校トイレの洋式化につきましては世田谷区教育振興基本計画に基づき、令和8年度までに洋式化率80%の目標のもと整備を進め本年度達成の見込みであり引き続き早期の洋式化率の向上に取り組んでまいります。

戦場を便座を既存トイレに設置するには定期的なメンテナンスを始め衛生管理清掃など維持管理電気容量の確認や給水系統の改修工事が必要であることなど多くの課題がございます。

現在令和4年10月に一部改定した学校トイレ工事共通仕様書に沿って、多機能トイレに設置をしておりますが、令和5年には東京都機械設備工事標準仕様書において、洗浄便座が推奨されていることも踏まえ、技術所管と連携し仕様書を見直すとともに、まずは改築する学校洗浄便座の設置を検討してまいります。

次に小中学校の冷水機設置についてです。

学校施設において児童生徒は水道水や持参した水筒等を利用し低水分補給をしており、特

に熱中症の症状などがうたわれる場合には保健室等に常備した経口補水液を活用する体制を整えております一方で近年の常態化した酷暑の中、水分補給は生命維持にも欠かせないものであり帝王の水分を摂ることで熱中症の予防対策に繋がることから議員ご指摘の大レースへ給水器の設置について検討を進めてまいりました。

児童生徒が衛生的で安全に安心して水分補給ができる環境を整備するためこの度小中学校91校に各1台の非接触式のマイボトル給水冷水器の設置をする計画でございます。

設置する機器の使用設置場所の給排水や電源など技術的な課題を整理し全ての学校に上記の内に設置できるよう準備を進めてまいります。

最後に体育館の断熱とプールの省エネ対策についてです体育館の損益対策につきましては令和7年2月にお示した区立小中学校における施設の省エネ対策に基づき、空調設備の増強等を順次進めており、鉄板屋根の体育館50項には、天井輻射熱反射シートの設置や屋根断熱カバー工法等を施し来年度4項の屋根断熱カバー工法を施すことにより対象校全校の断熱遮熱対策が完了する予定でございます。

プールの暑熱体制につきましては周囲に鉄筋コンクリート造の壁がある15項のプールサイドに日陰をつくるため遮熱シートを施工いたしました。その他の学校の既存プールでは、日よけテントなどの設置に法令上や構造上の課題があることから、それぞれの学校の状況に応じた対策を講じているところでございます。

また、区立学校のプール施設整備と水道事業等のあり方について見直しを来年度早期に取り組むこととしており、その中で大型の開閉程度の設置や開閉式制度など、有効な対策についても検討してまいります。

以上です。

堂園みどり33推進担当部長私からは公園トイレの秋季対応についてご答弁いたします。

公園のトイレは講演で憩い、遊びを楽しむ方々にご利用いただくため、また街中で気軽にご利用いただけるトイレの役目も兼ねて設置しております。

これまで周期や汚れの課題に対応するため、トイレの水洗化の推進便器と正規器具や壁、床材の素材の選択、タイル目地のコーティング、季節に合わせた清掃頻度の選択など、創意工夫を持って整備管理に取り組み、快適なトイレを目指してまいりました。

お話の給水系統に設置して微細な泡を発生させる器具も周期や汚れを洗浄できる機能が期待されており、昨年度試験的に採用して、その効果などを検証しているところでございます。今後も引き続き、日常管理を徹底しながら、最新技術の研究や検証を進めるとともに、綺麗に使っていただけるよう、利用者へのマナー向上に取り組み、誰もが快適に気持ちよく利用できる超え、公園トイレを目指してまいります。

私からは以上です。

有馬政策経営部長私からとハチバンやアパートの創出の活用計画についてお答えいたしますと八幡山アパートの建て替え事業につきましては道路、公園などに加え、福祉施設の整備について東京都へ要望しており、別途協議を行うこととなっております。

お話の創出用地につきましては、現時点で東京都より具体的な面積創出時期は示されておりませんが、今年度中に居住者の移転が完了すると聞いております。

区としましては引き続き区内関係所管と連携しながら、地域課題や行政需要などを踏まえた検討を進め、議員ご提案も踏まえ、時期を逸することなく、東京都と協議に向けた調整を進めてまいります以上でございます。

大和高齢福祉部長私からは、認知症予防についてご答弁いたします。

音楽に合わせた振り付けを覚えて踊るなど、二つの異なる活動を同時に行うことは、脳の活性化に寄与するものと考えられております。

また、活動中での他者とのコミュニケーションは社会参加のきっかけにもなるなど、いずれの活動も認知症の発症遅延や介護予防に対して効果があるとされており、英会話教室はこうした一連の動作を同時に行うことのできる活動の一つと認識しております。

現在認知症希望計画 3 期の策定に着手しているところでございますが今後も増加を続ける高齢者人口に対して、区としても、より多くの高齢者に認知症への理解を深め、認知症に備えていただくためには、高齢者に興味関心を持っていただけるような多様な取り組みを展開することが必要であると考えております。

今後は高齢者が参加する事業を実施している関係所管や安心健やかセンター等の介護予防事業を実施する関係者に対して、議員ご提案の高齢者向けの英会話の取り組みを紹介するなど、高齢者の多様なニーズを捉えられるような取り組みを進めてまいります。

以上です。

高橋明彦議員蛇口から冷水機に変えるというようやくやっていたいただくのは大変評価いたします。

それと温水洗浄便座ですけれども、今の標準仕様書に入れていくということは大変評価いたしますけれどもこれこれが標準になっていくってことだと思いますが今の答弁では改築する学校に検討すると改築のときしかやらないってことですかこれでは駄目だと思うねもう一度答弁願いますそしてもう一つ、プールの日よけですけれども、もうなかなかプールあり方といってもなかなか進まないわけですから、今ある学校についてできるだけ使えるように対策を立ててください。

質問します。

玉野教育政策生涯学習部長再質問にお答えいたしますまず温水洗浄便座の件でございますが小中学校のトイレにつきましては現在早急の洋式化率の向上に取り組んでおりますが今後はですね先ほど前からもございました通り技術所管と連携して課題を整理しながら改修等の機械いいもんでですね実施している様式に合わせて洗浄便座の設置についても検討してまいります。

またプール少年対策でございますが大型のかテントや解析精度などの設置に当たりましては床面積が増えることによる法令上の課題ですとか耐荷重の問題、また施工上の課題等がございますため各課題の整理をしながら安全を第 1 に、実現可能な対策について検討を進

めているところでございます引き続き上部からのミストによる散水やプールサイドへの灌水装置の設置簡易テントの層へ設置などですね施設の状況に応じた効果が期待される少年対策を進めてまいります。

以上です。

高橋明彦議員改築する学校だけではなくて、回収をやっていくということでお話いただきましたしっかり進めていただきたいと思います。

以上でございます。

以上で高橋明彦議員の質問は終わりました。

次に、23番黒田愛子議員議長 23番黒田愛子議員世田谷区の認可保育園の今年4月入園1次申込者は過去最大の6741人と大幅に増加しました。

保育待機児の激増も見込まれます。

非内定となったご家庭からは切実な不安の声を多数いただいています。

世田谷区はこの声に真剣に向き合い、早急に対策を講じるべきと考えるため、保育待機児問題について二つ質問します。

まずは、定員確保の取り組みについて、私は0歳児枠はあまり多く増やすべきではないと考えます。

なぜなら、0歳定員を増やすと、いわゆる保活の激化が懸念されるからです。

昨今、保育待機児問題が落ち着きつつあったことから子供が1歳になるまで家庭で育てたいというご家庭が増えているようです。

しかし今回の入園選考の厳しさもあり、一切入園は激戦だから、ゼロ歳から申し込むべき0歳から認可外に預けて加点をもらって一切4月の認可入園を狙うべきと、既に来年度に向けたアドバイスが飛び交っています。

保護者は一切4月で預けたいのに、それを叶えるために、0歳で預けなければならないというのは歪んでいませんか、区が0歳の申し込みも増えているから、0歳は雲増やさなければというのは一時的なニーズには応えていても、本市本質的ではないと考えます。

また1歳児定員を本気で確保するには、私立園にとって、1歳児定員増加に協力しやすいインセンティブが必要ではないでしょうか。

区は、1歳児の不足を補うべく、入園可能数の拡充を行っており、今後も急ぎ行う予定とのことですが、今述べた点について考えを伺います。

次に保育に関する情報提供のあり方について伺います。

私は世田谷区からの情報提供がまだまだ足りていないと感じています。

今回多くの問い合わせがありました、中には誤った情報、誤った後、解釈の上で不安を感じているケースがありました。

特に調整指数については、選考結果に影響するため、正しい情報提供がとても重要です。

認可外を全く想定していないケース、認可外の保育施設利用でも、今は保育料の補助が出るということを知らないケースもありました。

ホームページも以上にわかりづらく、私も混乱しています。

区民とじかに接する職員の皆さんは本当に丁寧に対応してくださっていると思いますがクレームを恐れ、伝えきれていない情報もあるのではないのでしょうか。

昨年未保育所等の入園も見通しに関する情報提供と実態把握のあり方に関する陳情が趣旨採択されました。

この趣旨採択を受けた対応が必要だと考えますが、区は今後どのように改善していくのか伺います。

続いて世田谷区の教育について質問します。

国では、令和8年度末の次期学習指導要領改訂に向けた議論が行われています。

これにあわせて、今後の世田谷区の教育のあり方を検討していくことが議会で報告されました。

この検討開始に向けて3点質問します。

1点目、現段階で区が大切にす要素方向性を伺います。

学習指導要領改訂に向けた論点整理の中で示されている三つの視点は、世田谷区がこれまで大切にす取り組んできた内容と重なるように思います。

これを世田谷区として言語化し、世田谷区の教育としてわかりやすく周知する必要があるはずで区のお考えを伺います。

2点目、世田谷区の教育課程編成については、ぜひ子供の声を聞くプロセスを入れるべきと考えますが、区のお考えを伺います。

埼玉県戸田市では、昨年2026年から2030年までの醍醐寺戸田市教育振興計画策定に向けて、私立所、区立市立小中学校の児童生徒から意見を取り入れたと聞きました。

世田谷区子供の権利条例に基づき、令和9年4月に施行を目指す。

いじめ防止対策の条例の考え方については、子供の意見募集を来年度行うと報告がありました。

しかしいじめの問題にとどまらず、子供たちの意見を大人がきっこうだろう。

大した意見は出てこないのではと決め付けるのではなく、子供たちに直接広く聞いていただきたいです。

聞き方や質問項目について大変な工夫が必要だと思いますが、この点努力いただきたく、伺います。

3点目、国の示す裁量的な時間について伺います。

学習指導要領改訂の中では、各学校に裁量を持たせ、子供と教員、双方に余白を作り出すということが議論されています。

各学校の独自色を出すことも可能になります。

ただ現場としては活用の仕方や運用について迷うことも想定されます。

現場での混乱がないよう、特に初期段階では、教育委員会の支援が必要不可欠ではないでしょうか。

また、学校間での好事例の共有が今後ますます大事になっていくことも予想します。

教育委員会の学校への支援のあり方について区のお考えを伺います。

最後に、ずっと世田谷事業について伺います。

約3億という規模で行う居住支援の取り組みですが、現状の課題に対して最適な解決手段ではないと考えます。

我が会派の代表質問においても、この施策について、効果測定について問いましたが私からも3点聞きます。

1点目。

この事業は、区の課題を解決するための本質的な施策と言えるのか、区のお考えを伺います。

予算概要に示されている現状の課題は、この事業の対象となりうる。

我が家友人家族など周りの状況を見ても実際に起こっていると感じます。

子供が生まれる子供成長に合わせ、部屋の広さや数が必要になる。

賃貸住宅で、足音などの騒音問題が発生する。

この進学に伴い、登下校の距離や安全性が心配になるなど、様々なタイミング理由で住み替えが検討されています。

区内では条件に合う物件がなく、区外への引っ越しに踏み切った家庭も少なくはありません。

ただ住宅取得で40万、賃貸住み替えで10万という金額の給付は、本質的な買い課題解決に繋がるのでしょうか。

区長は東京都の4W住宅では、現時点で本区の住宅ニーズに十分に対応できる供給規模にはすぐに届かないとおっしゃっていましたが、区としてファミリーに適した面積間取りの区営住宅や民間のファミリー向け物件の供給、空き家空室の利活用は後回しとなっていることが理解はできません。

なぜ対象区民へ給付を行うという取り組みを真っ先に選択したのか伺います。

2点目、本事業の適用条件について伺います。

100歩譲ってお金を配るといえば、子育て世帯に限定すべきと考えます。

家族形成期の若者夫婦世帯も支援の対象とするならば、特に住み替え応援事業に関しては、賃貸物件の免責条件をさらに広げる。

もしくは部屋数の条件を設けることを改めて検討すべきです。

今の条件では2人暮らしの場合、30平米あれば条件がクリアできます。

これは単なるばら撒きに繋がりがかねないと思います。

子供がいるからこそ、児童館や保育園、幼稚園、学校、様々な子育て支援、お祭りやイベントなど、地域と自然に関わる機会が多くなります。

一方で2人世帯の場合は、子育て世帯と比べて、地域と関わる機会が少なく、区が目的として掲げる地域の活力維持向上に繋がりがづらいのではないかと危惧します。

来年度品川区が世田谷区と同様に実施を予定している子育て世帯向け住まいの支援では、

町会自治会への加入を助成条件としているようです。

世田谷区も町会自治会加入を条件とすべきです。

地域への関心が薄い2人世帯が引っ越すタイミングでたまたま使える補助があったらTとならないように制度設計を求めます。

3点目、対象の限定や利用条件設定が不十分なまま支援に踏み切るのであれば、逆に子育て世帯がもっと広く有効に活用できるような条件にすべきと考えますが、区の考えを伺います。

例えば多世代近居同居促進事業の近居とは子育て世帯と親世帯がいずれも区内に居住するのみならず、同一もしくは隣接する区立中学校区域内または住宅間の直線距離が3km以内という条件があります。

これを緩和し、もっと自由に、区内住所を選べるようにすべきではないでしょうか。

また子育て世帯が養育する子供については、定住住み替え応援では未就学児となっていますが近居同居と同じ18歳未満の子まで範囲を拡大できないでしょうか。

さらに、品川区の住まい支援では、子供3人以上の多世帯の場合は最大2万円の加算があるとのことですが。

子供の人数が多い場合、2人暮らしよりも面積も部屋数も必要になり、負担が大きいため、良い工夫だと思います。

地域の活力維持向上のため、もっと様々な状況の子育て世帯が広く有効に活用できる内容とすべきと考え、伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

松本子供若者部長私からは保育待機児童に関し、2点ご答弁いたします。

初めに、今後の1歳の定員拡充の取り組みについてです。

区では令和6年度以降、待機児童が生じている。

一、二歳児の定員確保のための施設整備を進めてまいりましたが入園申込者数が過去最大となった状況を踏まえ、一、二歳児を中心とした保育整備の保育施設の整備を前倒しで進めることを決定し議会へもご報告したところです。

合わせて既存の保育施設に対しては、令和8年度より区の要請に基づき確保した。

一、二歳児の定員に対する決意補償との補助、補助事業を活用し実施する予定です。

議員ご指摘の通り、1歳児の定員を確保することで、育児休業の延長選択される保護者が増加することも想定されますので新規整備の新規施設の整備による一、二歳児の定員確保に努めるとともに、既存保育施設におけるスペース確保のための支援など、被災地の更なる定員確保に向けた取り組みを検討してまいります。

次に、保育に関する情報提供のあり方についてです。

保育施設の利用に関する情報提供につきましては保育の必要性の認定や選考基準の他、認可外保育施設の利用料に対する補助など複雑な制度を保護者の皆様にわかりやすく丁寧に説明するよう取り組んでおります。

しかしながら、議員ご指摘の通り、きめ細やかな情報提供を求める声があることに加え、陳情に対する議会のご判断も踏まえ、保護者の皆様に必要な情報を届けることで、ご家庭の状況に合った保育施設を敵適時適切に選択できるよう努めていく必要があると認識しております。

区といたしましては、保護者の皆様にとってわかりやすく、わかりやすいよう、ホームページは適宜見直すとともに、相談窓口である総合支所とも連携しながら、保護者に誤解が生じないよう、より一層丁寧な説明に努めてまいります。

以上です。

秋山学校教育部長私より3点につき順次ご答弁いたします。

世田谷区の教育について、まず現段階で区が大切にする要素方向性についてでございます。国が示している。

深い学びの実装多様性の包摂。

実現可能性の確保の三つの視点は、本区においても、世田谷、探究的な学び、帰国外国人児童生徒等、性的マイノリティへの対応を含むインクルーシブ教育働き方改革を推進する中で取り組んでまいりました。

特に、各教科における探究的な学びを内外し、子供たちが知識や経験を生かしながら、課題解決を行い、新たな価値を創造するという学びの王冠の考え方は今後の検討においても大切な視点の一つと捉えております。

このような学びをキャリア教育に繋げ、その中で、非認知能力を高め、子供たちが生涯にわたって自分らしく学び、社会の担い手として判断して行動できるよう、学びに向かう力、人間性等の涵養も重要だと考えております。

このことを整理し、世田谷区としてわかりやすく言語化し、それを学校保護者、地域で共有し、教育の質の向上に努めてまいります。

次に、検討過程における子供の声を聞くプロセスについてご答弁いたします。

今後の塾の方向性を検討するに当たりまして、世田谷区の子供たちの実情を踏まえることが重要であると認識しております。

現在の教育振興基本計画を策定するに当たりましては小中学生の代表者がグループワークという形で世田谷区の教育の良いところを改善して欲しいところをディスカッションし、提言としてまとめました。

このような取り組みを参考にしながら、世田谷区子供の権利条例などの趣旨に基づき、子供の声を丁寧に聞くよう努めてまいります。

最後に裁量的な時間における教育委員会としての学校への支援のあり方についてご答弁いたします。

裁量的な時間は次期学習指導要領において検討されている仕組みであり、各学校の判断により一部教科の標準授業時数を一定程度源氏その分を他の教科等に充てたり、教員の研修に充てる余白を創出したりすることを可能とするものです。

この裁量的な時間の活用を現場が混乱することなく、教育の質の向上に繋げていくためには、教育委員会が教育課程編成に当たっての基本的な方向性を明確にすることが重要であると考えております。

裁量的な時間については、余白の創出や、探究的な学びの充実を図る上で欠かせない重要な支援であると認識しており、区として基本的な考え方を示すことができるよう検討を重ねてまいります。

私からは以上でございます。

佐々木都市整備政策部長。

私からはずっと世田谷定住住み替え応援事業についてお答えいたします。

まず、対象区民給付を行う取り組みを選択した理由についてです。

本事業は第4次住宅整備後期方針の策定を進める中で検討してきたもので、ですが足元で住宅価格の強盗が一段と進む中地域の活力である子育て世帯などが生活拠点を定めるタイミングで区内に住み続けるという選択を今すぐに後押しする必要があることから実施するものです。

他方、木議員お話しファミリー向けの公営住宅の提供や、空き家等の利活用の利活用などについては事業実施までに相応の時間を要する施策であるため令和8年度から具体化に向けた検討を開始し、今後、ファミリー向け賃貸住宅の供給促進に繋げ、住宅ストックの側面から住まいの課題解決を展開してまいります。

次に適用世帯を子育て世帯に限定すべきということについてです。

本事業は第4次住宅整備抗議方針における課題の一つ子育て家族形成期に適した住まいおよび住環境作りの推進に基づき検討した経緯を踏まえ子育て世帯に加え、家族形成期にあたる若者夫婦世帯を対象としております。

また国の住生活基本計画で定める健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積水準等を踏まえ、面積要件を設定しております。

また、交付申請、交付審査時に地域活動への参加状況や今後の関わり方についての確認や町会等の地域、地域活動団体について周知啓発を行うとともに、事後のアンケートの実施を通じて実際の活動状況を確認するなどし状況の趣旨に沿った活動に繋がられるよう誘導してまいります。

最後に子育て世帯がもっと広く活用できるようにすべきということについてです。

子育ての孤立化防止を目的として実施している多世代近居同居推進助成事業の近居の範囲については、都市部と深部の中では広大な面積を有する世田谷区の特性も考慮し、日常的に容易に行き来できる距離として住宅間の直線距離が3キロメートル以内等と定めており、事業趣旨を踏まえ一定の合理性があるものと考えております。

現状での見直しの予定はございません。

また、定住応援住み替え応援事業はゼロゼロ歳から4歳児世代が転出超過傾向にあるなど子供の入学、小学校入学前のタイミングで生活拠点を選択形成する傾向がある点も踏まえ

未就学児を養育する子育て世帯を対象としたものです。

議員お話しの対象範囲の拡大については財政負担への影響も踏まえ慎重に検討すべきと考えます。

事業の見直しについては、事業効果を検証した上で、適宜適切に判断してまいります。

以上でございます。くろだあいこ議員 SNS では世田谷区で保育園に落ちたことが多数報告され、世田谷区を出ることを検討する方もいました。

若者夫婦にずっと世田谷に住み続けてほしいと願うならば、まず保育待機児問題を解決すべきではないでしょうか。

保育待機児対策と居住支援はそれぞれ別の所管なので仕方がないのかなと思いつつも、区長は、居住支援を喧伝する一方で、保育待機児の危機的状況についてはあまり触れられておらず、区の取り組みの全体像一貫性について考える方はいないのかなと疑問に思っています。そもそも担当が違うなどということは区民にあまり関係なく、認可保育園に落ちたご家庭としては入れる保育園がないのにずっと世田谷に包み続けてと言われたところで冗談にしか思えないでしょう。

世田谷区が子育て世帯への支援に本気で取り組むならば今後このようなちぐはぐなことが起こらないようにしていただきたいです。

子育て支援だけでなく世田谷区の施策全般について誰が全体を俯瞰し誰が責任を持ち誰がリードするのでしょうか答弁を求めます。

保坂区長黒田議員の再質問にお答えします全体の指定について私は責任を持って見ております。

まず待機児童を対策については、数年前までは今回の事態までは予測できておりませんでした。

待機児童ゼロということで、むしろ空き定員を抱える保育事業者をどう支えるかということが当面の対策として重要だという認識でございました。

もちろん再起動 50 年前から出始めてきておましてそれに対する対策は打ってきていますけれども今回非常に過去最大というね、申込者というのがたまたま複合的な要因で出てきているということです。これ全力で解消に向けて取り組むのはもちろんのことです。しっかり待機児童解消に向けて指示をしていきたいというして指示をしておりますし、これからもやっていくことを明言したいと思います。

その上でこのずっと世田谷の事業については昨年 1 年かけてですね。

ご年 10 年のスパンで見えてきたものであります。

人口動態において既に 30 代 40 代。

議員のご質問にもあるようにですね、その子育て家庭の中で成長あるいは就学の段階です。

引っ越しを考えるとという中での選択で流出をされるということがへえ確認をされております。

区の将来人口ということで区政の経営を考えると、2033年のこの人口推計では、40代および10歳以下の世代が非常に少ない比率になっていくというふうに計算されておりましてこの住宅価格の高騰がいつまで続くかわかりませんが、この傾向は続いていく場合においては、持続可能な人口構成のための自治体経営上の課題が大きく出てくるとこれについては繰り返しまでもないと思いますけれども子育て世代若年夫婦の大世帯が減少していくことによって地域、学校、商店街コミュニティなどでこれを支えていく基盤が弱体化していくことを懸念をしております。

今回の住宅の政策効果についてどれだけの効果があるのかということをございますけれども、これはあくまでもLであり、居住地を判断する際のきっかけ作りということを考えてきました。

多世代近居同居推進事業が既に始まっていてこの金額も同様の金額少し少ないですけどもこの金額を差し上げる。

それで引っ越しの費用が全部賄えるなど大ではないと思いますけれども、利用された声としては良いきっかけになったという声があったということヒントに組み上げたものでございます。

そして議員ご指摘のあった方W住宅や低廉で良質で適正な家賃の入りやすい生活しやすい住宅の供給がどうなってるのか。

まさにそれこそ本当に大きな、あのテーマでございます今回の政策の中には、少しこれ時間をかけて準備しているということでありましてこれを放棄してやらないということではなくて一番重要だと思っておりますし、ファミリー向け物件がそもそもありません部屋数が限られた物件が多くありますけれども、人がやや増やそうとすると、探しても探してもなかなかない。

これやはりオーナーの方にそのファミリー向けをちゃんと立てることでこれだけ有利になりますよというインセンティブを、これ都市形状ですね。

西武部門と協議してしっかりと制度設計して、効果を組んでいきたいと思っておりますそういう意味でご指摘受け止めながら推進していきます。

くろだあいこ議員よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

以上で黒田愛子議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番若林理沙議員、張11番若林りさ議員日本維新の会の若林理沙です。

以下通告に基づき質問いたします。

初めに選挙の公平性確保と、投票環境の改善について伺います。

まず先般の衆議院議員選挙における不在者投票の事務処理ミスについてです。

世田谷区選挙管理委員会が不在者投票用の書類を送付する際、東京都第5区と第6区の候補者氏名一覧を取り違えて同封し、結果として4名の有権者の投票が無効となりました。再投票も認められず、有権者の権利行使の機会が失われたことは極めて重要重大な事態であると認識しています。

選挙の公平性を担保すべき選挙管理委員会の事務ミスであり、報道では、人手不足で確認を怠ったという説明がなされています。

なぜこのような体制のもとで、選挙事務が行われていたのか、本県の具体的な発生原因をどのように分析しているのか、また、同様の事案を2度と起こさないための実効性ある再発防止策について区の見解を伺います。

次に、入場整理券の発送の遅れについてです。

今回入賞整理券は期日前投票の開始に間に合わず、選挙開始が1月27日期日前投票開始が1月28日であったのに対し、到着は2月2日以降、さらに通常の封書ではなく、はがきでの送付となりました。

原因は選挙システムの一新と急な解散が重なったためとされていますが、選挙は常に想定すべきものであり、それを前提としないシステム移行計画には課題があったのではないのでしょうか。

こうした点を踏まえ、有権者への周知対応として十分であったのか、さらに今後いつ解散があっても確実に対応できる体制整備について区の見解を伺います。

次に、投票所における本人確認についてです。

現行制度では、入場整理券の掲示や選挙人名簿との照合のみで投票が行われており、本人確認書類は求められていません。

しかし、他自治体では、本人確認のあり方に関する課題が相次いで顕在化しており、名簿対照のみの運用には一定の限界があるとの指摘があります。

世界ではOECD加盟国の大多数が、選挙時に何らかの本人確認手続きを義務付けている中、日本は本人確認書類の形状原則求めておらず、国際的に見て、少数派の制度設計となっています。

さらに諸外国では、本人確認書類を持たない有権者への配慮も含めた制度運用が既に実現されています。

本件は公職選挙法に関わり、喰う単独で制度改正ができないことは承知しておりますが、区民からもなぜ本人確認が行われていないのかとの疑問やなりすまし等の不正投票の可能性を懸念する声が全国でも多数寄せられています。

こうした不安の払拭と、選挙の公平性向上の観点から、マイナンバーカード等を活用した本人確認の導入について、また、憲法が保障する選挙権を制御してしまわないよう、本人確認書類を持たない方への配慮も含めた制度設計を国に要望すべきではないか見解を伺います。

次に期日前投票所の設置場所についてです。

豊島区では2016年から西武池袋や東武百貨店に期日前投票所を設置し、江東区ではららぽ

一と、北区や葛飾区でもイトーヨーカドー等に展開するなど、区民の生活動線上で投票できる環境整備が進められています。

一方世田谷区では期日前投票所の設置が区の施設に限られている状況です。

例えば二子玉川ライズや三軒茶屋キャロットタワーなど、区内の主要な商業拠点を活用することにより、買い物ついでに投票できる環境が生まれ、特に子育て世代や働く世代の投票行動を促すきっかけになると考えます。

他自治体で実施されているにも関わらず、本区で民間商業施設の活用が進んでいない理由をどのように認識しているのか、また、これまでの検討状況や課題認識を含め、今後社会実験的導入も含めた検討を進める考えがあるのか。

区の見解を伺います。

次のテーマとして、住民税国民健康保険料の収納率と制度運営について伺います。

昨年4月、厚生労働省は、外国人の国民健康保険の納付率が63%にとどまるとの調査結果を公表しました。

日本人も含めた全体の納付率が93%であることを踏まえると、30ポイントもの差は看過できない状況と考えます。

この調査は世帯主の国籍別データを整備していた全国約150の市区町村の協力により実現したものです。

にも関わらず、都内最大の人口を抱え、多くの外国人住民が居住する世田谷区で、こうしたデータの整備すらできていない点は問題ではないでしょうか。

政府が外国人政策を重要課題の一つに位置づけ、保険料の収納状況と在留資格審査の情報連携も進められようとしている中、データ整備の遅れの理由と国との連携状況について伺います。

合わせて区における外国人の住民税の納付率のデータについて、検討の進捗状況について伺います。

次に外国人住民への納付義務の周知についてです。

世田谷区でも多言語対応を進めていることは承知しておりますが、その内容が行政サービスや各種制度の案内に偏り、住民税や国民健康保険料の納付義務の周知が後回しになっていては本末転倒です。

今回の質問によって新たに6速ページが作成された点は評価いたしますが、滞納が発生してからでの対応では遅く、未然防止の視点がより重要であると考えます。

転入届の提出時の入口の段階で、住民税および国民健康保険の納付義務と納付方法を多言語でわかりやすく説明したチラシを配布するなど、初期段階での確実な情報提供が有効と考えますが見解を伺います。

次に、国民健康保険料の前納制度についてです。

昨年10月、厚生労働省は、国民健康保険に加入する外国人の保険料を前納できる仕組みの条例改正案を自治体に示しました。

これを受け、新宿区は、令和 8 年度から国民健康保険料の前納制度を導入し、納付率の向上と、滞納防止を図るとしています。

世田谷区においても同様の制度導入を検討すべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に、動物福祉の充実と狂犬病予防の DX について伺います。

昨年 8 月から、狂犬病予防注射の申請がオンライン化された一方、狂犬病予防法により、飼い主に重ねた法律上の義務であるにも関わらず、全国的に注射率は低迷しており、東京都の平均もおおむね 7 割程度にとどまっています。

仮に世田谷区が都の平均を若干上回っていたとしても登録系の 4 頭に 1 頭以上が法律上の義務を果たしていないということに事実には変わりはありません。

区内の登録件数は約 4 万棟を超える規模と認識しておりますが、単純計算でも約 1 万頭以上の犬が受注者ということになります。

区は注射率 80%を目標に掲げていますが、現状の到達度と課題について区の見解を伺います。

次に見注射の飼い主への督促のあり方についてです。

現在未駐車券の飼い主に対しては、はがきによる督促を実施していると承知しておりますが、その効果をどのように検証しているのでしょうか。

また督促ハガキの一定数が宛先不明で返送されているとの指摘もあり、運送手段に依存した現行のアプローチには課題があると考えます。

住民税の督促では、SNS を活用したさいこくが効果を上げた事例も報告されています。

電話番号の把握が不十分な場合には、まずその精度向上に取り組むことが重要です。

把握が十分でないことを理由に、デジタル活用を見送れば改善を進めにくいのではないのでしょうか。

SNS は LINE 等のプッシュ型通知の導入について区の見解を伺います。

最後に飼い主への啓発についてです。

室内がいたから狂犬病予防注射は不要と考える飼い主が一定数存在すると聞いています。

日本国内では長年、狂犬病の発生は発生は確認されていませんが、海外では依然として発生が続いており、船舶等を返した。

狂犬病の侵入リスクが指摘されています。

万が一侵入した場合に注射というのが感染を拡大させる恐れがあります。

またペットペット防災の観点から、災害時には屋外に出ざるを得ない状況も想定されます。

こうした現実を踏まえると、室内犬であれば不要との認識は適切でないと考えます。

さらに、令和 9 年度からは法改正により、狂犬病予防注射が通年で可能になると聞いておりますが機会が拡大する一方で、いつでも駐車できるとの認識から先送りが生じる懸念もあります。

注射率の向上に繋がるか、逆に低下を招くかは今後の啓発の質と量に大きく左右されるものと考えます。

狂犬病のリスクと予防注射の必要性について、飼い主に対する啓発を抜本的に強化すべきと考えますが、具体的な取り組みを伺い、壇上からの質問を終わります。

吉永は選挙管理委員会事務局長選挙の公正性確保と投票環境の改善について4点お答えいたします。

まず、衆議院議員選挙におけるミスについて、原因と再発防止策についてでございます。今回の衆議院議員選挙の不在者投票におきまして東京都第5区および第6区の候補者氏名等一覧を取り違えて送付してしまい、4名の小選挙区票が無効となってしまったことにつきまして、深くお詫びを申し上げます。

原因といたしましては、作業を行っていた時間帯は人手が必要な事務説明会が重なり、不在者投票の発送事務を少しでも進めようと、手薄な人員で作業を行い、二重の確認を行ってしまったことによるものと考えております。

今後は作業における人員配置の見直しやチェックのみを行う工程をつくるなど、再発防止に努めてまいります。

次に、入場整理券の葉書対応および周知、今後の体制についてでございます。

今般の選挙では急な日程に加えまして、選挙人名簿システムを入れ替えたことにより整理券の印刷、配達が遅れ、より作成期間の短いはがきに変更せざるを得ませんでした。

区民の皆様にはご不便をおかけいたしました。

当委員会では投票機会の確保を最優先に整理券が遅れて届くこと葉書であることお手元になくても投票できることを周知するチラシを全戸配布し、あわせて区報、ホームページ、SNS等で周知を強化いたしました。

今後は新システムに対応した印刷体制を整備し、いつ急な選挙があっても対応できるよう万全の準備をしております。

次に、マイナンバーカードを活用した本人確認の導入についてでございます。

公職選挙法では選挙人名簿の対象を経なければ投票できないと定められており、本人確認書類の提示については何ら規定しておりません。

マイナンバーカード等による本人確認を必須とした場合、本人確認書類を所持していない有権者は投票できず。

憲法が保障する選挙権を制限してしまうこととなります。

また本人確認書類を持たない方への方への配慮を実施した場合、現行の投票所入場整理券での本人確認と同じ対応になるのではないかと考えております。

マイナンバーカードを活用した本人確認の導入につきましては現行の制度上、選挙を管理する選管側から国に要望することには慎重にならざるを得ないと考えております。

今後とも二重投票の防止や、選挙権のないものを受け付けてしまわぬよう、引き続き名簿対象児の確認を徹底してまいります。

最後に9選投票所の民間商業施設への設置についてでございます。

事務局では、民間施設における金銭投票所の設置が可能か、現地調査等を行っておりますが

施設によっては、借用料が多額になる他、イベントスペースなど、一定期間使用するための調整がつかない状況がございます。

また令和 8 年 1 月から選挙システムが国の定める標準準拠システムに移行したことに伴い、民間施設における専用回線の敷設および接続について関係所管含め、改めて検討する必要がございます。

民間施設に期日前投票所を設けるには多くの課題がございますので、導入方法を含め、引き続き設置の可能性を探っていきたいと考えております。

以上でございます。

田中保健福祉政策部長私からは、国保関連ご答弁いたします。

国は、令和 9 年度を目途に収納状況を、国籍等の情報と結び付けて把握するためのシステムおよび国民健康保険料の収納状況を、入管庁のシステムと連携させるためのシステム構築を行っている聞いています。

区としては、これらの国の構築中のシステムに対応できるよう、必要なシステム改修等含め検討を行ってまいります。

次に、周知についてです。

区のホームページでは、多くの言語に簡単に翻訳できるよう、この間、転入者向けのページと、住民税や国保の制度などの案内ページにリンクを張る対応しています。

外国人向けの転入者には、英語、中国語、韓国語で作成した Life in せたがやのいずれか 1 種類の冊子を配布。

配布しております。

ご提案の多言語によるチラシの配布については他自治体での取り組みも参考にしながら、効果的かつ効率的な方法を関係所管と連携し、必要な検討を行ってまいります。

次に、保険料前納についてです。

厚生労働省が示している。

国民健康保険料の前納制度については、1 月 1 日時点で日本国内に住民登録をされていない入国者を対象としており、帰国した日本人も同様の取り扱いとなります。

区としては、他自治体の状況やシステム開発などを踏まえ、前納制度について検討してまいります。

私からは以上です。

田村財務部長私からは外国人の住民税の納付率のデータについて検討の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

住民税につきましては、昨年年第 3 回定例会におきましてご答弁をしておりますように、外国人の方の収納率を適切に捉えられるよう検討を進めているところでございます。

現在の進捗といたしましては、税務システムの保守事業者からデータ抽出など依頼をしております。

今年度中に今年度中を目途に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

向山世田谷保健所長私からは狂犬病の予防注射につきまして 3 点順次お答えを申し上げます。

令和 6 年度の多くの狂犬病注射の注射率は 72.9% で全国平均の 70.8%、東京都平均の 69.4% を上回ってはおりますが更なる注射率の向上が必要です。

未接種の原因は様々考えられますが、飼い主が会員がいながら、病気であったり飼い犬の死亡届の届が提出されていない、あるいは会員の登録自体がなされていない場合などがあると推測されます。

区は、今後とも、予防注射の重要性等を周知し、やむを得ない事情の場合には、園地届を提出していただくことや、飼い犬の登録や死亡の届け出については、必要な手続きである点を周知。

協力を求めて駐車率の向上に努めてまいります。

次に未接種の大祭の督促についてでございます。

区は 8 月末時点で狂犬病予防注射が未接種の飼い主に対して 11 月に注射を促す再勧奨通称個別送付しております。

また、今年度は、宛先不明で返戻された方の一部に行くから架電し口頭で口頭での通算の感想や、必要な手続き等の御案内も行いました。

ご指摘の SMS 等による督促はコスト面では優れておりますが電話番号を把握していない言い方への対応や個々の状況に応じた案内相談が不可能可能性がございます。

区は今後、これらの課題を踏まえつつ他自治体の状況や効果等を注視してまいります。

最後に飼い主への啓発を抜本的に強化すべきというご意見にお答えします区では、継続してポスター区のお知らせ、ホームページ、SNS、イベント等を通じて、狂犬病予防注射の重要性と実施を周知しております。

近年注射率は微増傾向にあるものの、世田谷区、人と動物との調和のとれた共生推進プランに掲げる令和 13 年度の目標値の 80% に達するよう、より一層の周知啓発と注射の把握率の工場等が必要です。

狂犬病予防法施行規則が改正され、令和 9 年度からは通年で駐車が可能となる予定であることから、周知啓発、区民にとってより利便性が高い手続きのあり方等について獣医師会等とも意見交換を行って検討してまいります。

私からは以上です。

若林理沙議員選管に再質問いたしますが、ご答弁では、二重投票の防止策として引き続き名簿対象児の確認を徹底することでした。

しかし同一重賞同棲では区別が難しい場合がある上、住所と生年月日がわかれば投票できてしまうのかという懸念もあります。

また全国でも取り間違い等の事案が報告されており、現行運用には一定の限界があると考えますが、具体的にどのように防止していくのか伺います。

吉永選挙管理委員会事務局長再質問にお答えいたします。

当委員会では、投票所入場整理券を持参した選挙人に対し、お名前をお呼びすることで、本人であること整理券が本人のもので間違いないことを確認するとともに、パソコン上に表示された選挙人名簿の情報と、本人の年齢や性別に齟齬がないかを確認しております。

また、他人になりすまして投票しようとした場合は2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科されることとなっており、事件となった場合は投票所に配置されている警察官が対応することになります。

公職選挙法では、名簿対照する際には、あくまで性善説に基づいております。

マイナンバーカードなどで本人確認をした場合、通勤や買い物ついでに気軽に期日前投票をする方のハードルが高くなるなど、選挙人の利便性を妨げてしまうため、犯罪行為を犯す前提の制約説をとることは難しいものと考えております。

全国の選挙人の取り違い報道などは、いずれも事務方の確認不足が原因であり、引き続き、名簿対象児の確認を徹底してまいります。

以上です。

若林理沙議員今のご答弁だと同姓同名や同一住所の場合の対策案についてお伺いできませんでしたのでもう一度お願いいたします。

事務局長吉永選挙管理委員会事務局長はい選挙人選挙については、投票所入場整理券を持参したことで、その整理券のお名前を直接およびすること、それに対して返事をしていただくことそれから選挙人名簿に表示された本人の年齢や性別に齟齬がないかを確認しております。

お名前をフルネームでお呼びすることについて名字名前、両荘方を確認していることと承知しております。

以上でございます。

以上で若林理沙議員の質問は終わりました。

次に、25 番中塚幸代議員以上 25 番中塚さちよ議員働いて働いて働いて働いて働いて働いてまいります。

これは2025年10月に自民党総裁に就任した高市早苗氏が所信表明において発した言葉です。

この言葉が多くの反響を呼んだ背景には、働くということに強い勝ち多く、日本人の国民性価値観が感じております。

強いメッセージに過労死を助長するのではないかといった懸念も挙げられた中、選挙で大勝した高市首相からは早速、裁量労働制の見直しといった話も聞こえてきています。

生活者第1の視点に立ち、持続可能な経済の発展を実現していくためには、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方から自分に合った働き方を選び取り、社会に参加できる取り組みが不可欠です。

誰ももう無理とならない安心できる働き方の確立セーフティーネットの早急な整備を目指

し、以下質問と政策提案を行ってまいります。

最初に、シニア世代の手取りを増やし、地域経済を支える取り組みについて質問します。

区においては、65歳以上の高齢者が人口の2割を超えて増加の一等をたどっています。

高齢期の所得確保は個人の生活課題にとどまらず、地域全体として、高齢期の生活設計を支えていくことが区の持続的発展のためには欠かせません。

私は昨年予算特別委員会で、60歳の崖問題 60歳定年後に再雇用されても年収が激減することから、激減することから、やりがいと人口良い賃金が得られる求人の開拓を求めましたが、今回取り上げるのは、65歳のおかげです。

65歳以降は本格的なリタイア年金受給がスタートする一方で介護保険第1号被保険者としての保険料負担が発生し、可処分所得はさらに圧迫されます。

本稿含め、東京などの都市部においては、晩婚化の影響等により、住宅ローンが残っている世帯や子供が就学中で教育費がかかる世帯、さらには親の介護費用を負担している方々も少なくありません。

年金だけでは生活できないと、区内でも多くの高齢者が60代以降も働き続けている実態があります。

令和4年度世田谷区高齢者ニーズ調査、介護保険実態調査報告書によると、65歳から74歳、いわゆる前期高齢者男性の5割以上、女性も65から69歳の42.8%が収入が得られる仕事をしていると回答しています。

全体の3割以上は生活が苦しいやや苦しいと答えており、男性の前期高齢者では、現在働いていない方々のうち約4分の1が仕事を探している、あるいは仕事をしたいと答えています。

一方、昨日我が会派桜井議員が代表質問で触れた通り、区内中小企業や個人商店などでは人材確保が厳しく、人手不足倒産も深刻化している現状があります。

こうした企業等と豊富な経験や専門性を持ち、働く意欲のあるシニア層を結びつ出ることができれば、高齢者の手取り増加、企業の人材不足解消、地域内所得循環の拡大、区税収入の安定化など、様々なステークホルダーにとってメリットが生まれます。

高齢者の方々を福祉や支援の対象ではなく、地域経済を支える資源として捉え直す視点が重要です。

先に引用した区の調査によると、収入のある仕事をしているうち44.4%が何らかの機能低下の恐れがあると判定された総合事業対象者であります。

さらに23.3%は要支援1か23.3%は要介護1以上、つまり働く高齢者の4人に1人以上は、要支援要介護認定を受けながらも働いているという結果で、正直私も驚きました。

そこで注目したいのは、個人事業主や業務委託という働き方です。

調査では、仕事を探している。

これから仕事をしたいと回答している高齢者が希望するお仕事としてシルバー人材センター会員自営業個人事業主が上位2位となっています。

雇用される働き方よりも体力や都合に合わせて柔軟に自分の好きな仕事をして収入を得たいという高齢者の意向がここから読み取れます。

そして、ここが肝なのですが、個人事業主として業務委託で働く場合、厚生年金の在職老齢年金の調整対象とならないため、働いた分が手取りに直結しやすいという特徴があります。すなわち、月額合計 51 万円、本年 4 月からは 65 万円を超えても、その分の年金が没収されず、年金プラス仕事の報酬で現役時代と遜色ない収入を維持することも可能ということです。

シニア世代の手取りを増やし、地域経済を支える雇用ではない新たな働き方のお仕事支援について区の見解を問います。

一方でこうした働き方には懸念もあります。

雇用ではないことから、労働法上の保護がありません。

最低賃金の適用なし、解雇規制なし。

いつでも契約終了される危険性労災保険原則なし。

有給休暇なし。

これらは、体力や健康リスクがある高齢者にとっては大きな課題です。

また報酬未払い契約条件の曖昧さ、過度な業務要求、偽装請負問題など法的知識が不足している場合、不利な契約を結んでしまうリスクがあります。

委託する事業者側委託を受ける側双方に対する労働法の周知などにも合わせて取り組めないか区の見解を伺います。

次に障害者の手取りを増やし地域経済を支える取り組みについて伺います。

先般、区内で障害者の就労支援を行っている事業者の方から社会福祉法人や NPO 法人等が運営する就労支援事業所には中卒通所する際に交通費の補助があるが、運営法人が株式会社の場合には、交通費の補助が受けられないと落ち着きを聞きしました。

国の調査では、株式会社等の営利企業による就労移行支援事業所は約 5 割、就労継続支援 A 型は 6 割以上就労 B は 2 割強ですが、年々増加傾向にあるとのこと事業者が行った障害当事者へのアンケートには、私は障害年金も支給対象外なので、収入が B 型のポーチにしかなく、そこから交通費も負担するとお金が到底足りません。

工賃の半分以上が交通費という事実を知ってほしい。

社会復帰を見据えて通所回数を増やす予定です。

そうなれば交通費負担は確実に増加します。

社会復帰という目的のための通称であるにも関わらず、交通費を気にしながら利用を控えざるを得ないとすれば、障害福祉サービスの本来の趣旨に反するのではないのでしょうか。

といった切実な声が多数寄せられています。

法人種別に関わらず、障害当事者が手取りを減らさずに自立や就職のために必要な作業や訓練を行えるよう、区は通称の際の交通費の補助を同等化すべきではないのでしょうか。

また生活保護受給者の場合の交通費支給についてはどうなっているのでしょうか。

自治体によって運用に違いがあるとも聞いております。

本区では支給されているのであれば周知徹底をお願いします。

もう一つ、障害者の手取りを増やし地域経済を支える取り組みとして提案したいのは、B型事業所へのお試し発注の支援です。

地域の企業等が試しに仕事を発注し、利用者の方々の仕事ぶりやスキルを確認することで問題なく仕事ができるとわかれば安心して採用できます。

実際に就労Bでも、この方法で就職に繋がったケースもあると伺っています。

人材不足で困っている障害者雇用に関心がありながらも二の足を踏んでいる企業等に対し、区がお試し発注の費用助成を行うことで、企業等の人材確保と障害者の就職、経済的自立に繋がる可能性があります。

なんなら区では、現在複数の就労Bなどの事業所について、国が新たに創設した就労選択支援事業所の意向を進めていますが、一部の事業者では指定要件となる利用者の就職の実績が満たせていないという状況の打開に繋がることも期待されます。

区の見解を伺います。

最後に働く外国人の手取りを増やし、地域経済を支える取り組みについて伺います。

昨日の会派代表質問でも述べましたように、庁舎建設を初め、区内の建設現場などでは働く外国人が増えています。

ただ、俯瞰すると、外国人労働者といってもひとくくりにはできず。

多種多様な資格技能制度やビザで来られています。

区はこうした外国人労働者の実態把握調査等を行っていますでしょうか行っていないようならまずは調査やデータ収集を行うことを求めます。

調査を行うことで、区内の外国人労働者の特徴や課題、雇用する側の企業等のニーズや困りごとなどが具体化できると思います。

国籍を問わず誰もが安心して働き暮らせる世田谷区にするため、外国人向けに働く上で必要な労働法や契約条例などの周知を求めます。

また雇用側には人材確保等支援助成金等国や都などの補助制度がございます。

高度人材の獲得も視野に効果的な制度活用が進むよう、中小企業事業主を対象としたセミナー等の実施もあわせて求めます。

区の取り組みを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

五十嵐経済産業部長私から4点ご答弁いたします。シニア世代に対する新たな働き方での就労支援や雇用側被雇用側双方への労働法周知などについてです。

事業者の人手不足が大きな課題となる中シニアの就労促進は働く側のみならず事業者にとってもメリットがあるものと認識しております。

また、お話の業務委託での就労は雇用保険の負担減やより多くの収入確保という点からも意欲が高いシニアの充実した就労に繋がると考えます。

区では昨年度、心や就労の後押しのため支援メニューや就労実例をわかりやすく案内した冊子を発行しました。

加えて三茶おしごとカフェでシニア就労のマッチング支援を進めておりますがより自身の経験や知見を生かした就労を実現させるため業務委託を含めた幅広い求人開拓に努めており今後も就労の選択肢拡大を図ってまいります。

充実したシニア就労には業務委託契約の利点やフリーランス法などの理解促進も必要になりますので三茶おしごとカフェでの労働相談や事業者向け、労働法セミナーに加えシニア向け就労セミナーでの周知など引き続き、多様な働き方の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に区内で働く外国人に関する実態把握調査等についてでございます。

区では毎年、外国人区民へのアンケート調査を実施している他令和4年度の意識実態調査では職業や在留資格を始め就労での困り事などを聞き取り区内在住外国人の就労に関する実態把握を行っております。

また、区内の事業者に対しても外国人材の雇用状況や就労に当たっての課題等を調査しております。

今年度調査では、外国人材を雇用している事業者が27%今後の採用意向ありが15%採用予定なしが53%で昨年度の同調査の結果からは言葉や文化の違い、スキルの不安等に課題を感じていることを確認しております。

事業者の人手不足が進む中外国人材の重要性も増していることから外国人就労のデータを他の雇用関係データとともに仮称世田谷区雇用白書として取りまとめ適切な実態把握と政策展開に活用するなど、今後も外国人の就労促進と働きやすい環境整備に努めてまいります。

次に、外国人向けの働く上で必要な労働法などの周知についてです。

日本における外国人の就労に当たっては労働法は管理者の要望も多く、理解が難しいものと想定されますそのため区では、令和5年度より厚生労働省やCROSSINGせたがやと連携し留学生を含めた外国人向けの就労木曾千歳実就労基礎地租基礎知識セミナーと社会保険労務士相談会をセットで実施しております。

セミナーは英語で実施し時間外労働の仕組みや男女雇用機会均等法の内容日本における内定の意味など終了にあたり知っておきたい基礎知識を伝えその後の相談会は、英語以外にも中国語や韓国語など多言語に対応して行っております。

労働法に加え、区での就労では契約条例の理解も重要となります今後セミナー等で、同条例の内容を伝えるとともに三茶おしごとカフェでの労働相談や厚生労働省の相談機関への適切な引き継ぎなど相談者の状況に合わせた支援に努め、外国人の就労を支援してまいります。

最後に外国人を雇用する事業主を対象とした補助制度のセミナー等の実施についてです。

昨年度の産業基礎調査で、事業者の外国人雇用における課題を聞いたところ言葉や文化、習

慣などコミュニケーションの不安が上位となりました。

そのため厚生労働省と連携した事業者向けの外国人雇用セミナーにやさしい日本語の説明を追加した他三茶おしごとカフェでの多様な人材が勝つ活躍できる組織作りセミナーや区の人材マッチング事業で外国人採用を取り上げるなど課題に合わせた支援に繋がるよう工夫してまいりましたこうした取り組みを着実に進め、事業者の人材確保や育成定着に向けて外国人就労の環境を整備していくためには、国や都の補助金を有効に活用していくことも重要であると認識しております今後も区で実施する外国人就労に関するセミナー等において国などの補助金を始めとする事業者が活用できる制度や先進事例等を広く周知し、外国人とともに円滑な事業活動が行えるよう、事業者支援に努めてまいります。

以上でございます。

杉中障害福祉部長、私からは、障害者の就労支援について2点ご答弁いたします。

まず、就労支援事業所の交通費の補助についてです。

就労支援事業所への利用者交通費を含む運営費補助は介護訓練等給付事業補助金として、東京都の補助制度を活用して交付しています。

では、交付対象営利を目的としない民間法人と規定されていることから、区の運営費補助についても、株式会社は補助の対象外としています。

一方で、昨今、株式会社の事業所も増えている状況にあるため、利用者支援の観点から、今後の事業所への支援のあり方についてとの意向も確認しながら研究してまいります。

次に、お試し発注も含めた就業先の拡大についてです。

障害者の就業先の拡大は重要な課題であり、障害者就労支援センターが就職先企業の新規開拓を行っている他、短時間就労せたジョブ応援プロジェクト等を通じて、多様な働き方、就業先の確保に取り組んでいます。

また、企業からの仕事の発注については、世田谷セレブとして、区内障害者施設の経営ネットワークの仕組みを活用し、各施設への仕事の仲介や複数施設での共同受注などを支援しています。

お試し発注については、仕事の発注増加を通じて就労機会の向上が期待できる一方、お試し発注への補助の仕組み構築は更新の制度上の制約や発注金額の妥当性など課題もあると考えています。

今後区としては、障害者雇用促進協議会の場等も活用しながら、おとし8を含め、就業先の拡大に向け、効果的な就労支援策の充実に取り組んでまいります。

以上です。

田中保健福祉政策部長私からは、生活保護制度の交通費についてご答弁いたします。

生活保護制度における生活移送費は、行政手続きや就労支援事業所への通所など、日常生活上必要な移動に対し、経済的理由で、交通手段の確保が難しい方を支援するものであり、また、就労に向けた取り組みを後押しする重要な制度です。

実績については、他の自由も含め生活移送費としてまとめて支給しているため、就労 B 型

施設通所分に限定した数字としては把握しておりませんがケースワーカーが状況を確認した上で、必要に応じて案内を行っており、一定の利用があります。

区では、対象となる事象について、ケースワーカーが詳細に把握し、丁寧な説明をしていることから、基本的には全ての方に支給ができていると考えております。

また、収入認定の向上や生活、移送費の計算については、東京都の生活保護運用事例集に基づき、一律の方法により行っております。

今後も引き続き、制度内容の周知や、より一層ケースワーカーによる丁寧な説明の徹底により、対象となる方が、必要な支援に繋がるよう努めてまいります。

以上です。

中務詩央議員 1. 自分の質問のところで訂正ですがシニアのあの業務委託について委託側と受託側について労働法の周知と言いましたけどこれ労働じゃないフリーランス法ですので訂正いたします。

それから障害者の就労支援事業所への交通費の件ですけど、これ東京都の意向を確認とか言ってますけれどこれ他の県とか大阪府は既に阿野様工場を認められてます合理的な理由は何もありませんので東京都にしっかり要望という強い姿勢で臨んでいただきたいと思いません。以上で中塚幸代議員の質問は終わりました。

次に、28番川上晃一議員、28番川田みこ一議員緑を守り増やす取り組みについて伺います。区議団が今年に入り行った区民アンケートで、地球温暖化対策、環境政策について関心のあることは何ですかの問いに対して、自然再生エネルギーの活用について、樹木を増やすの回答が多く寄せられています。

また、世田谷区では、令和7年に緑に関するプレアンケートを実施しました。

あなたが関心のある緑の効果はという質問に涼しい木陰を提供してくれると空気を綺麗にし、気温湿度の調整に役立つの回答が上位を占めました。

世田谷区緑の基本計画は令和10年4月の新計画の改定に向けて、この間検討が進められています。

私は令和6年第3回定例会一般質問で、都市のヒートアイランド現象を緩和や雨水の九州大気汚染対策、熱中症予防など様々な効果を持つ僕の樹冠被覆率の重要性について、区の認識を問い、緑の基本計画における項目の樹冠比率の際、縮率の採用と目標を持つこと、公共空間で樹冠被覆率を高める方針を持つことを求めました。

ある地域の中で、樹木の枝葉で覆われる面積の占める割合が、樹冠被覆率ですが、街路樹の時間が道路を言えば、曲射日光が当たる道路より、路面温度が20℃も下がる効果があります。

世界各都市では、温暖化ヒートアイランドに対して最も効果的、経済的だということで、樹冠被覆率を高める取り組みが進められています。

オーストラリアでは2009年に46.4℃を記録し、森林火災と、その熱波で500人超が亡くなったことを受け、2021年に森の中の都市作りを目指す。

アーバンフォレスト戦略が始まりました。

ポイントは行かんヒック率を高めることで、シドニーでは、グレーター指導に地域に 2030 年までに 500 万本の樹木を植え、樹冠被覆率を 40%に拡大する計画が進行中です。

フランスのリヨンメトロポールは、2030 年までに 30%の目標です。

また、ニューヨーク市は 2035 年までに 30%に引き上げることを目指しています。

アメリカは樹冠被覆率を 30%に上げるため、森林局が多くの都市の樹冠被覆率をインターネットで公開し、樹冠被覆を増やすことを推奨しています。

各自治体は、政府が開発したプログラム、IT を用いて、1 本 1 本の樹木が環境にもたらす効果や金銭価値街路樹があることで、どれだけ地域の価値が上がるかも、市民に知らせます。樹木の価値を可視化することで、政府の予算を確保し、市民の理解を広げている。

そうした中で、市民も参加し樹木を増やし、育て置き場の掃除も行うようになっているそうです。

世界の取り組みを見ても、樹木によるすぐ下や木陰を求めるアンケート回答を見ても、気候危機対策として、樹冠被覆率を目標として位置づけ、樹木を増やす取り組みを加速させることが急務だと考えます。

僕の樹冠被覆率の採用に向けた検討状況を伺います。

また、令和 8 年度に予定しているみどりの資源調査について、樹冠被覆率の観点からの調査に取り組むことを求めます。

見解を伺います。

世田谷区農地保全方針についてです。

私は以前、議会質問において、相続の関係から、尾山台 2 丁目の生産緑地を解除したとき、区が買い取りを行わなかったため、地主の方が、大手デベロッパーに売却。

その土地の竹林とけやきもちの木などの樹齢 100 年を超える大木が伐採され、宅地造成工事が行われた問題について取り上げました。

今般区は、世田谷区、農地保全方針を見直し、新たに世田谷区脳緑保全活用方針案を示しました。

見直しの背景に、相続によって生産緑地が売られること農地の減少が依然続いている状況に鑑み、世田谷の農地保全の取り組みを進める必要があるとしています。

緑の保全活用の取り組みについて多様な農業者への支援や農地を守るまち作りの推進などの農業振興、7 地区の農地保全重点地区の指定農業振興等拠点の整備に加えて、農業振興と拠点以外の公有地化による農地の保全活用が挙げられており、区内に点在する農地を保全するため、取得効果を勘案し、個別に用地取得の検討を図るとされています。

農地保全重点地区から外れている。

生産緑地についても、用地取得を進めるということですが、尾山台 2 丁目の生産緑地は、農地保全重点地区から外れたところにありました。

今回の方針見直しでは、脳のみどりの保全活用を促進するとしています。

今後、尾山台2丁目の竹林のようなことを繰り返さないってだけとなりうるのか。

区内の大切な緑を守れるのか。

農地保全方針の改定についてこれまでの成果と今後の区の方針について伺います。

等々力溪谷公園は、令和5年の東北発生で公園内への立ち入りという小道の通行ができませんでした。樹林地を健全に維持するための作業を行い、今年3月の全面開放が予定されています。

地域住民の方はもちろん、区内外の方外国人観光客などにとっても待ちに待った再会。

警告の自然を満喫するため、たくさんの人たちが訪れることを嬉しく思います。

この間警告の樹林地環境の改善が行われてきた中私が提案したふるさと納税を活用した等々力溪谷プロジェクトに多くの方が賛同し、等々力溪谷の環境を守ることへの新たな幅広い関心が寄せられました。

等々力溪谷公園の再開が予定されている中、このことを契機として、今後の等々力溪谷の環境を守る住民参加の取り組みを強めてはいかがでしょうか。

見解を伺います。

区内に住み続けられるための住宅施策について伺います。

令和8年度から5年間にわたり、子育て、若者夫婦の区内定着を図るとして定住応援事業、住みかえ応援事業が新たに実施されることになっています。

応援金交付の対象となっている区内の建築購入等や民間賃貸住宅に住みかえをすることができるのは、一定以上の出力を持つ世帯に限られ、応援金も一度限りのものでどこまで効果が見込まれるかは疑問が残ります。

定住応援事業、住みかえ応援事業で、どのような効果を期待するか伺います。

物価高騰で家賃値上げが生活を直撃している中、住宅条例を持つ世田谷区が安心して暮らせる住まいの提供に力を尽くすことは引き続き、区民に果たすべき責任です。

私は昨年議会質問で、世田谷区、第4次住宅整備方針の好機方針策定において、区営住宅を増やす方針を持ち、若者現役世代が低廉で安心して住み続けられる住宅整備を区として進めることを求めました。

住まいは生活の基本であり、憲法25条が保障する生存権の土台です。

公営住宅法では、国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

住宅整備方針では住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に係る施策として、セーフティネットの中核となる区営住宅等の再戦を挙げています。

我が党は今議会中条議員の代表質問で、区営住宅を増やす方針を明確に示すことを求めました。

区は、現状把握とともに、公的住宅としてのあり方を検討していくと答弁しました。

世田谷区が熊井は人権の立場で、住宅のセーフティーネットである。

府営住宅を増やす方針を持つこと改めて求めます。

杉並区は府営住宅の抽選に落選した 1 人親世帯を対象に、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成する制度を実施しています。

世田谷の区営住宅の応募倍率は 14 倍となり、入居を希望しても入れない区民が多く残されています。

今年区議団が実施した区民アンケートには、子供たちに頼らず 1 人で暮らしていきたいので、区営住宅を増やし、入居しやすくしてくれると助かる。

今は民間の賃貸住宅に住んでいるか、家賃のためだけに働いていると回答された方がいらっしやいました。

誰もが安心して、区内に住み続けられる施策がまだまだ必要です。

昨年議会で質問しましたが、区営住宅の入居要件を満たしていながら、区営住宅に入れない人を対象とした家賃補助制度実施の検討について見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

堂園みどり 33 推進担当部長私からは、緑を守り増やす取り組みの 3 点についてご答弁いたします。

最初に項目の時間被覆率についての調査についてお答えします。

項目を含む多様なみどりが街に増えることは、ヒートアイランド現象の緩和や景観形成、生物多様性の保全など、多くの効果をもたらす、都市の環境を守る上で重要なものと認識しております。

現在みどりの基本計画の改定作業において、次も口分発高さデータを組み合わせ、樹木の高さ別の樹冠被覆の現状や経年変化について分析を進めております。

令和 8 年度に予定しているみどりの資源調査の結果についても同様の分析を行い、最新の樹冠被覆の状況を把握してまいります。

今後は次官被覆率の状況の把握など現在実施している分析を踏まえて、より効果的な緑の施策に繋がるよう、計画改定に取り組んでまいります。

次に、農地保全方針の改定について、これまでの成果と今後の方針についてお答えします。

区では平成 20 年に緑の基本計画を改定し、平成 21 年には農業振興計画と農地保全方針を策定した上で、これまで農業振興等、脳のみどりの保全に取り組んでまいりました。

ご質問の生産緑地の買い取りについては、後ほど、農地保全方針も踏まえ、これまで約 11.4 ヘクタールの土地を都市計画決定し、このうち 4 ヶ所で約 5.8 ヘクタールの農業公園を改善するなど、緑の保全活用を進めてまいりました。

一方で市街化の進展や相続により農地の減少が続いていることから、令和 8 年 3 月に農地保全方針を改定し、農地従来のみどりの保全をより一層推進していくか考えてございます。今後は、令和 10 年 3 月の緑の基本計画改定に合わせ、農地保全重点地区や農業振興等拠点の位置づけの見直しについても検討を深めてまいります。

最後に、等々力溪谷公園における住民参加の取り組みについてお答えします。

等々力溪谷公園は、令和5年7月号と僕を受け、来園者の安全確保のため、翌日より、園内の大部分を閉鎖し、樹木医の診断を受け、剪定や伐採などの樹木対策作業を進めており、来月3月下旬を目途に全面開放する予定でございます。

等々力溪谷では、これまでも地域住民団体である等々力溪谷保存会が清掃活動の他に、タケノコ掘りや七夕飾り、美観があり体験など、多様なイベントを通じて、警告の魅力発信に取り組んでおります。

また隣接する玉川野毛町公園でも区民主体の玉川野毛町パークらぼにおいて歴史ボランティアによるガイドウォークを実施し、警告の魅力発信と他の団体との連携も育まれてきました。

今回の閉鎖と再会減を契機にふるさと納税やPR企画などを通じて、新しく計画に関わってくれる方も増えており、従来の担い手とともに、繋がりを大切にしながら、魅力向上と愛着の醸成に努め、広く参加いただけるよう環境作りを進めてまいります。

私からは以上です。

佐々木都市整備政策部長私からは、住宅施策についてお答えいたします。

まず、定住住み替え応援事業で期待する効果についてです。

本事業は、第4次住宅整備後期方針に基づき検討したもので住宅費の負担を背景に、0歳から4歳児世帯や子育て世帯の中心である30代以降中心に転出超過が続いている状況も踏まえ、子育て、若者夫婦世帯に対し、区内に住み続ける選択を後押しすることを目的として実施するものです。

地域の活力、未来の担い手として期待される子育て若者夫婦世帯の区内定住を図り、人口構成比の安定や地域コミュニティの維持向上に繋がる効果を期待しております。

また、令和8年度からは、区営住宅の再編やファミリー向け賃貸住宅の供給促進策についても検討を進め子育て世帯等が区内に住み続けられるための施策を多層的に実施することで、多様な居住ニーズを幅広く応える答える住環境作りを目指してまいります。

次に受区営住宅に入れない方への家賃補助についてです。

区営住宅の募集倍率は依然として高く、1人親や足し世帯等を含め入居を希望する全ての世帯への供給が困難な状況が続いており、課題として認識しております。

こうした状況においても、既存ストック銃口を活用し、子育て世帯に向けた重厚拡充し、入居を優遇するなど多様な急遽、多様な居住ニーズに柔軟に対応した10戸の供給に努めてまいりました。

議員ご提案の区営住宅への入居は叶わない世帯への家賃補助制度などの支援については、他自治体の実施状況を踏まえますと、対象とする世帯要件や補助機関などの設定など事業化には多くの課題があると考えております、まずは世田谷区公営住宅長寿命化計画の見直しの中で需要分析し、ニーズに即した区営住宅の供給について検討を進めてまいります。

以上でございます。

川上晃一議員農地法司法保全方針の改定について先ほど質問しましたけども生産緑地の会

鳥居についての答弁を振られてましたけどもこの生産緑地の減少が続く中、この用地取得、生産緑地の用地取得のための具体的な取り組みについて伺います。

堂園みどり 33 推進担当部長再質問にお答えします。

やむを得ない事情により営農継続できない生産緑地を公園緑地として取得活用することは、地域の貴重な緑の量、質の確保に資するとともに、緑の拠点形成に繋がるものと区では捉えております。

今回の農地保全方針の改正では規模の大きい農地保全重点地区内に位置する農業振興等拠点の拡充を検討することとしております。

また農業振興等拠点以外の生産緑地についても一定の条件を満たす場合には、取得の検討ができるよう改正する考えでございます。

今後は脳緑を長期的に守るため、公有地化の可能性を含めて、保全に向けた検討を進めるとともに、用地取得の効果や財政面の課題も踏まえながら総合的に検討を進めてまいります。

以上でございます。

川上晃一議員引き続きしっかりと検討していただくことを求めまして質問を終わります。

はい以上で川上晃一議員の質問は終わりました。

次に、39番佐藤雅之議員、39番佐藤雅之議員それでは以下通告に基づき質問をいたします。

まず、区民との協働で守る世田谷の風景についてであります。

ご存知の方もいらっしゃるかもわかりませんが昨年の11月の30日、成城4丁目に所在をします。

北見不動堂が就労をいたしました。

1876年明治9年に北見の大在住の方々によって設立されたこの道は約150年に渡り、世田谷の風景として愛されてまいりました。

1941年に北見に所在をいたします。

経験値のを経済部集うとなった後も変わらずに地元の区民の皆さんに親しまれてまいりました。

私も昨年の末に、このお堂が主導となるということを軽減次の段階の方からお伺いをし、衝撃を受けたわけでありますけれども、区民にとって当たり前と思っていた警官がこうも容易に変化してしまうという様に、本当に衝撃を受けたわけであります。

本区には、世田谷百景や地域風景資産といった区民に愛される風景を世田谷の貴重な地域資源として記録押しとどめるための制度が存在をしています。

平成19年には、景観法に基づき、良好な景観の保全形成を図るなど、景観行政を担う自治体である景観行政団体に本区は都内良い市区町村で初めて登録をされ、平成20年には、景観法に基づく風景作り計画を策定をし、区民事業者区の協働によりまず区内でも先駆的な風景作りを主導してきたと承知をしています。

区民に愛される風景を守る努力を重ねてきたと承知をしておりますけれども、本件北見不

動堂のような区民に愛される建物を守ることができなかつたのは残念であります。

世田谷百景や地域風景資産に加えて、区民に愛される風景を、今後はどのように維持していくのか、その見解をお伺いしたいと思います。

一方で、区民にとって親しみのある風景を守るのは、風景作り計画でも言及があるように、区民事業者区の協働が必要であります。

特に行政の努力だけでは完結をしないと私は考えます。

そこにある当たり前の親しみある風景を守るためには、風景を愛する、区民の皆さんの努力も欠かせないと考えます。

区民との協働をどのように実施をしていくのか、今後の見解をお伺いをしたいと思います。次に、世田谷の桜を守るために、であります。

私には守りたい風景がもう一つあります。

世田谷の桜であります。

世田谷 100 件の中にも、桜並木の呑川緑道正常の桜並木大倉団地とさくら多摩川土手の桜など多くの桜の風景が登録をされております。

区民に親しまれている桜庭。

まさに世田谷の風景そのものと言っても過言ではないと私は思います。

しかしながら、近年桜を取り巻く環境は激変をしております。

パネルを御覧ください。

あの虫なのであまり得意じゃない方はちょっと気をつけて見ていただきたいと思うんですが、このクビアカツヤカミキリというものの酸存在であります中国等の東アジアを原産とする害虫でありまして、木製のパレットに規制をして我が国にたった 5 匹を到来をし、それが大繁殖をしまして、日本人のサクラを食い荒らして回っているということでもあります。詳しい話はこの中に載ってますのでぜひ読みながら聞いていただきたいと思うんですが、2012 年に愛知県で発生が確認をされて以来、既に新宿区台東区、江東区などの東京区部では、2020 年に初めて確認をされており、成虫の飛翔距離が 2 キロであること、車両に付着押して移動が可能であるということを鑑みても、いつ本区に到来をしてもおかしくありません。

通常のカミキリムシの産卵数が約 100 個なのに対しまして、クビアカツヤカミキリの平均産卵数は約 350 個 1 本の桜の木に 50 匹から 60 匹が規制をしまして幼虫となって 2 年ほどで、樹木の表皮から中心部に先行し、3 年目の 6 月の初旬に成虫が脱出するということがあります。こんなふうにはですね、被害がひどいと昨日とかもこんなに食べられてしまうわけがあります。

発生から 3 年で桜は衰弱をし、大量に規制をしている場合は、この樹木そのものを伐採しなければならなくなってしまう。

群馬県の桐生市では、クビアカツヤカミキリの発生を受けまして、本年度、市内 26 の公立の小・中学校の桜の木を全て伐採をするという決定をしまして NHK でもその旨は放映され

ておりました。

発生が確認されれば、高い確率で桜を傷つけることにもなりますし、最悪の場合、桜がなくなります。

区民に親しまれた世田谷の風景、桜が消失をするかも知れないわけであります。

その分水嶺に、今、我々は立たされております。

桜の世田谷の桜を守るために、この議場にお揃いの皆さんの、ぜひお力を貸していただきたいと思えます。

まだ本気では、クビアカツヤカミキリの存在は確認をされておられませんけれども確認をされれば、この2年が勝負であります世田谷の桜を守るためにクビアカツヤカミキリをどのように発見をし、駆除するのか真剣に検討すべきタイミングに今あると言えます。

区内の桜の場所を把握をし、世田谷百景や地域風景資産などに登録をされている桜の重要性をどのように整理をするのか、対処マニュアルの整備、自治体を超えて繁殖移動することから、近隣自治体との広域連携の必要も星も考える必要があります。

区の見解をお伺いをいたします。

先に述べました世田谷百景地域風景資産には多くの桜が登録をされております。

こうした桜の風景は、区として守るべき優先順位の高い策だと私は言えると思えますけれども、こうした桜このたび改定となる風景作り計画の中でどのように位置づけられ、実効性が担保されることになるのか、お伺いをしたいと思えます。

また、このクビアカツヤカミキリの駆除の過程で仮にこの伐採される樹木が出た場合、これ売却をするなど税外収入の確保に繋げるという観点も私は忘れて欲しくないなというふうに思っておりますがこの天空はどのようにお考えになるかお伺いをしたいと思えます。

最後に、避難所への理解促進と、在宅避難の啓発についてであります。

昨年末、地元の組織替えて実証されました防災塾でハグを体験する機会に恵まれました。

その席上で、避難所運営マニュアルを参考に、ハグを進めていったわけでありましてけれども、参加者は避難所運営マニュアルの存在をそもそも知らなかったという声や、在宅避難への理解も十分に進んでいない様子が手に取るようにわかったわけでありましてけれども一方で、祖師谷の避難所運営マニュアルはかなり精度の高いものであると評価されているんだということを様々な参加者から声が寄せられておりました。

こうしたマニュアルは、例えばPTAの会合でありますとか、小中学校の入学式など保護者が集まる場所で配布をすれば、在宅避難の告知とともに、避難所への理解が進むのではないかという声が寄せられました。

避難所運営に従事をする地域人材はマニュアルの内容は、象徴しておりますけれども、学校に児童、児童を通わせる保護者が避難所の役割への理解や在宅避難への理解を推進するために、このマニュアルの配布自体は困難としても、こうした学校行事の機会などを捉えて、避難所となる学校に児童を通わせる保護者にこそ避難所の役割を理解していただく機会を創出すべきと考えます。

学校行事の機会を捉えて、保護者向けに、避難所の役割や在宅避難の啓発を行うことは有意義と考えますけれども、区の見解をお伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

堂園みどり 33 推進担当部長私からは 2 点ご答弁いたします。

最初にクビアカツヤカミキリの対処についてお答えします。

クビアカツヤカミキリは、国の特定外来生物に指定されており、4 月ごろから 11 月頃にかけて桜や梅などを食い荒らし、カラス恐れがあり、区としても生態系や景観への影響を及ぼす重要課題として認識しております。

区ではこれまで都や関係機関の研修参加による知識向上や公園等の巡回での樹木確認に加え、ホームページやスクールボード等による注意喚起や関係団体への情報提供を行っております。

今後は万が一に備え、早期発見早期対応ができるよう、酒周知強化を図るとともに、区の現状や都の手引きなどを踏まえ、対応手順をまとめたマニュアルを作成してまいります。

これらの取り組みを進め、近隣自治体とも連携を図りながら、公園や街路樹はもとより、銘木百選や保存樹木地域風景資産など、区内の貴重な緑を将来にわたり大切に守っていただけるよう取り組んでまいります。

次に伐採木の売却や活用についてお答えします。

伐採木の売却については各校に要する手間や費用に加え、病害虫の混入や防虫処理されている場合が多く、人に配慮し、適切な処理を行う必要があり、整理すべきか、様々な課題がございます。

一方で、緑の活用としては、等々力溪谷の伐採剤で昆虫のすみかとなる因せぶとハウスを隕石とハウスを制作し、ふるさと納税の返礼品とする取り組みや、公園や市民局長で間伐した財についてチップ化して園内の舗装材として利用したり、再資源化施設へ搬出するなど、資源を循環させる取り組みを進めております。

区といたしましてはこれらの取り組みを踏まえ、安全性や経済性の課題にも十分考慮しつつ、地域団体や民間事業者と連携して、より一層、緑の利活用の推進に努めてまいります。

私からは以上です。

佐々木都市整備政策部長。

私からは風景について 3 点お答えいたします。

まず、地域風景資産などを守るべき桜について風景作り計画での位置づけと実効性についてです。

地域で愛されている桜などを地域風景資産など等に選定されている風景は地域の不風景作り活動団体により守り育てる活動が行われており、加え、技術的支援や専門家の派遣など、支援をしております。

一方でこうした活動団体には、担い手の不足、活動の継続性など課題もあります。

このたびの風景作り計画の改定では区民主体の風景作りを新たに章立てすることで、改め

て区民主体の取り組みの重要性を位置づけました。

今後は新たな計画に基づき、風景作りの活動への有益な情報の発信や活動団体同士が意見交換する場の検討気軽に参加できるイベントの開催など、より多くの区民が風景作りに携わりたいと思えるように、普及啓発活動に取り組み、活動団体間の連携や新たな担い手の確保を促進してまいります。

次に区民に愛される風景をどう維持していくかについてです。

区民に愛される地域の魅力的な風景を次世代へ引き継ぐことは重要であると認識しております。

一方で、民有地においては、やむなく売却されるなど地域に親しまれてきた風景が変わってしまうケースもございます。

こうした場所の再整備を行うに当たり、事業者には、風景作り計画に基づき、既存樹木の保存活用記憶を継承するデザインとするなど既存の風景資源を生かした計画とするよう誘導を図っております。

また市民緑地制度やの活用や緑地の取得による緑の保全、歴史ある建築物等の調査記録など関係所管課と連携した風景を守る取り組みを進めてきたところです。

合わせて、地域での風景の魅力の輪を広げるため、冊子の発行やまち歩き、都市デザインフォーラムの開催など、普及啓発を進め区民に愛される風景の1継承に取り組んでおります。最後に、風景を守るための区民との協働についてです。

地域の無魅力的な風景を共有し、共同で守り育てていくことは、世田谷の魅力の向上に繋がるとともに、ふるさと世田谷への郷土愛を育むことにも繋がる大切な取り組みと認識しております。

これまで世田谷百景や地域風景資産選定の他、地域の魅力的な風景を継承するルール作りと普及啓発重点区域に指定する界限形成地区など風景を守り育てる取り組みを区民との協働により進めてまいりました。

また今回の計画改定では、風景を継承するための様々な課題を踏まえ、クミンガ風景作りを身近に感じており、ふ感じ取り組める仕組みを整えることを掲げております。

今後子供を対象とした冊子の作成、区民活動の支援策の充実体験型の企画地域風景資産の制度の見直しなど、区民の参加の機会を増やし、風景作り活動の裾野を広げ、区民との協働による風景作りをさらに推進してまいります。

以上でございます。

うねめ砧総合支所長私からは避難所や在宅避難の周知啓発に関してのご答弁になります。

区では、在宅避難の推進に向けまして令和6年度には、在宅避難を支援する事業として防災カタログギフトのを全戸配布今年度はマンション防災向上促進事業を通して啓発を実施するなど、区民の理解促進に取り組んでまいりました。

総合支所でも防災意識や在宅避難等の重要性を広めるため防災イベントや、お話にありました。

避難所運営ゲーム、避難所運営ゲーム HUG を通しました防災塾の実施を初め啓発物資物等の作成や学校配布町会自治会におきましても地区防災訓練などによる継続的な周知啓発等に努めていただきまして地域への広がりは進んできてございますが十分には浸透されきれていないことの現状については認識してございます。

また在宅避難の困難な非難をされる指定避難所につきましては避難所運営委員会を中心に開設運営を担っていただいておりますが避難者にも、避難所運営への参加、そして協力が必要であり平時より訓練等を通じまして、避難所の運営やルールを知っていただき、より幅広い地域の住民の皆様へ理解と協力を得ていくことは大変重要と考えてございます。

避難所となります。

小中学校は地域との繋がりが深く、保護者は子供の安全確保への関心が高いことから区といたしましては避難所運営訓練の充実を図るとともに学校と連携し、在校生および保護者への訓練の参加促進を進め在宅避難の意義や避難所の役割等について知っていただけるよう引き続き関係所管とも連携しまして様々な機会を捉え、周知啓発として理解促進に努めてまいります。

以上でございます。

佐藤雅之議員はい瀬田川の桜について再質問をしたいというふうに思っています。

実は今月の頭に我々の自民党の世田谷区議団と世帯の増員協力会さん、それから世田谷区の緑良い政策課長担当係長と合同で勉強会を開催をさせていただきまして、このクビアカツヤカミキリの危機感みたいなものですね。

あの共有をしていただいたつもりであります。

これ皆さんのパネルにもですね7ページ8ページかな。

ちょうどあの桜の並木ビフォーアフターみたいな感じですね。

乗ってまして、本当にこんな感じで桜のか、気がなくなっちゃうんですよ。

あの瀬田川風景がどれだけ変わるかということをごひこれ見ていただいてイメージしていただきたいと思うんですけれども本当にあの危機的な状況だと思いますこの2年間私は勝負だというふうに思ってますんでぜひマニュアルの整備をしていただけるということでありましたけれども、これぜひ早急に進めていただきたいと思ひますし、ぜひ区長瀬田川の桜一緒に守っていききたいと私も思ってますんで、ちょっと心意気といひますか、決意をぜひ聞かせいただきたいというふうに思ひます。

お願ひします。

保坂区長佐藤議員の再質問にお答ひをします。

まず冒頭北見不動オートの話は大変私もショックでありましたこうしてお互いの風景長年親しまれてきた。

ところが変化をしてしまう失われていくということについては十分これまで以上に力を入れていかなければいけないと思ひます。

そして、お尋ねのですねこの風景を守っていく、そして桜についてですが区ではみどりの保

全創出や風景作りに関する施策を地域の皆さんと長年進めてきました。

区内では次世代に継承すべき貴重な緑の風景が数多く存在をしております。

敬土さんは区民参加のもと、一つ確認をし、そして共有してきたものであります。

桜や梅の樹木の保存も区民の大きな願いだということは私も改めて受け止めております。

クビアカツヤカミキリ桜や梅名をその食害する。

外来生物であり、長年守り育ててきた貴重な緑の存続を脅かすもの。

大変警戒すべきものだというふうに考えております。

今後作成するマニュアルを活用し、効果的に区民の方が1人1人1人からの情報提供というのは大変大事ですからまずは区民周知が進むように庁内でスクラムを組んで情報共有を図り、発信をしていく。

準備をしていきます。

また公園緑地学校等施設において日常業務で現場に出向いた際区職員自らがですね樹木に注意を払い変化がないかどうかというのもぜひ見ていくということも支持していきたいと思えます区民に親しまれ、愛されている緑の風景を区の財産としてしっかり守り繋いでいくために区が一丸となって区民とともにしっかり守っていく体制を構築してまいります。

佐藤雅之議員。

はい組と共同でというお話がありましたありがとうございます樹木医の先生なんかと話をしていると幼稚園とか保育園とか小学校に皆さんもご経験あるかもわかりませんが虫に詳しい虫博士の子供っていらっしやるとこの虫博士の子供たちと一緒に協働して発見をし撲滅をしていくってのは大変有意義だという話なんかもありましたんで、ぜひこれ所管またいで教育者間図書館なんかとも協力をしていただいでですね。

虫博士の世田谷区民の子供たちとも協働するということも区長がおっしゃってた区民との協働の一環だと思いますぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。

マニュアルの整備これから具体的にいろいろ進むというふうに思いますけれども、例えば和歌山県でこれ梅なんかも食害するもんですから南高梅を追うの産地である南部町ではこれ発見した方に1万円を配ってると先ほどの足利市では1匹50円潰したら1匹50円皆さんにお渡しをしているというあの例もあるようであります。

お金を配ればいいというものではないと思いますけれども、何かしらのインセンティブを設計していただくということも有意義だというふうに思いますんでぜひそのあたりもぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

本当に当たり前にある風景というのは当たり前にあるものではないということを改めて私も確信しましたし当たり前の風景をしっかり守っていくためにみんなで頑張っていきたいというふうに思います。

皆さん力を貸してください。

よろしく願いますありがとうございます以上で佐藤雅之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問は終了いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

なお、妙 20 日は午前 10 時から本会議を開催いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。